

衆議院

厚生労働委員会 議 録 第 六 号

平成十四年四月五日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 森 英介君

理事 鴨下 一郎君 理事 鈴木 俊一君

理事 長勢 甚遠君 理事 野田 聖子君

理事 釘宮 磐君 理事 山井 和則君

理事 福島 豊君 理事 佐藤 公治君

理事 岡下 信子君 理事 上川 陽子君

理事 北村 誠吾君 理事 後藤田正純君

理事 佐藤 勉君 理事 自見庄三郎君

理事 田村 憲久君 理事 竹下 亘君

理事 竹本 直一君 理事 棚橋 泰文君

理事 西川 京子君 理事 林 省之介君

理事 福井 照君 理事 松島みどり君

理事 三ッ林隆志君 理事 宮澤 洋一君

理事 谷津 義男君 理事 吉野 正芳君

理事 五十嵐文彦君 理事 石毛 鏡子君

理事 大島 敦君 理事 鍵田 節哉君

理事 金田 誠一君 理事 五島 正規君

理事 今野 東君 理事 土肥 隆一君

理事 三井 辨雄君 理事 水島 広子君

理事 江田 康幸君 理事 榊屋 敬悟君

理事 樋高 剛君 理事 小沢 和秋君

理事 木島日出夫君 理事 阿部 知子君

理事 金子 哲夫君 理事 中川 智子君

理事 野田 毅君 理事 川田 悦子君

議員 山本 幸三君

議員 金田 誠一君

議員 青山 二三君

議員 武山百合子君

議員 児玉 健次君

議員 中川 智子君

議員 坂口 力君

厚生労働大臣

第一類第七号 厚生労働委員会議録第六号 平成十四年四月五日

厚生労働副大臣

厚生労働副大臣

厚生労働大臣政務官

政府参考人

(内閣府政策統括官)

政府参考人

(文部科学省大臣官房審議官)

政府参考人

(厚生労働省労働基準局長)

政府参考人

(厚生労働省職業安定局長)

政府参考人

(厚生労働省社会・援護局)

政府参考人

(厚生労働省健康福祉部長)

厚生労働委員会専門員

宮武 太郎君

宮澤 洋一君

家西 悟君

加藤 公一君

中川 智子君

金子 哲夫君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

宮路 和明君

狩野 安君

田村 憲久君

江崎 芳雄君

清水 潔君

日比 徹君

澤田陽太郎君

高原 亮治君

宮武 太郎君

宮澤 洋一君

家西 悟君

加藤 公一君

中川 智子君

金子 哲夫君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

正する法律案(内閣提出第二〇号)

身体障害者補助犬法案(山本幸三君外六名提出、第百五十三回国会衆議院第二八号)

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案(山本幸三君外六名提出、第百五十三回国会衆議院第二九号)

〇森委員長 これより会議を開きます。

第百五十三回国会、山本幸三君外六名提出、身体障害者補助犬法案及び身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案(山本幸三君外六名提出、第百五十三回国会衆議院第二九号)の二案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

二案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長高亮治君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

〇森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〇森委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤勉君。

〇佐藤(勉)委員 おはようございます。自由民主党の佐藤勉でございます。

副大臣、また先生方、御苦労さまでございます。よろしくお願いを申し上げますが、介助犬のデモンストレーションというのを、当時私は厚生労働省で政務官をさせていただいておりましたので、立場上出席をさせていただいて、デモンストレーションを見させていただきました。非常に感激しましたし、身体に障害のある方、介助犬のあり方というのを本当に目の当たりにしまして、必要性を非常に感じたことを記憶しております。今回の提案に当たっては、先生方に心から敬意を表したいと思っております。

そこで、御質問させていただきますか、盲導犬を使用する視覚障害者であります、全国で約九百人おるといふような結果が出ておりますし、五十年近い歴史に支えられて現在に至っているというのには御承知のとおりだと思います。そして、平成十三年度から盲導犬の訓練事業について社会福祉事業として位置づけされているところであり、一方、十年ほど前から介助犬や聴導犬の育成も始められているのも現状であります。それらの育成については、社会福祉事業として位置づけがなされていないというのが現状だといふふうに認識をさせていただいております。

そんなことから、そのような犬を同伴した公共施設等の利用を保障する法令は全くない。これを促進するための通達が出されている盲導犬でさえ、日本の社会の現状としては、ホテルや飲食店においてしばしば同伴を断られたり、そのような裏づけのない介助犬や聴導犬に至っては、もちろん、ホテル、飲食店への同伴を受け入れ側の好意に頼らざるを得ないという現状があるんだと思います。まして、交通機関においても、会社ごとに乗車試験を受けなければならないなど、障害者の方々が、こうして犬を同伴して交通機関や施設を利用するために、大変な苦勞をしているというのが現状ではないかと思っております。

そこで御質問でございますが、本法案の趣旨は、いかなるものか、お答えをいただきたいというふう

で、立場上出席をさせていただいて、デモンストレーションを見させていただきました。非常に感激しましたし、身体に障害のある方、介助犬のあり方というのを本当に目の当たりにしまして、必要性を非常に感じたことを記憶しております。今回の提案に当たっては、先生方に心から敬意を表したいと思っております。

そこで、御質問させていただきますか、盲導犬を使用する視覚障害者であります、全国で約九百人おるといふような結果が出ておりますし、五十年近い歴史に支えられて現在に至っているというのには御承知のとおりだと思います。そして、平成十三年度から盲導犬の訓練事業について社会福祉事業として位置づけされているところであり、一方、十年ほど前から介助犬や聴導犬の育成も始められているのも現状であります。それらの育成については、社会福祉事業として位置づけがなされていないというのが現状だといふふうに認識をさせていただいております。

そんなことから、そのような犬を同伴した公共施設等の利用を保障する法令は全くない。これを促進するための通達が出されている盲導犬でさえ、日本の社会の現状としては、ホテルや飲食店においてしばしば同伴を断られたり、そのような裏づけのない介助犬や聴導犬に至っては、もちろん、ホテル、飲食店への同伴を受け入れ側の好意に頼らざるを得ないという現状があるんだと思います。まして、交通機関においても、会社ごとに乗車試験を受けなければならないなど、障害者の方々が、こうして犬を同伴して交通機関や施設を利用するために、大変な苦勞をしているというのが現状ではないかと思っております。

そこで御質問でございますが、本法案の趣旨は、いかなるものか、お答えをいただきたいというふう

で、立場上出席をさせていただいて、デモンストレーションを見させていただきました。非常に感激しましたし、身体に障害のある方、介助犬のあり方というのを本当に目の当たりにしまして、必要性を非常に感じたことを記憶しております。今回の提案に当たっては、先生方に心から敬意を表したいと思っております。

そこで、御質問させていただきますか、盲導犬を使用する視覚障害者であります、全国で約九百人おるといふような結果が出ておりますし、五十年近い歴史に支えられて現在に至っているというのには御承知のとおりだと思います。そして、平成十三年度から盲導犬の訓練事業について社会福祉事業として位置づけされているところであり、一方、十年ほど前から介助犬や聴導犬の育成も始められているのも現状であります。それらの育成については、社会福祉事業として位置づけがなされていないというのが現状だといふふうに認識をさせていただいております。

そんなことから、そのような犬を同伴した公共施設等の利用を保障する法令は全くない。これを促進するための通達が出されている盲導犬でさえ、日本の社会の現状としては、ホテルや飲食店においてしばしば同伴を断られたり、そのような裏づけのない介助犬や聴導犬に至っては、もちろん、ホテル、飲食店への同伴を受け入れ側の好意に頼らざるを得ないという現状があるんだと思います。まして、交通機関においても、会社ごとに乗車試験を受けなければならないなど、障害者の方々が、こうして犬を同伴して交通機関や施設を利用するために、大変な苦勞をしているというのが現状ではないかと思っております。

そこで御質問でございますが、本法案の趣旨は、いかなるものか、お答えをいただきたいというふう

で、立場上出席をさせていただいて、デモンストレーションを見させていただきました。非常に感激しましたし、身体に障害のある方、介助犬のあり方というのを本当に目の当たりにしまして、必要性を非常に感じたことを記憶しております。今回の提案に当たっては、先生方に心から敬意を表したいと思っております。

そこで、御質問させていただきますか、盲導犬を使用する視覚障害者であります、全国で約九百人おるといふような結果が出ておりますし、五十年近い歴史に支えられて現在に至っているというのには御承知のとおりだと思います。そして、平成十三年度から盲導犬の訓練事業について社会福祉事業として位置づけされているところであり、一方、十年ほど前から介助犬や聴導犬の育成も始められているのも現状であります。それらの育成については、社会福祉事業として位置づけがなされていないというのが現状だといふふうに認識をさせていただいております。

そんなことから、そのような犬を同伴した公共施設等の利用を保障する法令は全くない。これを促進するための通達が出されている盲導犬でさえ、日本の社会の現状としては、ホテルや飲食店においてしばしば同伴を断られたり、そのような裏づけのない介助犬や聴導犬に至っては、もちろん、ホテル、飲食店への同伴を受け入れ側の好意に頼らざるを得ないという現状があるんだと思います。まして、交通機関においても、会社ごとに乗車試験を受けなければならないなど、障害者の方々が、こうして犬を同伴して交通機関や施設を利用するために、大変な苦勞をしているというのが現状ではないかと思っております。

そこで御質問でございますが、本法案の趣旨は、いかなるものか、お答えをいただきたいというふう

で、立場上出席をさせていただいて、デモンストレーションを見させていただきました。非常に感激しましたし、身体に障害のある方、介助犬のあり方というのを本当に目の当たりにしまして、必要性を非常に感じたことを記憶しております。今回の提案に当たっては、先生方に心から敬意を表したいと思っております。

そこで、御質問させていただきますか、盲導犬を使用する視覚障害者であります、全国で約九百人おるといふような結果が出ておりますし、五十年近い歴史に支えられて現在に至っているというのには御承知のとおりだと思います。そして、平成十三年度から盲導犬の訓練事業について社会福祉事業として位置づけされているところであり、一方、十年ほど前から介助犬や聴導犬の育成も始められているのも現状であります。それらの育成については、社会福祉事業として位置づけがなされていないというのが現状だといふふうに認識をさせていただいております。

そんなことから、そのような犬を同伴した公共施設等の利用を保障する法令は全くない。これを促進するための通達が出されている盲導犬でさえ、日本の社会の現状としては、ホテルや飲食店においてしばしば同伴を断られたり、そのような裏づけのない介助犬や聴導犬に至っては、もちろん、ホテル、飲食店への同伴を受け入れ側の好意に頼らざるを得ないという現状があるんだと思います。まして、交通機関においても、会社ごとに乗車試験を受けなければならないなど、障害者の方々が、こうして犬を同伴して交通機関や施設を利用するために、大変な苦勞をしているというのが現状ではないかと思っております。

そこで御質問でございますが、本法案の趣旨は、いかなるものか、お答えをいただきたいというふう

で、立場上出席をさせていただいて、デモンストレーションを見させていただきました。非常に感激しましたし、身体に障害のある方、介助犬のあり方というのを本当に目の当たりにしまして、必要性を非常に感じたことを記憶しております。今回の提案に当たっては、先生方に心から敬意を表したいと思っております。

そこで、御質問させていただきますか、盲導犬を使用する視覚障害者であります、全国で約九百人おるといふような結果が出ておりますし、五十年近い歴史に支えられて現在に至っているというのには御承知のとおりだと思います。そして、平成十三年度から盲導犬の訓練事業について社会福祉事業として位置づけされているところであり、一方、十年ほど前から介助犬や聴導犬の育成も始められているのも現状であります。それらの育成については、社会福祉事業として位置づけがなされていないというのが現状だといふふうに認識をさせていただいております。

そんなことから、そのような犬を同伴した公共施設等の利用を保障する法令は全くない。これを促進するための通達が出されている盲導犬でさえ、日本の社会の現状としては、ホテルや飲食店においてしばしば同伴を断られたり、そのような裏づけのない介助犬や聴導犬に至っては、もちろん、ホテル、飲食店への同伴を受け入れ側の好意に頼らざるを得ないという現状があるんだと思います。まして、交通機関においても、会社ごとに乗車試験を受けなければならないなど、障害者の方々が、こうして犬を同伴して交通機関や施設を利用するために、大変な苦勞をしているというのが現状ではないかと思っております。

そこで御質問でございますが、本法案の趣旨は、いかなるものか、お答えをいただきたいというふう

うに思います。

○青山(二)議員 おはようございます。ただいまの佐藤委員の御質問に、私の方から御答弁をさせていただきますかと思ひます。

本法案の趣旨は、いかにということでございますが、身体障害者補助犬は、身体障害者の自立と社会参加に多大な貢献をいたしております。その普及や利用の後押しを図ることが本法案の趣旨であるわけですが、本法案では、柱として位置づけました政策は、まず一点目は、良質な身体障害者補助犬の育成とその普及を図ること、二点目としたしましては、身体障害者補助犬を同伴した身体障害者の公共施設の利用の円滑化を図ること、この二点でございます。

○佐藤(勉)委員 よくわかりましたので、この法案についてよろしくお願ひを申し上げます。

盲導犬、聴導犬、介助犬という別々の障害を持つ方が使う犬の訓練や認定については、それぞれの障害の特徴に合わせた基準や要件が必要になると思ひます。それぞれに必要な基準の設置や要件を整備するという理解でよろしいのか。

特に介助犬について、肢体不自由者という障害の特徴として、介助犬の必要性などの判定や、障害の専門家との連携による適合判断が必要になるかと思ひます。そのあたりのことも視野に入れた制度がとられているというふうにお考えなのでしょうか、お伺ひをしたいと思います。

○山本(幸)議員 佐藤委員の深い御理解に、大変ありがたく存ずる次第でございます。

御説のとおりでございます。本法案は三種の犬を補助犬と総称しておりますけれども、本当に身体障害者の役に立つ補助犬の普及ということを目指しておりますので、そのためには、育成及び認定につきましては、各補助犬の種類に応じましてそれぞれの制度づくりが必要だと考えております。

介助犬につきましては、障害の個別性あるいは

肢体不自由者の身体的状況等の配慮の点から、特に障害の専門家と連携を深めることが大変重要だと考えております。その中で、御指摘の介助犬の必要性の判定や適合判定についての制度づくりが非常に重要だと考えております。

○佐藤(勉)委員 よろしくお願ひいたします。

この法案を成立するに当たりましては、当然、予算関連法案ということになります。今後、補助犬の普及のために公的な助成制度が必要と考えますが、この辺のところはどうお考えをいただいているのか、お伺ひをさせていただきますかと思ひます。

○宮路副大臣 ただいまの御質問についてありますが、盲導犬につきましては、委員も御案内だと思ひますが、これまで、都道府県やあるいは政令指定都市が育成団体に対して補助を行う場合におけるところであります。その結果、盲導犬の数も増加を見ております。

そこで、介助犬、聴導犬につきましては、今回の法案が成立すれば、きちっとした法律的位置づけもなされるわけでありまして、盲導犬と同様に、厚生労働省としても、その育成のための支援を積極的にやってまいりたいというふうと思っております。

なお、税制面におきましても、盲導犬につきましては、現在、育成団体に対する寄附を指定寄附として取り扱っていただいて、そして、寄附ができるだけ促進されるようにというように措置しているわけですが、介助犬それから聴導犬についても同様これを指定寄附の対象とするように、税制当局に、これも来年度税制改正という中で働きかけてまいりたい、かように思っているところであります。

○佐藤(勉)委員 デモンストレーションのときに、かかるお金の話も伺ひまして、こんなにかかると。寝食を忘れていろいろな形で犬とともに生活を、そして育て上げるという現状を見たときに、どうしても補助というのには必要なんだと

いうことをつくづく感じさせていただきました。で、ぜひともその予算についても、十分とは言えないかもしれませんが、十分な援助をいただけるように、私からもよろしくお願ひを申し上げます。

もう一問で江田議員にバトンタッチをさせていただきますが、零細な事業者が育成している介助犬や聴導犬については、その事業者は社会福祉法人や民間法人となるための財産要件を満たすことが非常に困難であるという懸念がございます。零細な団体が既存の法人と合併することや、既存の法人が団体からの協力を得て新しく事業を展開するといった方向もあろうかと考えますが、いかがなものか、お伺ひをさせていただきますかと思ひます。

○山本(幸)議員 御指摘の点はそのとおりでございます。まして、財産要件については非常に頭の痛い問題もございまして。しかし、この点については、今厚生労働省においてできるだけ多くの法人が可能になるように検討していると聞いております。

そういうことでカバーすることもございまして、しかも、各障害にかかわる専門的機能を既に持つております既存の法人もございまして、こうした既存の法人等がかかわること地域格差のない福祉政策としての普及制度が確立できると思っておりますので、新たに設立される法人だけじゃなくて、既存の法人による申請も当然あり得ると認識しているところでございます。

特に、障害の程度や種類が多様で、障害についての専門職がしっかり連携をしなければ危険性のある肢体不自由者につきましては、リハビリテーションセンターなど、適合訓練や判定及び認定にかかわっていくことも大変重要だと考えておるところでございます。

○佐藤(勉)委員 私の質問はこれで終わらせていただきますと思ひますが、なるべく早い成立を私からも心からお願ひを申し上げます。

○森委員 次は、江田康幸君。

○江田委員 おはようございます。公明党の江田

康幸でございます。佐藤先生に続きまして、質問をさせていただきます。

介助犬は、障害者の皆さんの求めに応じて落とし物を拾ったり、遠くにあるものを持ってきたり、ドアを開閉したり、荷物を運んだり、また靴下などの衣類の着脱を手伝ったりなど、障害者の皆さんの自立には欠かせない重要な存在となっております。しかし、今の日本では、介助犬は社会における市民権を得ておりません。盲導犬のように法的な位置づけがないからでございます。このため、ペットと同一視されて飲食店や乗り物で同伴を拒否されたり、さらには育成の公的な補助もございません。

このような問題を解決して障害者の自立と社会参加を可能にするために、本法案が議員立法として審議されるに至りました。介助犬を推進する議員の会や提案者の皆様に心から敬意を表する次第でございます。

公明党は、本法案の実現に早くから取り組んできてまいりました。大野由利子前衆議院議員が、野党時代から厚生省に質問主意書を出して推進を促し、総括政務次官の在任時には、それまで法的認知に前向きでなかった厚生省の方針を大きく転換させて、介助犬の役割や有効性、社会的受け入れの方策などについて検討する、介助犬に関する検討会を発足させてこられました。したがって、介助犬を推進する議員の会の皆さんとともに、この法案が審議されるに至ったことは感慨もひとしおでございます。

その後を受けて法案成立に頑張つてこられました提案者の一人である青山議員に、私の方からは一だけ質問をさせていただきます。

本法案では、補助犬を同伴する障害者が利用する施設等に対しては、受け入れ義務と努力義務が課せられておりますが、これはどのような考え方で振り分けられているのか、お聞きさせていただきます。

○青山(二)議員 御答弁申し上げます。

本法案は、先ほども御答弁申し上げましたとお

り、身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用を円滑にすることによりまして、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的といたしております。このような目的を達成したためには、身体障害者が日常生活におきまして頻りに利用する施設等につきましては、特にその利用が円滑化される必要があるわけでございます。また一方では、施設等の管理者にとりまして、身体障害者補助犬の受け入れ義務を課されることは一種の負担でもございます。

そうした観点から、本法案では、国、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人その他の政令で定める公共法人を「国等」ということにいたしました。その身体障害者に係る公共的な責任の重さから、国等は、その管理する施設等を身体障害者が利用する場合、またその管理する事業所等に身体障害者が勤務する場合、またその管理する住宅に身体障害者が居住する場合について、身体障害者補助犬の受け入れ義務を課したものでございます。

これに対しまして、国等以外につきましては、必ずしも身体障害者に係る公共的な責任が重いとは言えないところから、原則として努力義務を課することにいたしました。しかし、公共交通機関及び不特定多数の者が利用する施設につきましては、身体障害者がその日常生活において利用する必要性が高いことから、その管理者は身体障害者補助犬の受け入れ義務を負うこととしたものでございます。

以上でございます。

○江田委員 どうもありがとうございます。

どうぞ速やかな法案成立をよろしくお願い申し上げます。

○森委員長 次に、五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 民主党の五十嵐文彦でございます。

私は、二十五年前にアメリカの西海岸に行きまして、そのときに大変驚き、感心をしたことがございます。夕方になってどんなにレストランが込

んでいても、障害のある方や、あるいは小さいお子さんを連れていらつしやる方は、並ばずに、アメリカ人は並ぶのは平気なんですけれども、並ばずにどんどんレストランが入れてくれる。そしてまた、今から考えるとサポート犬なわけですから、犬が一緒に同伴して入っていても、だれも驚かないということでもございました。

私は、やはりアメリカという国は人間らしく生きるということにとても配慮をする国だということに驚き、感心をしたわけでありまして、動物と暮らすということが、人間にとっても人間らしく生きる一つの要素でもあるんだと、人によって違いますけれども、そのことをしっかりと認識している国だということを感じさせられたわけでありまして。

また、最近になって、実はテレビで、重い病気や障害を持たれているお子さんとその親をフロリダのデイズニワールドに何泊も迎え入れる、そういうNPOがあつて、そして、お子さんたちを楽しませるだけではなくて、その親御さんたちも介護から解放して、そういうひとときを差し上げるといふ会があるというのを見させていただきまして、非常に重要なことだと思ひました。

また、病院等でも、私、地元で進んでいるんですが、特に老人介護施設等で、アニマルセラピーというものにもこれから先、目を向けていくべきだろうと思ひまして、そして、この介助犬法案をつくらうという動きがあつたときに積極的に参加をさせていただきまして、特に、中川智子議員に事務局として一生懸命御活躍をいただきまして大変感謝をしております。その他役員の皆さんにも心から敬意を表する次第でございます。

そこで、中身に入りますが、幾つか確かめておきたい点を御質問させていただきたいと思ひます。

金田議員に、提案者に御質問を申し上げますけれども、身体障害者補助犬の指定法人に、訓練を目的とする法人と研究を目的とする法人を指定法

人とするという定めになっておりますが、そのようにした理由をお伺いしたいと思ひます。

○金田(誠)議員 金田誠一でございます。

五十嵐議員には、介助犬関連の中でも大変御熱心に法案策定に御参加をいただきまして、かねて敬意を表していたところでございますが、その背景にはただいま御発言のような体験があつたということ、感慨深く承った次第でございます。御指摘のとおりだと思ひまして、これからは障害者の社会参画、あわせて犬とともに生きることのできる社会、こういうことが我が国としても目指すべき方向である、このように考えるところでございます。

そこで、御指摘の点でございますが、身体障害者補助犬の訓練を目的とする法人と研究を目的とする法人、この双方を指定法人となり得るということと規定をした理由についてでございます。

まず、訓練を目的とする法人を挙げましたのは、現行の盲導犬の制度に倣つたものでございまして、また、研究を目的とする法人を挙げましたのは、そのような法人でございしても、身体障害者補助犬に必要な能力の認定を行うことは十分に可能である、こういう考え方でございます。

アメリカなどにおきましても、研究法人デルタ協会などというところがございます。大変な活躍をしている、こう伺っているところでございます。指定法人となり得る法人を幅広く規定することが適当である、こういう考えに基づくものでございます。

○五十嵐委員 よくわかりました。

日本でも、介助犬アカデミーの皆さんにこの法案づくりの上でも大変お世話になったと思ひますが、ぜひこれからもさまざまな法人が切磋琢磨して、よい、質のいい介助犬を世に送り出していただきますようお願いを申し上げます。

ただ、指定法人という点、私も野党の側から見ると、少しイメージの悪い部分があるんですね。それはどうということかと、最近、小泉

内閣の中で、いろいろな資格を与える、そうした法人を指定法人に民間化しようという話があるんですが、とかくこれが天下り先の拡散というふうな受け取られがちなんであります。

そこで、この介助犬にかかわる指定法人がいわゆる天下り先にならないようにという思いがあるわけですが、厚生労働省の方針でございますか、心構えを伺いたいと思ひます。

○高原政府参考人 法人、これは、極めて、公に認定する業務を行うこととされておまして、国民の信頼を確保する上で非常に重要なものであると考えております。法人の役員につきましては、御指摘のとおり、国民の信頼を損なわないように適切な対応をしてまいる所存でございます。

○五十嵐委員 ぜひ、零細なところが多いですから、ほかと違って天下りするメリットもないのかと思ひますが、ぜひそういう心構えでやっていただきたいと思ひます。

そこで、その零細だということなんです、介助犬や聴導犬の訓練事業者は本当に零細な事業者がほとんどであります。そこで、社会福祉法あるいは民法上の財産要件、法人となるための財産要件を満たすことが困難であるということが予想されます。

そこで、こうした法律の壁が立ちあはかつて容易に指定法人となれないのではないかと心配がある中で、弾力的に考えていただきたいという面があるんですが、この点について厚労省はどのようにお考えでしょうか。

○高原政府参考人 今回の法案では、介助犬及び聴導犬を育成する訓練事業者については、社会福祉法人や公益法人に限られておらず、個人が行うことも可能となっております。一方、御指摘の、訓練された介助犬及び聴導犬が他人に迷惑を及ぼさないことなど適切に行動をとる能力を有することを公に認定する業務については、適正な認定を確保するため、公益法人または社会福祉法人でなければできないこととされております。このうち、社会福祉法人についての御質問でこ

ございますが、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的、継続的に経営していくことが求められておりまして、このために一定の資産を備えなければならぬこととされております。身体障害者補助犬の能力の認定業務の社会的必要性にかんがみ、訓練事業者の実態をも踏まえ、社会福祉法人としての事業の安定性、継続性を確保しつつ、どのような資産要件の緩和を行うことができるのか、引き続き検討させていただきたいと考えております。

○五十嵐委員 ちよつと今のあれではよくわからないんですが、私どもも頭の痛いところですよ。要するに、認定を甘くすると、ひよつとしたら金もうけが本来の目的であるような人たちが入ってきてしまうかもしれない、しかし、かといって厳しくすると、本当に指定法人が少なくなっちゃって、十分な訓練を受けた犬の世の中への送り出しができなくなってしまう、そういうせめぎ合いの中にあるわけなんです。

社会福祉法人はたしか一億円が必要だと思えますが、一億円集めるというのは、努力をされていると思えます。一生懸命世の中に貢献したいと思っている事業者は社会福祉法人の資格を取って一生懸命いい犬を出したいと思っているでしょう、今努力されていると聞いていますが、それでも一億円のハードルは大変高いわけで、ある程度緩和ということが必要だと思うんですが、その緩和ということについて、もう少し踏み込んだ答弁がいただけないかということ、もう一度お願いします。

○高原政府参考人 私どもも先生の御指摘と同様でございますが、さまざまな社会福祉事業によりまして、必要とされる安定性の度合いというふうなものは異なってくるのではないかと考えております。

それで、既存の事業につきましては一億円というところになっておりますが、この新しい事業でございまして、できるだけフイジビリティの低いように、緩和の方向で引き続き検討させていただきます。

ただきたい、こういうことでございます。

○五十嵐委員 ぜひ早急にこの要件の緩和について御検討いただいて、多くの善良な事業者がきちんと資格が得られるように御配慮をいただきたいと思ひます。

ところで、今現在、補助犬を訓練している団体で、社会福祉法人あるいはまた民法法人、財団法人等ですね、であるところはどのくらいあるんでしょうか。また、将来は社会福祉法人または民法法人になれるところは一体どれくらいあるんでしょうか。数字的な話で恐縮なんです、もしわかれれば、金田提案者の方からお伺いをしたいと思います。

○金田議員 答えを申し上げます。

現在、盲導犬訓練団体については九法人、中身は、社会福祉法人が一法人、民法法人が八法人でございまして、合計九法人、存在をいたします。

介助犬の訓練団体及び聴導犬の訓練団体につきましては、現在のところ、法人格を有する団体は存在はしていません。なお、介助犬、聴導犬、それぞれにつきまして、社会福祉法人または民法法人となるべく努力している団体が現在幾つかあるというところで伺っているところでございます。

○五十嵐委員 ありがとうございます。ぜひ、先ほども申しましたけれども、法人格をきちんと取ってお仕事をするところがふえるように望む次第でございます。

次に、第十六条の関係で質問をしたいと思ひます。

そもそも論に入りますけれども、補助犬に必要な能力の認定というのは、一体どのようなことをすれば認定されるのでしょうか。

○金田議員 介助犬あるいは補助犬に必要な能力の認定とはどのようなことをするのかという御質問でございますが、この法律第十六条によりまして、身体障害者補助犬が、施設利用に際して、ほえない、かみつかない、排せつをしないなど、他人に迷惑を及ぼさないように適切な行動をとるための能力を実際に市中において実践形式で

試験をし、その結果に基づいて認定をするということが想定されているわけでございます。

この法案のスキームの中で、とりわけ、不特定多数の方の利用される施設等におきまして適切にその補助犬が行動できるかどうか、そこに着目をした認定ということでございます。

○五十嵐委員 今御答弁をされましたその後半の部分がちよつと問題なんですけれども、いわゆる身体障害者補助犬として必要な能力の認定という表現にせよ、今金田さんがおっしゃられたように、「不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力」という、これを認定することにしようというわけなんです、その理由をもう少し詳しくお伺いをしたいと思います。

○金田議員 その点でございますけれども、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し公共的施設等の利用を保障するためには、その前提として、身体障害者補助犬が当該施設などやこれを利用する不特定多数の者に迷惑をかけないように行動する、このことが必須の要件でございまして、本条はそのような能力について認定をしようとするものでございます。

具体的には、施設利用に際して、先ほども申し上げましたが、ほえない、かみつかない、排せつをしないなど、他人に迷惑を及ぼさないよう適切な行動をとるための最低限の能力を認定の対象とするということでございます。

○五十嵐委員 先ほどもアメリカの例を引きましたけれども、アメリカのように、サポート犬と暮らす、もう町全体の人がそういう環境の中になれている場合は何も問題がないのですが、とかく日本のようなまだそういった環境がないところでは、犬という、珍しい、あるいはハブネスをつけたりするとおとなしい犬だから絶対大丈夫だというところで、子供がいたずらをしてしまったり、むしろ思わぬことが起きがちであります。そのときに、犬の方も、予想もしないことが起きるとどんな反応が起きてしまうかわからない。そういう

ことで、お互いまだ心配というか、疑心暗鬼というのが起き得る状況なんだと思ひますね。

そこで、いろいろなケースとか、考え得る、驚いてはえてしまふとか、ほえてまた子供がびくついて走り出してしまうというようなこともあり得ると思うんですが、指定法人は、補助犬の補助を行う能力の不足を理由に認定しないということはできないのでしょうか。この表現が少しわかりづらくなっているようなんですが、そのところをお教えいただきたいと思ひます。

○金田議員 先ほど来、他人に迷惑を及ぼさない適切な行動をとる能力、ここに着目をして認定をするということで申し上げているわけでございますけれども、それでは、補助犬の補助を行う能力の不足を理由に認定しないことはできるのか、このように御質問でございます。

第十六条第一項は、補助犬の補助を行う能力の有無を認定の対象とはしておらないということ、まず第一点、はつきりしているところでございます。したがって、補助を行う能力の不足を理由とした認定の拒否は、この条項によつてはできないと考えております。

しかしながら、しかしながらでございますけれども、運用上、補助を行う能力に欠ける犬であることが明白である場合には、もちろん認定を求め認定機関に持ち込まれる補助犬は補助犬とするために適正に育成された犬であるという前提でございまして、それが能力に欠ける犬であるという場合は想定はされておらないわけでございまして、万が一そういうことが明白になった場合には、「身体障害者補助犬とするために育成された犬」に当たらない場合ということに該当するわけでございまして、申請者にその旨を指摘して認定を保留する場合もあり得る、このように考えているところでございます。

○五十嵐委員 こうしたことは、社会が成熟してこうしたことになってくれば、当然解決され得る問題なんだろうと思ひますね。すなわち、周りの人たちもちゃんとそうした事態になれる、そういう

うふうに自治体や国が努力して一般の方々に啓蒙するということが必要だろと思ひますし、また一番肝心なことは、やはりしっかりした法人を認定して、しっかりした介助犬をつくり上げる、補助犬をつくり上げるということは必要なんだろうと思ひます。

そこで、肝心の役所側の認定の基準についての考え方を伺わなければならぬと思ひます。厚労省、よろしくお願ひします。

○高原政府参考人 認定の基準につきましてはたゞいま御答弁があつたとおりで思ひますが、これらのものにつきまして、基本動作と申しますか、一定の水準を確保するためには、統一的な訓練基準といったようなもので訓練される必要があるかと考へております。

現在、盲導犬につきましては、統一的な訓練基準により認定が行われておることは御案内のとおりでございます。介助犬、聴導犬については、統一的な訓練基準がまだないところでございます。現在、厚生労働省におきましては、介助犬の訓練基準に関する検討会というふうなものを設けまして、鋭意検討しているところでございます。また、聴導犬につきましても今後同様の検討をしてまいることとしておりまして、それらの検討結果を踏まえまして補助犬の認定基準を作成してまいりたい、そういうふうにご考へております。

○五十嵐委員 早く結論を出して、早くかつ慎重に適正な基準を出していただきたいのですが、それは結果としては告示になるのですか、それとも省令で定められるということになりますでしょうか。

○高原政府参考人 厚生労働省令として定める予定でございます。

○五十嵐委員 しっかりとしたものをおつくりいただきたいと思ひます。

さて次に、一部改正法の関係でお伺ひしたいと思ひますが、現行法の盲導犬訓練は施設において行うことが要求されていますが、介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業については施設要件がございませぬ。

施設を要件としなかつた理由はどういうことでございませうか。

○金田(誠)議員 盲導犬の訓練につきましては、事業者が施設を設けて行っているのが実態であり、現在盲導犬訓練事業を行っている者も施設が必要と考へておるようでございます。

一方、介助犬の方でございますが、介助犬及び聴導犬については、施設において訓練を行う形態のみではなく、家庭や地域のリハビリの場などにおいて訓練士が訓練を行うような形態も発展させていきたいと考へております。

また、零細な事業として介助犬や聴導犬の育成が行われている実態にみますと、施設を要件とした場合、その施設基準を満たせない者に訓練事業を断念させる結果になりかねない、このように危惧をいたしてございます。

そこで、盲導犬の訓練は現行どおり施設において行うこととする一方で、介助犬及び聴導犬の訓練は施設において行うことを要件としない、このようにしたところでございます。

○五十嵐委員 私もそれでいいのではないかなと思ひます。

というのは、盲導犬と違って身体介助犬の場合は、その障害のあり方によつて動きが、介助犬の行動が変わってくるわけですし、それぞれの家庭で、それぞれの家庭の間取りとかいろいろな事情によつて介助のあり方も変わってくるわけですから、家庭でやらなければ、一般論だけで通用する介助犬がで上がるということにはならないんだらうと思ひます。ぜひ、そうした緻密な介助犬づくり、それぞれの需要者の需要に合った犬をつくつていただきたいというふうに思ひ次第でございます。

もう一つ、現行法の盲導犬訓練施設は、無料または低額な料金で訓練することが要求されております。介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業については、この要件が課されていないようでございますが、これはどういふわけでございますか。

○金田(誠)議員 御指摘のとおりでございます。現行法の盲導犬訓練施設は、身体障害者福祉法によりまして、「無料又は低額な料金」、このように定められておるところでございますが、介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業につきましては、この要件を課さなかつたところでございます。

と申しますのは、盲導犬と異なり、介助犬及び聴導犬については、適正または適正以上の対価を取つて訓練を行うものも予想されるわけでございます。しかし、これについても規制を及ぼす必要がある。そこで、対価による限定をせずに、介助犬または聴導犬の訓練を行う事業をすべて第二種社会福祉事業に位置づけをして、事業開始の届け出、報告の徴収、立入検査、事業停止命令などの監督手段を及ぼすこととしたところでございます。

なお、現行身体障害者福祉法上、施設を設けない事業、これにつきましては、無料または低額な料金という要件を課した例がないということも配慮をしたところでございます。

○五十嵐委員 しかしながら、私は、やはり理想は無料貸し出しだと思ひます。無料貸し出しで、ある程度の働く期間を終えたら、もとの法人が引き取つて安らかに老後を暮らしていただくという、犬にとつても幸せな一生を保障してあげ、そういう制度にすべきだと思ひてまいして、理想は無料貸し出しだというふうなお考へでよろしうございませうか。

○金田(誠)議員 御指摘のとおりだと思ひます。本来あるべき姿はそれとおりで思ひますが、現実、スタートさせるに当たりまして、そこまでの要件を整えることは現実的に非常に難しいという中で、まずはスタートをした上で、御指摘の理想的な形に向かつて努力をしてまいりたい、このように考へております。

○五十嵐委員 最後に、身体障害者福祉法第二十一条の四で新設される「身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業」とありますけれども、これは具体的にどんな事業を想定

しているんでございませうか。

○金田(誠)議員 支援する事業ということでございますが、当面考へられますことは、身体障害者の社会参加を促進する観点から行われるもので、身体障害者補助犬に関する理解を深めるための広報その他啓発活動等が考へられると思ひわけでございます。現実、この法律を動かすに当たつては、極めてこの分野が重要な分野にならうかと考へておるようでございます。

○五十嵐委員 私も、先ほど申し上げましたように、アメリカと違つて日本ではそういう文化はまだないというところで、一番大事なことでございませう。お店の方にはそういうのを受け入れる店だというワッペンを張つていただくとか、あるいは市町村、都道府県、積極的に広報活動をしていただく、それに必要なお金を出すということでは日本人は、とかく、事業費というものはお金を出すけれども、広告宣伝費というのには何か軽視して、官の世界ではですよ、民間ではたくさんのコマーシャル料をテレビ等に払うわけですから、官の事業が絡むとそうした広告にはお金を使われないという傾向があります。しかし、知らなければ効果は発揮をしないというのが本来の姿でありますので、ぜひ、多くの方にこの事業の趣旨を知つていただくという意味で、お金を出し惜しみなく、厚生労働省は財務省からもぎ取つていただきたい。

その応援はこの議連がいたしますので、ぜひ頑張つていただきたいということをお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○森委員長 次に、佐藤公治君。

○佐藤(公)委員 自由党、佐藤公治でございます。

本日は、この介助犬法案に関しまして、提出されました皆様方に心から敬意を表し、また、本当に御苦労さまでした。でも、まだ、これからがスタートなので、ぜひとも今後とも皆様方の御協力

をいただいて、やっていかせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、身体障害者補助犬は、これを使用する身体障害者との関係においてどのような法的位置づけがなされているのか、身体障害者補助犬に単なる道具として以上の位置づけを与えることはできないのか、いかがでしょうか。武山先生にお願いしたいと思います。

○武山議員 二点の御質問かと思えます。

まず最初の一点は、身体障害者の障害を補い、体の機能の一部を補助するものとして位置づけられております。

それから、道具として以上の位置づけを与えることができないかということですが、この点については、今後、よりふさわしい法的な位置づけについて、諸外国の例を参考に、よい法律の内容にしたいと思えます。

○佐藤(公)委員 実は、この部分というのは非常に大事なところであります。私がこの法案をずっと見させていただく中、介助犬というのが一体、物なのか、人の一部として、体の一部としてやはり考えていくのか、そういうところというのは非常に大事なことだと思えます。

具体的に言いますと、例えば、介助犬を連れられていられる方が事故に遭う、車にひかれてしまった、介助犬が死んでしまったという場合に、じゃ、保険会社はどういうふうに対応していくのか。現状は、物として、対物なんです。対物。そして、介助犬を買った金額から算定してお金を一応出すことにはなっているというのですが、やはり、その期間、そしてその介助犬がいなくなったことによつての損害的な部分、いろいろな部分を考えていかなきゃ本来いけないのに、今、保険会社の方でもそういうケースというのは全くと言っていいほどない。対物ということでの処理というところまでしか出ていないという状況だということに私も聞いております。

これに関しては、実際問題、これから、今、武山先生がおっしゃられたように、介助犬を持たれ

ている方がより安心して暮らせるためにも、この介助犬の法的な位置づけというものを、そこをやはり考え、安心して暮らせる法律であり社会にしていかなきゃいけないのかなど。御存じのように、海外や何かに聞いている、そういうことがやはり海外でもなかなかはっきりしない部分がありまので、どうかその辺は引き続き御検討をお願いいたしたいと思います。

続きまして、本法案、成立されるわけでございますけれども、今後いかなる予算措置が講じられていくべきとお考えか。この法案の成立、それだけではなく、当然、それに伴う経済的な問題が出てくる。

私の前の各委員の先生方からの質問にも幾つかありましたけれども、やはりこの経済的部分というのが、いかにこの介助犬における法案に関し実効性を高め、完成度を高めていくかということにつながると思えますが、特に、身体障害者補助犬の育成や管理費用とか、身体障害者補助犬に関する広報とか、教育を初めとした啓発活動にどのように反映をさせていくべきか。提出者と厚生労働大臣の御意見を聞かせたいと思えます。

○武山議員 二点あったかと思えます。

盲導犬を育成する場合に、一頭当たり百五十万円の助成制度を設けておりますので、聴導犬、介助犬についても、同様の公的助成制度をつくることによつて育成及び管理費用が補助されるべきと思っております。

また、広報及び教育を初めとした啓発活動については、国民の理解を深めるための措置を国の努力義務と課していることから、十分な予算措置がとれると思えます。

○坂口国務大臣 ただいまお答えになりましたけれども、もう尽きるわけですが、盲導犬の場合には、現在、都道府県の方で助成をいたしておりますので、その半額を国の方が出している、こういうことでございます。いわゆる家庭での管理費用というのは、これはそれぞれ御負担をいただ

ている。そこまではできていないということでございます。

それから、もう一つの方の広報啓発につきましのことでございますが、これはやはり国の方も、あるいは都道府県もそうでございますが、責任を持ってやっていかなければならない、なおざりにしてはならない。しっかりとこはやらなくと、駅でありますとかあるいはホテルでありますとか、そういったところからいけば公的なところ、そういったところにおいて受け入れができないというところでは困りますので、こはもうしっかりとやらなければいけないというふうに思っております。

○佐藤(公)委員 経済的、予算措置をできるだけとっていただければと思えますけれども、それと一緒に、予算だけではなくて、やはり広報とか教育、それこそ学校教育の中でデモンストレーション的な部分を入れたりすることによって多くの啓発活動をしていくということが、この法律がよりよい方向にいくためにも大事なことだと思えますので、ぜひ大臣の各省庁におけますお声がけ、力強い後押しをいただいて、予算とともに各関係省庁とのつながりを強くしていただいて、実行していただけたらありがたいと思えます。

続きまして、これはまた政府の方にお尋ねをいたしますけれども、身体障害者補助犬の使用が適する視覚障害、聴覚障害及び肢体不自由障害を有する者の数。俗に言われる人口推計みたいなもの、年金や医療にも計算上使われておりますけれども、近年どのように推移しているのか。また、五年後、十年後、またその先、障害者の方々に占める予想、推計。これは、予想することがいい悪い、いろいろなことをお思いになられる部分もあるかもしれないんですが、将来の社会設計においてどういうふうにお考えなのか、お聞かせ願えればありがたいと思えます。

○宮路副大臣 私も厚生労働省の障害者に関する実態調査によりまして、これは平成八年時点でありまして、今委員お尋ねの、視覚障害者につ

ましては三十万五千人、聴覚障害者で三十万四千人、そして肢体不自由者で百六十五万七千人と推定をいたしております。

このうち補助犬の使用が適する方がどの程度いらっしゃるかどうかということですが、この点につきましてはなかなか判断が難しいわけでありまして、仮に、二級以上の方が補助犬の使用に適するということに仮定いたしました場合は、視覚障害者で約十七万人、聴覚障害者で約九万人、そして肢体不自由者で約六十四万人というふうになるわけでございます。

また、将来の障害者の見通しではありますが、これまでの過去の障害者数の推移をもとにして推計をいたしますと、例えば十年後で、視覚障害者、聴覚障害者はいずれも横ばい、それから肢体不自由者の場合は約六％の増というように見込まれるところでもあります。ただ、再生医療等の、そういった医学的な進歩もあるわけでございまして、この辺いかによつてはその数字も変動があり得るのではないか、かように見込んでおるところであります。

○佐藤(公)委員 ありがとうございます。将来の予測というのは、できるだけ障害者の方々が少ないような治療であり環境であり、やはりそういうふうにしていかなきゃいけないと思えますので、なかなか難しいと思えます。

続きまして、第七条一項のただし書きや第八条ただし書き、第九条ただし書きによれば、施設、施設利用者に著しい損害が生じる場合その他やむを得ない理由がある場合には身体障害者補助犬の同伴を拒むことができることとなりますが、「著しい」とか、また「やむを得ない」という抽象的な文言で規定されていることから、かえって施設等の管理者による恣意的な拒絶が生じるおそれがないか、その実効性を担保するのは困難ではないか。提出者と厚生労働大臣の御意見を聞かせ願いたい。

私が言いたいことは、努力義務ということもそうですし、こういった抽象的な言葉業同士がある

と、前に進むこともできません、よく考えれば。でも、悪く考えれば、後ろにも下がってしまう、そして後でコンクリートされてしまう、こういう危険性も非常にあり、実際の法律が本当に障害者の皆さん方のためになるのかという部分では、多少心配する部分もございいます。その辺、提出者と厚生労働大臣の御意見を聞かせ願えたらありがたいと思います。

○武山議員　まず、きちつと訓練をされた補助犬であるという善意の発想をいたしますれば、まずこのようなことはあり得ないのではないかと思います。

あり得ないということが前提になっておるわけですから、身体障害者補助犬を同伴すること、施設の運営に重大な支障を来す事態、それから施設の重大な破損、他の施設利用者への重大な危害が加えられる場合をこれらのただし書きは想定しておりますということですね。

○坂口国務大臣　今御指摘のとおりでございますが、逆の方から見れば、施設でありますとか施設利用者に着しい損害が生じる場合その他やむを得ない理由がある場合は補助犬の同伴を拒否できることというふうにされておりますけれども、これは、こういうことがないのに補助犬の同伴を拒否することはできないと逆に考えることもできると思います。

やむを得ない場合というのはどんな場合があるのかということでございますが、これは訓練にも関係してくることでございますが、犬の方が著しく不衛生でありますとか、あるいはまた攻撃的な態度を見せるといったようなことがもしもあつたとすれば、それはこれに当たるのではないかと、うふうに思っております。また、例えばアレルギイの子を持つ親の会ですとか、そうした皆さん方が集会をしておみえになる、そうしたときに犬が参りますときに、いわゆる犬によつてアレルギイが起るこゝろといったようなことがありますが、そのときには一体どうなのか。そんなことが条件としてはあり得るのではないかと、うふうに

思っている次第でございます。

○佐藤(公)委員　その辺というのは本当に難しく、人それぞれ好き嫌いもあったり、また、それをコンクリートして、もううちは施設に入れないということのバリアを張られちゃうということもあると思いますが、実際問題、抽象的なことが非常に、各省庁における、特に国土交通省や何か、抽象的だからこれぐらいなら逆に言えばいいんじゃないのというふうに、いいかげんという言い方は失礼ですけども、そういうことで法案が成立するのであれば、これは大変失礼なことになりますので、どうか大臣、先ほどもお話しいたしましたように、そういうところを、各省庁間におけます徹底した協力体制というものを御指示願えればありがたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいかと思ひます。

続きまして、アメリカ、米国のにおいては、いわゆるバリアフリー化が進んでおり、例えば、新築の建造物はすべて身体障害者が円滑に利用できるような構造にすることが義務づけられておりますが、提案者はアメリカ、米国の福祉事情に非常に詳しいので、それども、その辺のことに関して、米国のバリアフリーの現状をどのようにお考えか、お聞かせ願えればありがたいと思ひます。

○武山議員　まず、先ほど五十嵐委員の質問の中にもありましたように、前提として、心のバリアフリー、すなわち、今日日本では段差のない建物、段差のない乗り物ということまで物理的なものが多いのですけれども、前提として、心のバリアフリーということが非常に行き届いておりますので、この視点に立つて、あらゆる公共の、公衆の集まる、もう本当に、私立の保育園から、公園から、それからクリーニング屋さんから、銀行から、あらゆる、人の行くところ、すなわち個人の住宅以外はあらゆるところが段差のないバリアフリーになっていることが、一番日本と大きな違いかと思ひます。

そして、一九九〇年に障害者の権利という法律が、ADA法というものができて、日本からしま

すと十二、三年早くできていますね。しかし、その前に、一九七〇年代にはもう盲導犬の州法ができておりますので、そこに日本と差があると思ひます。

そして、非常に、バリアフリー化の行われているのが目に見えて、この十年間、私、家族がアメリカにまだいるものですから行ったり来たりする中で、徐々に徐々に徐々に、レストランとか公共の施設はスロープで上がれるところと階段で上がれるところと二つの入り口ができていて、ということ、非常に目に見えてふえてきているんだなということを実感しております。

それから、きちつと、それを受け入れられない場合の、きちつとした罰則が連邦法で決められているというところが非常に大きな部分で、非常にその罰則が厳しいものですから、連邦法ですと初犯は五万ドル、約五百万ちよつとですね、そして何回も重ねて再犯になりますと十万ドルの罰則がかけられるということもありまして、だれもそのお金を払うという気なんてないわけですね。ですから、あらゆるところで心のバリアフリー、そして、あらゆるところで本当に浸透しているということが言えると思ひます。

○佐藤(公)委員　米国においては障害者の権利を一般的に定めるいわゆるADA法が制定されておりますが、本法案と比較してADA法の方が進んでいる点としてどのような点が挙げられるのか。また、ADA法、こういったことでの日本の障害者の皆さん方に対する考え方、方向性、その辺も含めてお聞かせ願えたらありがたいと思ひます。

○武山議員　まず、大きな違いは、日本は盲導犬、聴導犬、介助犬という三つの部分にこの法律が適用されておりますけれども、アメリカでは、盲導犬のみならず、もちろん聴導犬、介助犬、このほかに救助犬、シグナルドッグ、その他、障害を補うために特別に訓練されたいかなる動物もサービス動物として認められておりまして、公共の施設、公共の輸送、あらゆるところへのアクセシビリティとして保障されている。これが非常に大きな

違いだと思ひます。

それから、先ほどもお話ししましたように、人の集まるこゝろ、あらゆるこゝろでバリアフリーになっている。劇場から、パン屋さんから、食料品店から、コインランドリーから、それから公共のパーキング場、博物館、公園、動物園、レクリエーション、それから教育の機関、あらゆるこゝろがバリアフリーになっているという大きな違いがあります。

それから、先ほどもお話ししましたように、罰則が非常に厳しいということですね。国の法律でも厳しく、そして州法といまして、日本ではいまずと県単位ですね、その州法での罰則もきちつと決まっております。

それから、一つこゝでつけ加えておきたいと思ひますのは、まず、権利を侵害された場合、申し出制といひますか、相談の窓口が非常にきちつとしておりまして、権利の回復、損害賠償などの手続をきちつとしてくれる、これが大きな差だと思ひます。

日本もこれらを参考にして、将来、きちつと法整備をする必要があるかと思ひます。

○佐藤(公)委員　今、武山先生がおっしゃった、その窓口というのがやはり非常に大事になるのか、という気がいたします。

実際問題、介助犬を持たれて、何かいろいろな問題があつた場合に、一体全体どこに行つたらいいのかわからないのか、言つたことがわかつてくれるのか。わかつてくれるという窓口を、各施設、公共の場、企業等にでもやはりきちんとしてつづけて、ここに行けばいろいろなことが相談できるし、いろいろなことを教えてくれる、そういう窓口、こういうものが大事じゃないかと思ひます。そういう部分に関しては、今後、この法律の完成度をより高めるために、その辺の議論もしながらやっていただけたらありがたいと思ひます。

最後になりますけれども、長い歴史を持つ盲導犬と、まだ余り普及していない介助犬と聴導犬を

同列に扱っていいのか。実際問題、扱っていかなくちゃいけないというものの、今の日本の状況からすると、ふと疑問に思う部分がありますけれども、提出者の武山先生、いかがでしょうか。

○武山議員 確かに、盲導犬は日本において五十年の歴史を持って、実際に、この頭数としては九百頭いるわけですね。ところが、介助犬、聴導犬は、日本で育成されるようになったのはここ数年であるということで、実際は二十頭にも満たない。こういう現状がある中で、いずれも身体障害者の自立と社会参加に重要な役割を果たしていることには変わりがなく、良質な犬を育成するため措置や公共施設などの利用について違いを設けることは適当でないと思います。

また、法的に位置づける必要があるほどにはまだ普及していないので、立法化はまだちょっと早いかなという議論もありますけれども、私、提案者としては、逆に法的に位置づけることによってこの普及を後押ししようという考えに立っておりまして、まず、早い段階で法制度に組み入れる必要があると思います。

それから、アメリカ、オーストラリアなどでは、社会参加を保障する法律があるわけですね。ですから、介助犬、聴導犬、盲導犬、すべて同列に扱われてよいと思います。

これらの法律をつくる上に立って、皆さんから意見、特に盲導犬の育成団体及び使用者からの意見をお聞きしましたところ、同列に扱うことについて異論は出ておりませんでした。

○佐藤公委員 今のお話、ADA法の関係、いろいろなお話がありますが、これは本当、社会保障制度全体的な問題と、やはり社会のあるべき姿の議論になってくると思います。その大きい話、大事な話は、午後において大臣と副大臣とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

どうもありがとうございました。

○森委員長 次に、小沢和秋君。

○小沢和委員 日本共産党の小沢和秋でございます。

まず、何年も超党派で話し合って、こういう法案をまとめていただいたことについて、提案者の皆さんに心から敬意を表したいと思います。

では、質問に入ります。

今、我が国でも、障害者の完全参加と平等を進める努力が、多くの障害者や家族、関係団体によって展開されております。この努力の中で、身体障害者補助犬の育成、普及はどのような役割を果たすのか、提案者の考えを承りたいと思います。

○児玉議員 お答えします。

障害者の完全参加と平等を目標にして、一九八一年から十年間、世界で展開された国際障害者年、その続きが今アジアで展開されていて、これがその最終年になります。この国際障害者年が障害者に対する諸施策を前進させる上で画期的であった、これは周知のことです。

国際障害者年の開始に向けて、一九七九年、第三十四回国連総会で採択された国際障害者行動計画に次のような一節があります。障害者は、その社会の他の者と異なったニーズを持つ特別な集団と考えられるべきではなく、その通常の人的なニーズを満たすのに特別な困難を持つ普通の市民と考えるべきなのである。その部分の前にもこうも言われています。ある社会がその構成員の幾らかの人々を締め出すような場合、それは弱くもろい社会である。非常に重要な指摘だと思います。

さて、この行動計画の、通常の人的なニーズを満たすのに特別な困難を持つ、この特別な困難を除去し、あるいは軽減する上で、補助犬は生きた自具として非常に大きな役割を果たす、提案者としてそのように考えております。

昨年七月に提出された介助犬に関する検討報告書があります。その中で、介助犬の役割について、介助犬使用者にとって介助犬が「手の代わり」となり、不可能だった動作が可能になる、「書類など落としたものを拾ってくれるので、仕事の能力がある」、「頼むことに気兼ねがいらぬ」、

さらにこうも言っています。「介助されるのではなく、自分でしている感覚をもつことができる」、まさにそのとおりだと思います。

ここに、補助犬の重要性が表現されており、補助犬の育成、普及が障害者の完全参加と平等のために極めて大きな役割を果たす、端的に示されていると思います。

（委員長退席、鴨下委員長代理着席）

○小沢和委員 本日の委員会では、この法案とともに障害者雇用促進法改正案が審議されます。提案者にお尋ねしたいと思いますが、この身体障害者補助犬関連法案を成立させることは、障害者の社会活動や雇用促進にどのような意義を持っているでしょうか。

○児玉議員 先ほどお答えしましたように、補助犬の育成と普及はまさに急務だと考えます。超党派の議論によって提出されたこの身体障害者補助犬関連法案の成立は、急務達成への着実な一歩になる、こう考えます。

そして、この一歩が、さきに紹介しました国連の国際障害者行動計画で言われている、日本が弱くもろい社会から速やかに脱却する道を開く、そこに大きな意義があると私は考えます。

○小沢和委員 ここで大臣にお伺いをしたいのです。

アメリカでは介助犬の実働頭数が数千頭、イギリスでも千頭以上いると伺っております。介助犬に関する法的整備としては、アメリカで、一九九〇年七月に成立した連邦法であるADA法、障害を持つアメリカ人法、ADA法執行のための司法省規則、イギリスでは、一九九五年成立のDDA法、障害者差別禁止法があります。

一方、日本ではどうか。一九九六年十一月の厚生省通達では、視覚障害者は三万五千人、肢体不自由者は百六十五万七千人、聴覚障害者は三万四千二人となっております。盲導犬については、使用を希望する方は、一九九九年三月の日本財団、盲導犬に関する調査で七千八百人とされており、これに対して、盲導犬は約九百頭、介助

犬、聴導犬は、二〇〇一年四月現在でそれぞれ九頭、十四、五頭だと見られております。法的整備では、道路交通法で盲導犬に関する規定があるだけです。

日本はこの分野でアメリカ、ヨーロッパなどに比べると大きく立ちおくれしていると思いますが、大臣、この立ちおくれの原因がどこにあるとお考えでしょうか。

○宮路副大臣 私の方から答えさせていただきます。

今委員御指摘のように、海外と我が国とのこうした補助犬についての普及の状況を比較してみますと、確かに御指摘のように、アメリカ、イギリスと比べまして我が国は普及がはかばかしくありません。特に介助犬それから聴導犬の数が少ないという状況にございます。

これがどうしてこういうことになっているかというところでありますが、一般的に言われておりますことは、御案内のように、我が国では犬を室内で飼うということについて、靴でそのままだの部屋へ上がるということはないわけでありまして、欧米と比べて、そういった、犬を室内で飼うということについての差があるといったこと。あるいは、こうした補助犬は一般的に大型の犬が適する、こういうことが言われておるわけでありまして、我が国の場合には、家屋が比較的狭く、そうした大型犬を飼うのに適した環境にないということ。そしてまた、補助犬の育成活動への民間の資金協力も余り見られていないといったようなことが言われております。

そしてまた、補助犬に適する犬は、優しくて賢くて、そしてまた従順といましようか人になつきやすい、一般的にそういう犬でないと適さないということですが、これはラブラドル・レトリバーといったような外来種が適しているというでありまして、日本の在来種は、そういうような性格、能力といましようか、そういう面でも必ずしも富んでいないといましようか、ということもある

いは関係しているんじゃないかなというふうに思っております。

しかしながら、これを機会に、これを機会にと申しますのは今度の法案の成立を機会に、こうした立ちおくれをリカバリーできますように私どもも一生懸命努力をしてみたい、かように思っている次第であります。

○小沢(和)委員 今の御答弁では、生活習慣の違いとか、あるいはこれに適した犬の種類が日本にはなかなかなかったとか、こういうお話が多くて、私は、行政としての反省の言葉がなかったというのを残念に思います。

補助犬が広く障害者に利用されるようにしたいと政府が考えているのであれば、政府がみずから進んでこのような法案を提出すべきだったのではないのでしょうか。すべての政党が参加している議連も政府と密接に意見交換などを行ないながら法案作成に当たったと聞いておりますので、心配ないとは思いますが、念のためにお尋ねをしたい。政府として、この法案が成立したときこれに対応できる万全の準備を整えているか。大臣、いかがですか。

○坂口国務大臣 万全の体制を整えているかというふうな詰め寄られますとなかなか厳しいわけですが、これから万全の体制を整えなければならぬというふうに思っております。

今までは、これは盲導犬はあったわけですが、ここは今までの経験もあるわけですが、現時点でもこの分野で非常に造詣の深い皆さん方にお集まりをいただいて、検討を進めていただいて、これは軌道に乗りつつある。それから、聴導犬がいよいよこれからだということになりますので、これからこれも早く体制を整えたいというふうに思っております。

それも大事でございますし、それからもう一つは、先ほどからも出ておりますように、公的な機関に対してこの補助犬が入ることができるようになければならぬわけで、そこが認識がない

と、いや、だめですよというふうに言われるようなことではいけませんので、その広報活動というものを徹底してやっていかなければならないというふうに思います。

そうしたことを中心にしまして、そしてまたこの訓練の方も大事でございますので、的確にこの訓練がされて、そして少しでも多くの犬が育っていきまますように努力をしなければならぬというふうな思っております。

○小沢(和)委員 以下、法案に即して、提案者に三点ほどお尋ねをいたします。

まず、第三条二項では、「訓練事業者は、障害の程度の増進により必要とされる補助が変化するものが予想される身体障害者のために」医療を提供する者と連携して「将来必要となる補助を適確に把握しなければならぬ」となっております。この条文では、将来必要となる補助の内容まで考えて犬への訓練をしようとする求めているのです。なかなか厳しい要求だと思いますが、ぜひそうあつてほしい。

ここで、確認のためお尋ねしたいんですが、「障害の程度の増進により必要とされる補助が変化するものが予想される身体障害者」とはどういう障害、疾病を考慮しておられるのでしょうか。

○児玉議員 例えば筋ジストロフィーです。この患者の場合、必要とされる補助、介助が変化することが予想されます。そのような方のために身体障害者補助犬を訓練する場合、将来必要となる補助、介助を具体的につかんだ上で訓練を行わないと、せっかく育成した補助犬が役に立たなくなってしまう。現にそういう例があると私たちは聞いております。

そこで、第三条第二項は、医療を提供する者との連携をとり、将来必要となる補助を把握した上で訓練することを求めています。

ここで予想される身体障害者としては、筋ジストロフィー、多発性硬化症、パーキンソン病などの神経疾患、そして、リュウマチなどの骨・関節疾患の患者などが挙げられます。これらの疾患

は、慢性経過をとり、数年から十年以上の経過で障害の程度が進行し、変化します。また、病気の進行はなくても、脳卒中後遺症や脊髄損傷、脳性麻痺など、加齢や合併症によって障害の程度が変わる、この場合も同様だと考えられます。

(鴨下委員長代理退席、委員長着席)

○小沢(和)委員 次に、第八条であります。これは、公共交通機関に対し、身体障害者が補助犬を同伴してきた場合、原則としてその受け入れを拒んではならないことが規定されております。これにより同伴を認められることが義務化される公共交通機関とはどの範囲のものをいうのでしょうか。

○児玉議員 第八条における「公共交通事業者等」とは、バリアフリー法における規定と同様だと考えております。バリアフリー法の「公共交通事業者等」は、鉄道事業者、軌道事業者、乗り合いバス事業者、バスタクシー事業者、海上旅客運送事業者、本邦航空運送事業者及びそれ以外の者で鉄道施設、旅客船ターミナルまたは航空旅客ターミナルを設置し管理するものをいいます。

したがって、第八条により補助犬の同伴を認めることが義務となる交通機関は、鉄道、路面電車、路線バス、船舶、航空機及びタクシーです。

○小沢(和)委員 次に、第十条、十一条であります。ここには、民間の事業所や民営の住宅では身体障害者補助犬の使用を拒まないことを努力義務として定めております。しかし、第七条二項、三項では、国などの事務所や、国などが管理する住宅では補助犬の使用を完全に保障する規定になっております。国などと民間という設置者の違いだけで場所の性格はほとんど変わらないのに、このように差をつける合理性はないと思います。

問題点は、補助犬がペットなどとしてではなく、障害者の日常生活、社会活動にとって欠かせない身体の一部を代行していることをいかに急速に国民全体に啓発し、受け入れ条件を整備するかにあるのではないかと思います。いかがで

しょうか。

○児玉議員 一時的な施設利用の場合と違いまして、身体障害者が事業所において勤務する、そして住宅に居住する、この場合は、恒常的に補助犬が存在することになります。事業所の管理者、住宅管理者の負担も重くなることは事実です。

そうであれば、一般の身体障害者補助犬に対する理解が十分には進んでいない現時点において、管理者が国等以外の者である場合についてまで受け入れ義務を課すのはいかがだろうか、このように私たちは判断しました。そこで、国等以外については努力義務を課すにとどめました。

小沢委員御指摘のとおり、補助犬が果たす役割の重要性をどのようにして国民全体の理解にするか、それが急務だと考えております。

○小沢(和)委員 再び大臣にお尋ねをしたいと思

私は、よい補助犬ができるだけ大量に早く養成、訓練され、身体障害者の手足、目や耳となつてどんどん働いてくれる時期が来ることを願っております。

一つの問題は、補助犬の養成、訓練には大変な費用と時間がかかることとあります。身体障害者には生活の苦しい人が多いと思われ、補助犬の入手に高額な費用を自己負担することになれば、経済的理由で断念する人が出てくることにならないか。提案者もそれを考えて、障害者基本法の一部改正案の中で、国及び地方公共団体が障害者の補助を行う犬の給付または貸与をすることができるようになったと思いますが、これによって、希望する障害者はだれでも、事実上、費用の負担なしに補助犬を入手できるようになるというふうに私は理解したんですが、いかがでしょう。

○宮路副大臣 私の方から答弁させていただきます。

現在も、盲導犬につきましては、先ほどから議論が行われておりますように、育成につきましては、国が補助をし、それを受けてまた県や政令指定都市が育成団体に補助をするというふうな中で

育成が行われ、そして都道府県や政令都市が無償で障害者には盲導犬を貸与をしている、こういうふうになっておるところでありますので、今後、介助犬や聴導犬につきましても、こうした盲導犬の場合と同様に、無償で障害者が利用できるようにしてまいりたい、かように思っております次第であります。

○小沢(和)委員 最後に、大臣にお尋ねをいたします。

この法案は、非予算関連法案になっており、国の役割も、厚生労働大臣が法人の指定、公示をしたり、補助犬の認定や取り消しを行ったり、改善命令を出したりすることなどに限られております。しかし、今も述べましたとおり、補助犬の養成、訓練などを行うには多くの費用がかかり、国、都道府県、市町村の財政的支援なしにこういう事業が急速に発展するとは考えにくいわけです。前問で伺いました補助犬の給付または貸与も、市町村が補助犬を時価で買い上げることが当然の前提になっております。

このことについて、大臣の、今後一層施策を充実させる決意や抱負を伺いたいと思います。

○坂口国務大臣 この法案を議員立法の形で出したのだというふうには思っております。何でも政府という形ですばらしい法律が次々と出てくるということとは非常に大事なことだと思いますし、私は、そういう意味で、大変よかったというふうに思っております。

議員立法で出していたから国の方は関係ないというわけでは決してないわけで、議員立法であればあるほど、それは国としても責任を持つて対応しなければならぬわけでありまして、今御主張いただきました御趣旨、十分に尊重いたしまして、対応できるように努力したいと考えております。

○小沢(和)委員 最後に、重ねて提案者各位に敬意を表して、質問を終わります。ありがとうございます。

いました。
○森委員長 次に、阿部知子君。
○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

冒頭、提案者のお一人の中川智子さんにまず伺いたいと思います。

実は、ことしに入りましてからの国会情勢は、日めくりカレンダーのように、毎日、疑惑追及とか偽証とか、国民の政治不信を買うことばかりで、国会議員としてこの中におりまして、何か人間が寂しくなるような思いをいたす昨今の政治かなと私は思います。

その中であって、こうした議員立法という形で出されたこの法案、私は、逆に心が和むし、一人でも多くの方が、また犬と人間の出会いが、人間らしい社会をさらに広めてくれると信じておりますが、そもそも中川さんにあつては、この法律、どうしたきっかけで、どうした出会いでつくりたいなと思ったか、そのあたりを、まず冒頭、お願いします。

○中川智子議員 私も阿部議員と同じ思いで、きょう、このような形で、議員立法提出者の一人として参加できたことをとてもうれしく思っております。

実は、一九九八年のちょうど十二月ですが、たまたまある会で、介助犬使用者の木村佳友さんと、そして介助犬のシンシアと出会いました。そのシンシアの存在、私の横に、たまたま足元にシンシアが一時間ほどもう既にいたらしいのですが、上でみんながしゃべっていても、食事をしていても、微動だにしないので、私も、一時間後ぐらいにシンシアの存在に気がついて、えっ、何でこんなところに犬がいるのといったところが、横に木村さんがいらつしやいました。

木村さんの人生にシンシアがはかり知れない希望を与えて、そして日常生活に非常に有効な形でパートナーとして生きているということを知り、また、その仕事を目の当たりに見ました。そのときに、たまたまシンシアに、国会見学にお

いでよ、国会に遊びに遊びにと言ったら、シンシアがにっこりしたような気がいたしました。ではというので、早速、国会見学の実現に向けて、皆様に本当にお力をかりて、その翌年の二月一日に、それが実現いたしました。たまたまアメリカからも介助犬のリンカーンがスーザンさんと一緒ににお見えになっていたもので、アメリカと日本の介助犬が、一九九九年の二月一日に初めて国会を訪れた。

そのときに、シンシアやリンカーンと接してくださった議員の皆様が、やはり本当の意味のバリアフリーの日本をつくるために自分たちも何かしたいということと、議員の会、それをつくって、いこうという御提案がたくさん議員の方から提案されました。超党派で皆さん集まってくださいます。そして、現在では百二名の議員の会のメンバーの方々がいらつしやいます。会長は橋本龍太郎先生でございます。

この議員立法をつくらうというのは、おのずと関心を持たれた議員さんから出されたことで、ワーキングチームができて、この議員立法にこぎつけたわけでございます。多くの困難がありましたけれども、ワーキングチームの先生方を中心に、常に使用者、障害を持った方々の立場に立つて、私自身は、とても楽しく作業ができました。

きょうのこの審議の日を一日千秋の思いで待ちました。関係してくださった先生方、またNGOの皆様にも、そして使用者の、当事者の方々の頑張りにもとても感謝しております。きょうはともううれしい日です。ありがとうございます。

○阿部委員 もう終わってしまいうる御答弁でしたけれども、これから本論に入らせていただきます。

実は私も、この議員連盟の中で、橋本龍太郎先生が会長で、御自身のお父様が障害がおり、そこにもいつも犬が同席しておられたと、もちろんこんな制度のない時代ですけれども、人と犬の社

会での一つのありようをずっと小さいころから体にしみ込ませておられたというお話を龍太郎先生がしておられたのが、すごく印象に残っています。この法案の核心となる部分が、本場に一つ一つの、きょう論議したこと、さらに具体的に実現されるとよいなと思っております。

さはさりながら、また現実の社会というのは、いろいろな問題を持っていると思います。実は、私が、今度盲導犬が、介助犬も含めて、法案化されて、さらにこの社会に広がっていくという話を、私の地元で盲導犬をお使いの方にお話いたしましたら、いや、実は今、日本盲導犬協会でもいろいろなことがあつて、うちの犬を再訓練できない状態なんだ、この子には帰る場所がないんだということを話されました。

私はそこで、本当に思えばよいものであつても、どういう場所、どういふ訓練をしていくか。特に、盲導犬も、先ほど来お話でございますが、五十年近い年月を経ても、盲導犬の訓練にかかわる方の資格認定一つないような現状、ある意味では身分保障もない。訓練する方の身分のありようが、逆に犬の不幸、利用者の不幸を生んでいるという現状であります。

一つは、提案者に、その資格という問題について。そして、坂口厚生労働大臣にもう一点お願いしたいのが、坂口厚生労働大臣は人間の方のリハビリにもかかわってこられた御経歴がございますので、やはり身体介助ということにかかわって、例えば人間のリハビリのための訓練士、作業療法、言語療法、さまざまな訓練を施す訓練士を訓練する教育のあり方も、資格認定のあり方も非常に重要なものであるという御認識があると思えます。私は、この介助犬についても、同じように、それを訓練する人の教育、資格認定、この法案ではあえて踏み込んで触れられておりませんので、ぜひとも、そのあたりをお二方をお願いいたします。

○中川智子議員 お答えいたします。
良質な介助犬、身体障害者補助犬は、やはり今

おっしゃいましたように、良質な訓練者から生み出されるものということは本当に確かでございます。

本法案では、訓練事業者の責務を定めておりますが、盲導犬育成の実態や訓練者の方々の実態、そしてまた、本法案施行後の聴導犬、介助犬の今後の育成状況の実態を踏まえまして、明確な資格要件を提示して教育についてもしっかりと取り組んでいくべきだと考えております。

○坂口国務大臣 まことに的確な御質問だと思いますが、私も、この法案を前にいたしまして、やはり一番大事なのは、犬を訓練する訓練士をだれが訓練するのかということではないか。ここがやはりしっかりとしないと、どれほど立派な犬でありましても十分に役立つ補助犬になることができない、そこを一体だれが責任を持ってどうするのかということが非常に私もポイントになるというふうに思っております。しかし、そこが今、正直申し上げて明確でございせん。その道のそれぞれの技術を持った皆さん方にお任せをしているというのが現状でございます。このところを、例えば資格をつけるとか何かするということの方が大事なのか、それとも、そういうことではなくて、もう少し、皆さん方に訓練をしていただくことについてはどういうことが大事なのかというふうなお互いに研究をしていただく、そうしたことをつくり上げているのが大事なのか、早急にちよつと検討しなければならぬというふうに思っております。

お聞きをするところによりますと、いろいろなやり方がある、それぞれやりだそうでございます。何流、何流というのがあるんだらうと思うんですが、それはそれで、今までの長い歴史の中でいろいろな流れに従ってやり方になっていくんだらうというふうに思います。

しかし、共通してこれだけは守ってもらいたい、あるいはこういうことをお願いしたいというようなこともあるんだらうというふうに思いますから、ここは官の方がその中に入り込んでいくと

いうのではなくて、今までそれぞれの中で育ってまいりましたものをどのようにまとめていくか、どのようにそれをまた補助していくかといったことに主眼を置いてこれはやっていかねければならぬというふうに思っている次第でございます。

○阿部委員 いつもの前向きな御答弁で、大変ありがとうございます。

頸椎損傷の方をとりましても、この介助犬を使い得る可能性のある方、一万七千とも九千とも言われている方がおられますので、やはり良質な介助犬を訓練していくための良質な訓練士の方のあり方ということもぜひとも引き続きよろしく御検討をお願い申し上げます。

もう一つ、今度はこの介助犬を使う側の方の、いわゆる障害のある方のことについて伺います。

この法案上ですと、第三章の第六条で、「使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理することができなければならない」となっております。例えば、私ども、日常生活で犬を散歩に連れてまいりますときに、シャベルとビニール袋を持って、犬が排せつしたらそれをちゃんと取ってくださるというのを犬を飼う者の一つの要件になっていると思っております。では、この介助犬を考えた場合、例えば肢体不自由、上肢の機能がきちんとできない方がワンちゃんのおしっこ、うんちの世話ができませんかしくんとか、そういう素朴な質問、疑問も生まれてくるかと思っております。このみずから介助犬の行動を適切に管理することができなければならぬというところの真意を中川議員にお願いします。

○中川智議員 ただいまの御質問の部分で、みずから適切に管理できるといふ意味は、障害者みずから適切な管理について十分理解をし、自身自身で手を動かして管理のための行為ができなくても、何か道具を使うなりして管理をすればいいというふうに考えておられまして、そこで重要なこととは、補助犬の行動管理について責任を持ち、理解したことをみずからの意思で行うことができるということでありま。

ただし、逆に、身体的には管理に問題がなくとも、適切な管理について理解ができなければ、第六条により、補助犬を持つべきではないという要件に当たると考えます。

○阿部委員 では次に、犬の側の御質問に移ります。

よく盲導犬等々に使用された犬は寿命が短いとか、大変に気を使うわけですね。ここでほえてはいけないし、いるのにいないような存在にならなさいいけない立場ですから、非常に動物にとつて、本来持っている犬権といいますが、犬にも権利があると思いますが、そういうものからすると、むしろ動物がかわいそうではないか。あるいは、盲導犬の場合もいわゆる動物愛護法から外されたところにおりますので、この介助犬についても逆に、こういう制度をつくるときに動物の側に立った観点というものが一つ必要と思えますし、そのために獣医師さんとの連携等々もうたわわれていることと思いますが、ここで言う適正に取り扱うという適正という意味についてはいかがでしょうか。

○中川智議員 とても大切な御指摘だと思います。

補助犬を含めた使役犬の有効性と犬に対する福祉を考える上で最も重要な点は、犬に適性がある、すなわち使役内容や訓練について過度なストレスがかからずに、楽しみながら仕事ができるということだと考えております。したがって、訓練事業者が補助犬を適正に取り扱うというのは、適性のある犬をまず選択して、体調、びしぱしという強制的な方法ではなくて、愛情を持って褒めてあげることで犬の動作を強化する方法で訓練を行って、また、継続的に過度なストレスがかかっていないかを行動学的、獣医学的に評価することだと考えています。

また、使用者が適正に扱うというのは、同じく犬に体罰を与えるなどの方法をとらずに、愛情を持って接し、長く寿命を全うする、そのような健康管理や衛生管理を行うことだということに認識

しております。

○阿部委員 そのあたりのことを犬の訓練事業者の方にも、また世上一般にも、また議員連盟の方でも広めていただきたいと思えます。愛なくばでございますので、よろしく申し上げます。

あと、今度はそういう介助犬として認定する場合、今までの盲導犬とこれからの聴導犬、介助犬では異なることもあるのではないかと思います。この認定ということについてお聞かせください。

○中川智議員 認定の問題は、本法案は補助犬使用者の社会参加を保障することを目的にしておりますので、認定の最大の目的といえますのは、受け入れ社会が安全に、支障なく補助犬を受け入れられるように、補助犬の質をきっちり確保することでありま。その意味では、認定要件としては、各補助犬とも公衆衛生上の問題がないことがすべての補助犬の共通項目にまざるまい。

しかしながら、一方で、受け入れ社会では、我が国においては安全なベットの社会参加ができるという文化的背景はございませんので、やはり障害者が生活上必要としている存在であるからというところが受け入れを保障する基本、根拠になります。その意味では、公衆衛生上問題がないということだけでは、使用障害者のニーズに合わせて補助犬として訓練された犬であるということが最も重要になってくると認識しています。

したがって、補助犬としての能力についても、補助犬として訓練された犬ということで、質の担保をしっかりと図ることが大事だと考えております。

○阿部委員 では、そういう認定を行うための指定期限の要件ということはいくら厚生労働省令で定めるといふに先ほどの御答弁にもございましたが、この認定のための法人というところにも、身体障害者の方の障害の特性への理解ですね、例えば片麻痺の方の補助動作と頸椎損傷の方の補助動作とか、いろいろ違いもありますし、障害に応じた理解と、そのことを踏まえて育成した

介助犬を認定することですが、はたまたそうなつてきますと、認定をするための法人というものがあり方が非常に困難性が高いというか難しいということもなつてきて、現実には一県に一個もないとかいう形になってくることもあるやに思うのですが、そのあたりについての工夫、要するに、この制度を広めたい、だけれども専門性も要求される、この二つのバランスをどのように具体的にのつていかれようとするのか、そのあたりもお願いします。

○中川(智)議員 やはり日本全国広いわけでございますので、使用者の方々がとりやすい、きつちりとした認定制度が全国でしっかりと行われるということが使用者側にとつてとても大事だと考えております。

各補助犬の認定におきましては、各補助犬を使用する障害者の方の障害について正確に把握して、障害者にきちんと対応できること、これが不可欠だと考えておられて、犬の訓練だけできればよいということは言えないと考えております。

そしてまた、適切な行動をとる能力を認定する際には、障害者と犬との適合性、それを考慮することも重要ではないかと考えております。特に介助犬の場合は、障害の程度や種類、使用する方の身体状況というのがさまざま異なりますので、リハビリテーションセンターのような機関がその機能を担うことも考えられると思っております。リハビリテーションセンター、全国各地にございますので、本当に、利便性からいっても、そのことを前向きに考えていきたいと思っております。

新しく補助犬のための事業者について指定することに、そのことに固執せずに、リハビリテーションセンターや厚生施設というのをごまかすので、既存の法人を含めて良質な指定法人を広く全国に配置できるようにすべきと考えております。

○阿部委員 今の中川さんの御答弁にありました点、ぜひともこれは坂口厚生労働大臣にも御尽力

いただいて、厚生省管轄下で多くの厚生施設やリハビリテーション施設があり、そこで、御自身の、人間の方の、障害の訓練を受けている方が今度介助犬とベアの人生を歩みたいときに、その介助犬が認定されていくというように、いいマッチングができるような取り組みを、ぜひとも、これはお願いでございますが、申し添えます。

最後に、表示の問題。
表示と申しますと、今不当表示だけでなく、何というか、BSE問題以降、政治も表示も当てにならぬと言われておりますが、そうあつては困りますので、第十六条一項のところで認定を受けていないものでも、平成十六年九月三十日までに限つて、厚生労働省令に定めるところにより、その犬に介助犬、聴導犬と表示をすることができるといふ、この一項につきまして、先ほどの不当表示の問題もこれあり、そこでもし問題が起きたらどうなるかという問題も、この制度がスタートしたときに最初が大事だと思うのです。

よりよい形で、不当な表示が起らないように、あるいは信頼できる仕組みにしていこうために、そのあたりについて、最後のまとめを中川さんにお願ひします。

○中川(智)議員 おつしやるとおりでございます。そこで、介助犬、聴導犬の訓練事業者や研究団体は残念ながらすべて零細団体であるために、法案成立後に指定法人が一つもできないとか、また全国に若干数しかできないということでは、使用者の方々にとつて大変利便性が低く、法案の趣旨にも反することになってしまいます。そこで、零細な事業者でも指定法人になるための資産要件はかの要件を備えることができる準備期間を設けておこうというのが趣旨でございます。

しかしながら、御指摘のとおり、経過措置中に、本来であれば補助犬としての認定を受けられないような補助犬について表示に規制がかけられず、社会で問題を起すということになりかねませんので、その点にしましては、表示による区

別を厚生労働省令で定めることとしておりますし、その情報を社会に周知徹底させるということが重要であると考えております。

これに対しては非常に責任が伴うものと思つておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○阿部委員 私どもが生きて二十一世紀というか、これからの子供たちに贈る二十一世紀は、生きとし生けるものへの愛情、命への慈しみということが社会の根幹になつてほしい、そうしたことを現実に見せていくための私は大変大事ないい法律だと思ひますので、今回、議員の提案者の皆さんの御苦勞に敬意を表しながら、また御一緒に何らかの取り組みをしたいと思ひます。

それから、重ねて、坂口厚生労働大臣には、御苦勞でもございますが、よろしく陣頭指揮のほどお願い申し上げて、終わりにさせていただきます。

○森委員長 この際、暫時休憩いたします。
午前十一時五十七分休憩

午後一時四十三分開議

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。内閣提出、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣府政策統括官江崎芳雄君、文部科学省大臣官房審議官清水潔君、厚生労働省労働基準局長日比徹君及び職業安定局長澤田陽太郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○森委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。福島豊君。
○福島委員 大臣並びに副大臣、大変御苦勞さまでございます。与党を代表いたしまして、御質問させていただきます。と申します。

我が国の障害者の雇用につきましては、厳しさを増している雇用情勢のもと、求職者の数は過去最高、障害者の解雇届け出数も高水準であると同様に、厳しい状況に置かれていくわけでございます。一方でまた、経済のグローバル化が進んで、企業組織の再編は活発化してござりまして、職場環境の改善など障害者雇用を取り巻く状況が大きく変化してございます。

こうした状況のもとで、障害者の職場を拡大し、雇用の分野のノーマライゼーションの実現を図るとともに、厚生労働省の発足を踏まえ、雇用施策と保健福祉施策の連携を強化した施策を進めようとする今回の改正法案は、二十一世紀における障害者雇用施策の充実のための第一歩として大きな意義があるものと考えております。

従来は、障害者施策といふと、福祉施策を中心に障害者を保護の対象としてだけとらえるような傾向があつたように思われますけれども、近年は、むしろ障害者を社会経済の担い手として積極的にとらえ、このための自立を支援すべきとの見方も強調されるようになってきているというふうに思ひます。こうした中で働くことは、障害者にとつて、賃金の獲得により自立した生活への道を開くとともに、社会への貢献を強く意識できるようにするものでありまして、障害者雇用は今後の施策の重要な柱となるものと考えております。

我が党も、庶民の目線からの政策実現ということで、障害者施策につきましても、一生懸命に生きる障害者の方々の思いを実現するために全力で今までも取り組んでまいりました。昨年の六月には、公明党から「共生社会」の実現をめざして」と題しました政策提言を行いました。今回の改正法案は、私どものこの政策提言の掲げた方向と基本的に一致するものというふうに思つております。法案の取りまとめに当たりました坂口大臣

を、今後バックアップをしつかりとしてまいりたいと思ひます。

今回の改正案につきまして、具体的な論点についてお尋ねをしたいと思います。

まず初めは、企業グループによる雇率の算定についてでございます。

我が国の障害者施策の柱の一つとして雇率制度があります。この制度は、企業に一定割合の障害者の雇率義務を課し、企業が社会的責任を果たすために自主的な取り組みを促すとともに、社会全体で障害者雇率を進める目標となるものであり、大きな効果を今まで果たしてきた、そのように思っております。こうした中で、雇率制度を経済情勢の変化に対応して見直ししていくことは必要なこととございますし、そしてまた、障害者の雇率の場を拡大するためにも重要であると思っております。

今回の改正案では、特例子会社について、障害者雇率を進める方法として積極的な位置づけを行い、そして、これを保有する企業についてはグループ企業で雇率を算定することとしたしておりますが、私どももこれは適切なものであるというふうに思っております。

先般、私どもも、浜四津代表代行とともに、都内にあります特例子会社を見学いたしました。障害者が、健常者の方と席を並べて、データ入力や、そしてまた経理等のさまざまな業務を行っておる姿を拝見いたしました。大変参考になったような次第でございます。

今回の改正法案でこの特例子会社についてどのように評価しているのか、そしてまた、グループ企業全体として雇率を適用することについての理由、この二点について御説明をいただきたいと思ひます。

○澤田政府参考人 特例子会社制度は、障害者に配慮した職場環境の設定、あるいは障害者特性に対応した業務の再編等が行いやすいということ、特に知的障害者、重度障害者の職域が拡大するというメリットが相当ございまして、障害者に

とつてもいいと思います。障害者自身からも評価がかなり高いという状況にございます。

最近のマクロ状況を申し上げますと、近年、企業の分社化とか統合等の企業再編が相当進んでおります状況に対応するには、親会社の責任のもとで、企業グループ全体で特例子会社におきまして障害者雇率に貢献する仕組みを整理する、そして特例子会社の経営の安定と発展、設立促進を図るということが適当ではないかというふうに私どもも考えました。

また、そうしたことによりまして、親会社は関係する企業グループ全体で障害者雇率の促進を図ることとなるということで、結果的に、障害者にとりましては、個々の適性、能力等により一層適した職場への就職可能性が広がるということ、障害者の雇率促進にも現実的にも相当効果があるというところで、今回の一定のグループで雇率を適用して計算するという法改正をお願いしたいと思っております。

○福島委員 どうもありがとうございます。次に、除外率制度の見直しについてお尋ねをしたいと思っております。

この除外率制度は、昭和五十一年に現行の雇率制度が設けられて以来、見直しは懸案となっておりましてけれども、今回のこの改正におきまして、除外率制度を本則から附則に移し、廃止の方向を明確に示し、縮小を進めることとしたことは大きな前進であるというふうに思っております。

雇率制度を円滑に導入する上で、障害者の就業が困難と考えられた業種について軽減措置を設けたことには理由があったとは思ひますけれども、技術革新など職場環境の整備の状況、またノーマライゼーションの理念、昨今の障害者の資格欠格条項の見直し、こういった流れから見ても、この制度はもはや見直しをすべき時期に至っている、そのように私は思ひます。また、見直しに当たりましては、特段理由がある場合は別といたしまして、官民ともできる限り足並みをそろえてこれを実施すべきである。

この見直し、必至であるというふうに申しましたけれども、それをどう具体的に進めていくかというところが大切でございます。除外率を単に縮小しても、それが実際の障害者の皆様の雇率に結びつかなければ意味がないわけでございます。そのところをどのようにカバーしていくのか。例えば助成金を充実させる、こういったことによつて実際の雇率に結びつけていく、そういう支援策を検討すべきではないかというふうに思っております。

以上の点を踏まえまして、除外率制度の今回の見直しというものを具体的に実際の雇率にどのようにつなげていくのか、その点についてお考えをお聞かせしたいと思います。

○澤田政府参考人 除外率制度の縮小につきましては、委員御指摘のように、法律上、基本的な考え方として廃止するということを明確にした上で、具体的に施行する時期は、二年間の準備期間が要するということ、平成十六年四月に除外率の具体的な引き下げを行うことにいたしました。

その場合、官民同じようなテンポでという御指摘でございましたが、そういうことが非常に大事であらうと思っております。具体的には、労働政策審議会の意見を踏まえまして、各業種とも一律に一定割合で下げていくというようにすることを予定いたしております。具体的には、労働政策審議会などでこれから御審議いただくということになります。

十六年四月に一定割合を下げた後の先行きでございますが、それは実際の除外率設定業種ごとの障害者雇率の進捗状況、技術革新の進展状況等を考慮いたしまして、事業主の対応可能性を踏まえた上で段階的に縮小していきたい、こう思っております。

その間、御指摘のように、事業主がこの除外率縮小の精神、意義を踏まえて行動していただくための十分な準備をしていただかなければなりませんので、二年間の準備期間では、事業主団体と連

携いたしまして各種助成金の活用を当然やりやります。その大前提として、制度の周知啓発を強力に進めて、そして、事業主が、実際、企業の行動として障害者雇率促進に真剣に取り組むということ、これを啓発し応援していきたい、こう思っております。

○福島委員 ありがとうございます。ぜひ充実した取り組みというものを進めたい、そのように要請をいたします。

次に、障害者就業・生活支援センターについてお尋ねをいたします。

今回の改正案で設けられることになりました障害者就業・生活支援センター、これは、これまでのモデル事業というものを踏まえて、厚生労働省の発足に際して、雇率施策と保健福祉施策を連携して進めるということの先駆けと言えるもの、だろうというふうに思っておりますし、そしてまた、関係者の方々も大変に期待をしておられると思ひます。

就業面だけではありませんで、生活面での支援も必要な障害者の方に対して、身近な地域で、雇用、保健福祉、教育など関係機関が連携協力しながら支援を行う拠点として、このセンターは今後一層力を入れていかなければならないものであると思っております。身近にあるところ、非常に大切でございます。身近にあるところ、とは、たくさんないといけないということでもございまして。平成十四年度には四十七カ所ということになっておりますが、今後、職業安定所の圏域や障害保健福祉圏域に一定の割合という形で配置をされていくということが必要ではないかと思っております。このためにも、都道府県また市町村の積極的な取り組みを促していかなければなりません。

こういった点を踏まえまして、副大臣にお尋ねをしたいわけでございますが、今後、この障害者就業・生活支援センターに期待される役割、そしてまた実施箇所数、この拡大に向けての御決意等々をお聞かせしたいと思います。よろしくお願ひ

します。

○狩野副大臣 委員御指摘の、障害者就業・生活支援センターの期待される役割ということでごさいますけれども、障害者の職業生活における自立を図り、その雇用就業の促進を図るためには、仕事の面だけではなくて、日常生活、社会生活面に係る支援を一体的に行うことが大変大事であるというふうに考えております。

障害者就業・生活支援センターは、先ほど委員も御指摘のように、そうした支援を身近な地域の中で一緒に行うことができるようにするというところであります。相談窓口として、また地域での雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携の拠点としての役割を十分に果たすことができるというふうに考えております。

また、平成十四年度予算では、全国で四十七カ所分の事業費を計上しておりますけれども、今後さらに、ニーズや実施状況を見ながら、将来的には障害者就業・生活支援センターによるきめ細かい支援を全国的に展開できるよう体制の整備に努めてまいりたいと思っております。

○福島委員 力強い御答弁をいただきましてありがとうございます。

続きまして、同様に障害者の雇用に対して大変大切な取り組みでありますところのジョブコーチ事業についてお尋ねをしたいと思います。

このジョブコーチ事業については、アメリカなど諸外国で導入が行われ、我が国でも注目されておりました支援方法でございますけれども、今回の改正によりまして法律上位置づけられたということは大変画期的なことだというふうに思っております。

この事業、これがうまく進むようにするためには、適切な支援方法の確立ですとか、そしてまた人材の確保、育成といったことが重要でございます。先ほどの障害者就業センターの果たすべき役割は、この点においても大変大きいと言えると思っております。そしてまた、こうしたジョブコーチ事業を円滑に進めていくためには、地域の

福祉施設などにも積極的に協力を求めてその実施を進めていくということも必要な点であろうかというふうに思っております。

こうしたことがうまく連携し、かみ合っているというジョブコーチ事業のニーズが高まり、そしてまた全国的に均てんすることによって、障害者の職業リハビリテーションの大きな柱となっていく、そのように私は確信をいたしております。副大臣に重ねてお尋ねをしたいわけでございしますが、このジョブコーチ事業の実施に当たりまして、人材の養成、そしてまた関係機関との協力、今後の拡充の見通しについてお聞きをしたいと思っております。

○狩野副大臣 ジョブコーチというのは大変聞きなれない言葉でございますけれども、漠然とわかるわけで、私も、どういう意味かなと思って確認いたしましたら、職場適応援助者という言葉だそうございまして、ジョブコーチの養成としては、社会福祉施設等での障害者支援に携わった経験のある方や、企業での障害者雇用管理の経験を有する方など、障害者支援の経験を有する方を中心にお願いをしております。

また、ジョブコーチとなる方々に対しては、日本障害者雇用促進協会の障害者職業センターにおいて、障害者及び事業所に対する支援の方法について専門的な理論や実践に関する研修を行うことにより、障害者の職業生活上の課題の解決に向けて適切な支援を行うこととしております。

また、ジョブコーチ事業は、地域障害者職業センターのほか、障害者に対する支援に実績のある社会福祉法人などの協力機関を通じて実施いたしますけれども、障害者就業・生活支援センターなど、他の関係機関とも連携しながら、効果的なものになるように努めてまいりたいと思っております。

また、平成十四年度においては、約七百六十名のジョブコーチを配置いたします。それによって二千四百名程度への支援を実施できるわけですが、今後とも、事業の実施状況、そしてまた

必要性を見きわめながら対応していきたいと思っております。

○福島委員 ありがとうございます。

次に、精神障害者の雇用促進についてお尋ねをいたしたいと思います。これも大変大切な課題でございます。

今回の法改正に当たりまして、精神障害者への雇用率の適用が議論になったというふうに伺っておりますが、最終的に法案に入るに至らなかったことは大変残念であるというふうに思っております。

しかしながら、労働政策審議会の障害者雇用分科会の意見書では、今後雇用率制度に入れる方向で取り組む、そしてまた、そのための課題の解決に取り組むことが事業主団体も含めて合意をされておりまして、このことは将来に向かっての大変大切な一歩であったというふうに思っております。

そしてまた、坂口大臣の御指示によりまして、障害者雇用促進法上、精神障害者の定義規定が置かれたことは、精神障害者の雇用促進を図る上で重要な足場になる、そのように思っております。

今後、精神障害者の雇用率制度の適用に向けた取り組み、これは着実に進んでいくかなければいけません。そしてまた、そののみならず、具体的な施策におきまして雇用促進というものを進めなければならぬわけでございますが、この点につきましての大臣の御決意をお聞きしたいと思っております。

○坂口国務大臣 障害者といえます場合に、今まで身体障害者として知的障害者等々の問題が中心でございまして、精神障害者の問題がどうしても手をつけられずに今日まで迎えたわけでありまして、今回の改正におきましても、何とか精神障害者の問題にも少し取り組みたいというふうには思ってきたところでございますが、思ったようにはいかなかったわけでございますけれども、しかし、第一歩を踏み出すことはできたと思っております。

精神障害者の皆さん方の雇用もやはり雇用政策の中の一つに入れるんだという、総論としてそこには一歩を踏み入れたというふうに思っておりますので、これからそれをより具体的にどうしていくかということを考えていきたいと思っております。

やはり、雇っていただいております企業の皆さんの方のお話を聞きますと、それはそれなりにまた精神障害者の皆さん方に対する問題はいろいろあるようでございまして、例えば、採用後、採用になつての皆さん方の中で精神的な疾患にかかられる方が、そうした方々をかなり今抱えておみえになります職場もあるわけでございます。そして、そういう皆さん方を、それでは障害者としてカウントしていいのかどうか。カウントしますと、それはそれなりに、今度はまた、その障害者の皆さん方の側からすれば、そういうところには自分分はカウントされているのかという思いになられる。その辺のところもどうするかということもひとつまず決めてほしいという御要望がありまして、それも当然のことではないかというふうに思っている次第でございます。

あるいはまた、精神障害者の皆さん方の中にも病状が不安定な方がおみえになりますので、その不安定な皆さん方を一体どうするか、安定された方のみを対象としていくのか、その辺のところの割り切りというものが一つ大事になってくるのではないかとこのように思っております。それらのことを早急に議論を詰めていただきたいと思います。そして、次の段階のときには、精神障害者の皆さん方の雇用の問題も大きな柱の一つになるようにしていきたいと思っております。

○福島委員 最後に、障害者プランの改定に向けての取り組みについてお尋ねをしたいと思っております。

障害者基本計画そしてまた障害者プランは、平成十四年度で最終年を迎えようとしております。これらの計画は、我が国の障害者施策を進める上で大きな成果を上げてきた、これは事実であろう

と思います。

しかしながら、障害者プランにおきましては保健福祉施策の数値目標だけが並んでいるという印象は否定できないわけでごいまして、障害者雇用を進める上では、雇用施策の分野でも可能な限り数値目標というものを掲げ、計画的な整備を図っていくということがこれから求められるのではないかと思っております。障害者雇用施策を障害者基本計画そしてまたプランの中にこれまでに上に大切な柱として位置づけていく、このことが望まれているというふうに思っております。

今回の障害者雇用促進法の改正の審議は、こうした新しいプランをどうつくっていくのかということに向けて議論を深める大変大切なステップではないかというふうに思っております。政府におきましては、平成十五年度以降の新たな障害者基本計画そしてまた障害者プランの策定作業の準備に入ったと伺っておりますけれども、こうした障害者の雇用というものを一つの重要な柱とするという観点から、どのような取り組みをなされるのか、大臣の御決意をお聞きたいと思っております。

○坂口国務大臣 今までのプランが一応終了することになりまして、平成十五年度から新しいプランで再出発をさせていただくということで、今、議論をスタートさせていただいたところでございます。この厚生労働省だけではなくて、各省庁にもわたりますので、これは政府全体として取り組んでいくということで始めていこうとてござい

ます。その中で、いろいろ重要な点はあるというふう

に思いますが、先ほども申しましたとおり、障害者の位置づけ、それは、その中には精神障害者の皆さん方も含めました障害者の位置づけということにしていかなければならないと思ひますし、それから、精神障害者に対するただ福祉的な支援というのではなくて、先ほど福島委員も触れられましたとおり、やはり一人の人間として、同じように生活、そして就労していただけるようにしていかなければならない。とりわけその中で、やはり

雇用ということが、就業ということが一番大事になってくるだろうというふうに思いますので、その就業ができて得る体制をどうつくり上げていくかということが新しいプランの中でも最も重要な柱になると思っております。

それを実現しますためには、先ほどもジョブコーチのお話が出ましたが、ジョブコーチをどうするかとか、あるいはまた、きょう午前中に議論をいただきましたように、介助犬等をどのようにつくり上げていくか。そのためには、それに必要な施策というものを整理しなければなりませんし、そうしたことを総合的に、やはりもう少しきめ細かくやっていかないとけない。その、きめ細かくそれらを積み上げた上での対策というものにしていく。

そして、現在までの法律で、もし今までの法律ではぐあいが悪いということであれば、新しい法律に改正をしなければならぬわけでありまして、これは厚生労働省の中の法改正だけではなくて、全体の法改正というものにもならぬながら新しい体制をつくり上げていくことになるのではないかとこのように思っております。我々も最大限努力をしたいと思っております。

○福島委員 大変大きな視点からの御答弁をいただきました。本当にありがとうございます。我が党におきまして、昨年の政策提言の中で、日本版ADA、障害を持つ人の権利保障法を制定すべきであるということをお願いしていただきました。現在の障害者基本法を見直していただくという考え方もございますし、そしてまた、共生社会を目指した新しい立法をするという考え方もあるようでございます。新しい障害者プラン、この検討の中で、こうした基本法をどうしていくのかということについて、与野党を問わず、この立法府の中において議論というものを深めていく必要がある、そのように思っております。

そしてまた、若干時間がございしますので、大臣に一点だけ御要望をさせていただきたいと思っております。それは、発達障害の問題でございま

す。これは御要望でございます。

例えば自閉症ですとか注意欠陥多動性障害とか、そういうものがございます。私自身が身近でいろいろな方のお話を聞いております。思いますことは、早期の段階でどういう療育をするのかということが非常に大事である、そしてまた、早期の段階の介入ということが発達というものをかなり促進するんだらうというふうに思っております。

しかしながら、日本の社会において、現実問題としてどれだけこの専門的な療育というものが早期の段階で行われているのか、これは甚だ心もとないところがあると思ひます。そういった専門施設がないというわけではありません。身近で十分活用できるほどあるか、そしてまた、個々のケースに応じて活用できる人材がいるのかということが問われているんだと思ひます。

先日、そうした子供さんを持つお母さん方と話をする機会がありました。お年寄りには福祉にたくさんのお金を使うんだけれども、なぜ日本の社会はもっと子供にお金を使わないのだからかというお話をしておりました。このことは、今回、障害者雇用促進法の話でございしますけれども、実はそうした早い段階からの療育の体制が整うということとは教育にも結びつきます。教育に結びつくということは、就労にも結びつくわけでございます。ですから、この障害者の雇用の促進ということも、ある意味で、ライフサイクルといひますか、縦断的にとらえる必要もあるのではないかと、そのような思いがいたしております。

最後に、この点について厚生労働省の中でもいろいろ御検討していただきたい、そのことを要望いたします。私の質問を終わりにさせていただきます。大変ありがとうございます。

○森委員長 次に、水島広子君。

○水島委員 民主党の水島広子でございます。まず、本日、事前に通告をしておりました質問に入ります前に、けさの新聞報道に基づいて一つ質問をさせていただきたいと思ひます。

けさの新聞によりますと、非加熱濃縮血液製剤によるC型肝炎感染問題で、旧ミドリ十字が、一九七七年にアメリカで同じ成分の製剤がFDAによって製造禁止になった直後に、その事実を把握していたこと、そして八四年には、旧厚生省に対して、製造を禁止したアメリカの関連資料などを再評価のための準備資料として提出していたということが書かれております。

しかし、旧厚生省は即座に対応をとらず、再評価を検討した調査会では承認取り消しや使用限定ということにもならず、結果的に三年後、フィブリノゲンが投与された産婦八人が肝炎を発症したことが発覚して、旧ミドリ十字が製剤を自主回収するまで販売が継続されていたということが報道されているわけです。

なぜ厚生省では繰り返しこういうことが起こるのでしょうか。もう問題は出尽くしたと言っているけれども、またこうやって新たに同じような構造の問題が出てくるわけでございます。今回の記事の文章を読んだ限りでは、担当の厚生官僚の行政不作為を私は感じます。

厚生労働省では経緯の調査をするということですが、それだけでも、いつまでに調査をされるのか、そしてその結果、当時の担当者の責任を追及していくつもりかどうか。なぜ繰り返しこういう構造の問題が起こるのか、どのようにすれば今後二度と起こらないようにできるのか。冒頭に大臣のお考えをお聞かせください。

○坂口国務大臣 けさの新聞につきましては私も拝見をしたところでございますが、一九七七年に旧ミドリ十字がアメリカにおきましてフィブリノゲン製剤の使用禁止ということを受けた、そのことについて、先般の新聞におきまして、厚生労働省が知らなかった。そして、きょうの新聞におきましては、一九八四年に旧ミドリ十字から厚生省に報告をしていたけれども、それに対する対応がすぐ打たれなかった、そこに三年間ぐらいの誤差が生じている、こういう話でございまして、きょうも厚生労働省に参りましてから事の次第を

聞いたわけでございますが。

きょう夕方、正式に旧ミドリ十字から、旧ミドリ十字でお許しください、報告が出るようでございます。間もなく出ますので、出ましたら私も早速内容を精査したいというふうに思っておりますが、それだけではありません、それが出ました当時、どういふふうに厚生労働省がその受け付けを行い、そしてどういふ議論をその後の中でしていたのかということにつきまして、至急に調査をしたいというふうに思っております。そして、一九八七年まで対応の変化がなかったのは一体なぜなのかということにつきまして、はっきりとそこで調べたいというふうに思っている次第でございます。

いずれにいたしましても、今日までいろいろな病気のことににつきまして繰り返してきているように見えるわけでございますが、今までの、H I Vでありますとか、あるいはヤコブの問題でございますとか、そうしたいわゆる新しい病気、今まで全く予期せざるものが出てきた場合の対応と、そしてC型肝炎の問題とは、若干違うと私は思っています。

と申しますのは、C型肝炎というはつきりとしたウイルスが発見をされました、そしてそれがわかるようになりましては一九八八年でございますけれども、その前から、もう戦後間もなくから、いわゆる輸血後肝炎、あるいはまた非A非B肝炎というふうに言われた時期もございましたけれども、輸血や血液製剤によつてそういう病気が起こるということは、もう医療従事者の間で周知の事実でございます。しかし、血液を使わないわけにはいかない、そういう副作用があるけれども使わざるを得ないというので、使つてまいりました。そうした経緯がございますので、若干私は違うというふうに思っております。

ただ、普通の輸血用の血液と、そして血液製剤というものは、また取り扱いも違うというふうな思っています。一般の輸血用の血液の場合には、一人の人の血液で成り立つわけでございます

が、血漿製剤の場合には、多くの人の血液の中からこの製品をつくるということでございますから、多くの人のを使えば危険性というものは非常に高まるわけでございますから、それに対する配慮というものがやはりなされてしかるべきというふうな思っております。そうしたことがどのようになつて、至急に調査をしたいと思っております。そんなに長い時間がかかるわけではないと思っております。

○水島委員 一般的なこととして考えまして、再評価制度に基づいて再評価のために提出をした資料の中に、FDAでは既に製造を禁止にしているというふうな情報が含まれていたにもかかわらず、使用限定ですとか承認取り消しということにならない、全くそれについて問題がなかったというふうなことは、一般的に考えられることなんでしょうか。この新聞を読んだ複数の方たちからは、どういふことなのか全くそれが理解できないという声が上がっておりますけれども、大臣のお考えはいかがでしょう。

○坂口国務大臣 ですから、そこをよく、報告書を見る、あるいはまたその当時の対応の仕方を見て私も意見を言いたいというふうに思っておりますが、現在のところ、報告書の内容や、その当時の、一九八四年に出した報告の内容に對してどう対応したかということが、今のところ私もちょっとわかりませんので、それを見まして、なぜそうであったかということを知りたいというふうに今思っているところでございます。

○水島委員 本日に断固とした態度で、一つも、何も情報を隠すことなく、すべて御検討いただいて、御発表いただけるということをお約束いただけますでしょうか。

○坂口国務大臣 そうしたいというふうに思っております。

○水島委員 ぜひよろしくお願いいたします。そして、もう本日にこんな同じ構造を二度と繰り返さないように、何も知らない方たちが行政の問題

によつてこれ以上健康被害に遭わないように、ぜひ本日にこの報道を最後にしていただけるように、全面的な調査をお願いしたいと思います。そして、本日の法案の質問に入ります前にもう一点お伺いしたいことがございますが、この四月から全面施行されておりますDV法に関連して、一つお伺いいたします。

二〇〇〇年に抜本的に改正された社会福祉法は、従来の給付型の福祉から、個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度を確立するとともに、地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実を理念としております。そして、その理念に沿って、地域福祉計画を今年度中に策定し、来年度から実施することとなっております。社会的な支援が必要の人として、私は、DV被害者の女性も含まれると思いますけれども、そうお考えになっておられるでしょうか。そして、市町村の地域福祉計画策定に際しては、DV被害者も含むよう自治体に指導しておられるでしょうか。お伺いいたします。

○狩野副大臣 市町村地域福祉計画は、地域の実情を踏まえて、住民の方々の参加をいただいて策定することになっております。ですから、厚生労働省といたしましては、今回、市町村が計画を策定する際の参考となるよう、地域福祉計画策定指針を通知いたしました。その中で、これからの地域福祉推進の背景と必要性として、家庭内暴力についても位置づけをしております。

したがって、各市町村における計画の策定に当たっては、委員御指摘のように、配偶者による暴力に関する相談支援体制等を含め、地域福祉のあり方について幅広く検討されることになると思ひます。

○水島委員 それでは次に、本日の法案の質疑に入らせていただきたいと思います。

私は、二〇〇〇年十月の厚生委員会でも、雇用率制度の中に精神障害者を含めていくことができたそうであるかという質問をさせていただきまして、それに対して当時の労働省から、二〇〇二年

度までにできるだけ結論を得たいという趣旨の御答弁をいただきました。ところが、今回の改正でも、結果として雇用率制度の中に精神障害者を含めることはできませんでした。

先ほど公明党の福島議員の御質問に對しまして、大臣は、次の見直しの際に精神障害者の問題を大きな柱の一つとしていきたいと答弁されておりましたけれども、これはつまり、五年後の次回見直しのときには雇用率制度の中に含まれるということの意味しているのでしょうか。

○坂口国務大臣 そうではなくて、次の新しい障害者プランができましたときに、その中に、障害者の位置づけとして、ただ単に身体障害者や知的障害者の問題だけではなくて、精神障害者を含めた一つの大きな柱にしていかなければならないという決意表明をしたわけでございます。

○水島委員 それでは改めてお伺いいたしますけれども、では、何年後にこの精神障害者が雇用率制度の中に組み込まれるということが実現するのでしょうか。まずお答えいただきたいと思います。

○坂口国務大臣 何年後と詰められても、今すぐに答えられないわけでございますが、しかし、この精神障害者の問題は既に検討を開始いたしておりますから、そんなに長い時間がかかるわけではないというふうに思ひます。今まではなかなか着手できなかったわけですが、既にこの問題につきましては着手をいたしております。

先ほど一例を挙げましたように、精神障害者の皆さん方を雇用しましたときに、それではプライバシー等の問題を一体どうするのかといったようなこと、そして、既にお勤めになっている皆さん方、精神障害者になられた場合に、その人々をカウントするのもしないのかといったような問題もございまして、その人のプライバシーにいかにかかわってくる問題でございます。あるいは、繰り返しでございますけれども、非常に精神状態が、精神というか病状が不安定な皆さん方を一体どうするのか、安定した人々を対象にするのか

といったようなことについて、もう少し議論を重ねて、そして決定をしたい、そんなふうに今思っているところでございます。

○水島委員 行政の世界では五年、十年と一言で言いますけれども、十年というところ、三十歳の方が四十歳になる、四十歳の方は五十歳になる、それほど本人にとっては非常に長い年月ということになるわけです。ですから、なるべく早くとおっしゃった、そのなるべく早くが五年なのか十年なのかというのは非常に大きな違いであると思えますけれども、大臣は十年もかかるとお考えでしょうか。

○坂口国務大臣 十年しましたら私もいないでしょうし、そんなに長い歳月を考えているわけでは決してございません。早いうちに決定したいと思っております。

○水島委員 今、十年はかからないと言ってくださいましたので、つまり五年後の見直しのときには必ず入れていただけるものと解釈をさせていただきます。

ぜひ至急御検討を進めていただけますように、そして本年にも五年も十年も前からずっと、仕事をしたいと思つてこの法改正を待っている障害者の方たちがたくさんいらっしゃいますので、ぜひその方たちのために全力で取り組んでいただきたいと思っております。ぜひ進行ぐあいについてまたお聞かせいただければと思っております。

さて、今回それでもこの雇用義務制度の対象に精神障害を含めるということが決まったわけですが、振り返ってみますと、この合意が得られるまでに五年かかったということになるわけです。既に雇用率制度に精神障害者が含まれているドイツやフランスに比べて、日本はなぜこんなにおかれているのでしょうか。

○澤田政府参考人 精神障害者に対する雇用率制度の適用のおくれにつきましては、いささか古いわけですが、平成八年の障害者雇用問題研究会報告におきましていろいろ指摘されており

その主な点を申し上げますと、精神障害者の施策が身体障害者や知的障害者の施策と比べると、八年当時の報告でありましたが、事実おくれた。その背景としては幾つかございまして、一つは、対象とすべき精神障害者の範囲とか実態が明らかでない。二つ目に、適切な雇用管理のあり方、例えば精神障害者の方の職業適性・能力を企業の場合でどう把握して引き出していくとか、医学的管理をどうするかとか、こういうことが必ずしも明らかになっていない。三つ目に、障害が安定していないことが多く、雇入れ後の障害の状況を継続的に把握する体制が企業においてもなかなか十分である。あるいは、職業リハビリテーション等々の職場定着を図るための社会としての体制が十分であるというような問題が当時指摘されておりました。

この点について、この間、私も問題点を少しでも克服すべくいろいろ政策を打ってまいりましたが、残念ながら、今回の見直しで精神障害者の方を雇用率の対象にする段階まで、社会的、企業

○水島委員 つまり今のお話というのは、事業主側の精神障害というもののに対する理解ができていないというふうな受け取りましたけれども、これはいろいろなところで指摘されていることでもござい

○坂口国務大臣 事業者側の考えがおくれているというふうな言い方も、私は、一般社会における精神障害者に対する考え方というのが非常に

現在でも、この精神障害者の仕事場を、仕事を何とかふやさなければいけない、つくらなければいけないというので、新しいそうした仕事のできる

がございまして、企業の中にもそれが反映をされてい

○水島委員 おっしゃるとおり、一般社会の差別意識というものはございまして、それについては

○澤田政府参考人 障害者の方の職場への適応に

○水島委員 今、ジョブコーチのお話が出ました

○澤田政府参考人 ジョブコーチは、障害者の職

ジョブコーチの支援は、障害者の方が就業して

○澤田政府参考人 障害者の方の職場への適応に

訪問して職場適応状況の把握に努めております

○水島委員 今、ジョブコーチのお話が出ました

○澤田政府参考人 ジョブコーチは、障害者の職

ジョブコーチの支援は、障害者の方が就業して

○澤田政府参考人 障害者の方の職場への適応に

○澤田政府参考人 障害者の方の職場への適応に

す地域障害者職業センターに業務報告をするという事になっております。そういう中で、いじめ等が具体的に把握された場合には、障害者職業センターにおいて、公共職業安定所など協力機関、関係機関と連携して、事業所に対する助言などをやるということでございまして、こうしたジョブコーチの仕事は、当然ながら、職務規程という形で明確化することを予定しております。

○水島委員 それでは、先ほど大臣からお話でございました精神障害者に対する一般の差別意識について、お伺いしたいと思っております。

この精神障害者に対する差別意識というものは、多分に未知の者に対する偏見という色彩が強いと思えます。私自身のことを振り返りましても、精神科医になるまでは精神障害者のことをほとんど知りませんでした。このような現状を踏まえまして、精神障害者に対する差別意識を解消していくためには何が必要だと考えられるでしょうか。

○狩野副大臣 精神障害者に対する誤解とか偏見が、精神障害者の地域での自立や就労、社会復帰施設の整備などに当たって大きな阻害要因となっております。これは、委員は専門家であらうと思えます。よく御存じだと思います。このために、地域住民に対する正しい知識の啓発普及、そしてまた精神障害者と地域住民との交流などを通じて、その解消を図る必要があると思えます。

厚生労働省としては、地方公共団体とともにシンポジウムなどを継続的に開催し、精神障害者に対する誤解、偏見が是正されるよう呼びかけております。また、厚生科学研究において、精神障害者の偏見除去等に関する研究を実施するなど、科学的な観点からも偏見の解消に向けた取り組みを進めております。また、精神障害者社会復帰施設の設置に当たっては、精神障害者への理解と支援を求めるための地域交流スペースを整備するなど、進めております。

今後とも、あらゆる手段を尽くして、精神障害者に対する誤解や偏見の是正に努めてまいりたいと思っております。

と思っております。

○水島委員 特性を理解しろと講義をしていくよりも、やはりいつも身近に当たり前のよう共生しているということ、また、もちろん症状に波がありますので、症状が多少悪くなったときでもきちんと地域でサポートされる体制があるというような安心感が重要なのではないかと思いますけれども、これについては賛成していただけますでしょうか。

○狩野副大臣 これはもう絶対、賛成というか、ぜひそのように進めていきたいと思っております。障害者と地域の人たちが本当に一緒になってやっていくという環境づくりが大事だと思いますので、それは心がけてやっていきたいと思っております。

○水島委員 障害者全般に関する意識を根本から変えるために、アメリカのADAのような障害者差別禁止法を制定する必要があるのではないかと考えますけれども、大臣は、これについてはどうお考えになりますでしょうか。

○坂口国務大臣 以前にも同じような御質問をいただいたことがございましたし、その趣旨というものにつきましても私も賛同をしている一人でございます。ただ、進め方というものをどういう形で進めていったらいいのか、日本の国の中の環境によくマッチした形で進めていくにはどういうふうにするべきなのか、その辺のところを十分に議論をして進めなければならぬというふうに私は思っております。

ただ、雇わなければ、あるいは障害者を雇い入れなければすぐ裁判だにするとしたようなことが果たしていいのかどうか。そういうやり方ではなくて、本当に自然に障害者の皆さん方を社会が受け入れていくような形にどう軟着陸させるかということが大事だというふうに私は思っています。

先ほどから出ておりますように、障害者に対する差別、偏見というの、なかなか正直言って根強いものがございます。これはなかなかそう簡単にはとれないものなんです。どうすればこれをとっていくことができるのか。

やはり、精神障害者のその病状、一番厳しいときの病状等をごらんになって、そして、そのことが余りに現実と違い過ぎるので、そのことに対して非常に恐怖感を持たれるというようなこともあるというふうに私は思うんですが、お互い生きようという以上、ある一つの病気になれば、あるいはまた環境によればお互いそういうふうな状況になり得るんだという、お互いの理解みたいなものをもたして、そして、やはりこの精神障害者の問題につきましても、温かくひとつ見守っていかなければならぬし、その皆さん方に対する受け入れの体制をつくり上げていかなければならぬというふうに思っております。

○水島委員 最後に伺いたいんですけれども、大臣は、精神障害者の自立・就労支援をしていくことのメリットをどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。これは、障害者御本人にとつて及びその社会にとつて、それぞれの観点からお答えをいただきたいと思えます。

また、昨年の大阪池田小学校事件の直後に、小泉首相が偏見に満ちた軽率な発言をしたり、また各地で差別的な事件が相次いだりしたことからも、精神障害者を差別する社会の風潮は決して改善しているとは言えないと思えます。

先ほど副大臣からも御答弁をいただきましたが、差別をなくすための環境づくりに、この雇用の問題を初めとして、行政の果たす役割は非常に大きいと思っております。日本は、精神科の平均在院日数が抜けて長いなど、精神障害を取り巻く環境が国際的に見てもかなりゆがんでいると思えます。もうこの状況を打開するためには、今のうちに温かく見守っていただくとともに、やはり大臣のリーダーシップが必要ではないかと思えますけれども、最後に、どのように取り組んでいかれるかという決意表明をお伺いしたいと思います。

○狩野副大臣 もう委員御指摘で、よく御存じだと思えますけれども、精神障害者の自立・就労支援を図ることによって、障害者の本人にとりましては、社会経済活動への参加意識を持つことと収入が得られ、自立した生活の可能性も開けると、そして、それによって自信を持つことができるというふうに思っております。そして、それと同時に、生活のリズムが形成され、みずからの生活を律することによって病状への好影響が得られるということ、メリットが期待されるというふうに思っております。

また、精神障害者が働きながら自立した、生き生きと暮らせる社会ということは、すべての人が生き生きと働ける社会でありますし、我が国社会のすべての人が持っている能力を発揮し、有意義な人生を送っていくことが可能になるというメリットがあるというふうに思っております。

○坂口国務大臣 この触法精神障害者という言葉が適当なのかどうか私わかりません、あるいは余り適当な言葉でないのかもしれないというふうな思っているわけですが、精神障害者の中では本当の一握りの人なんですけれども、繰り返し法を犯すという人があることも、これは事実でございまして、その人たちに對して一体どうしていくかということが、今一つは問われているわけでございます。

その人たちに對しましては、やはり、普通の精神障害者に対する治療だけではなくて、生活指導でありますとか、さまざまな面から手を差し伸べる必要があるのではないかと今一つに思っています。この人たちのことをそのままにしておく、普通の、一般の精神障害者の皆さん方と同じようにしていくということによって、一般の皆さん方の精神障害者に対して見る目がかなり悪くなるというところも私はあり得るというふうに思っております。

したがって、一般の精神障害者に対して温かい施策を実行していきますると同時に、一握りの人ではありますけれども、法を犯す、それも一回

のみならず何回も犯すというような人に対しましては、特別にやはり指導を行っていくべきだといふふうに思います。それを行いなから、そして問題は、地域にあるいは家庭に帰られた後、その人たちに對してだが温かく手を差し伸べていくのかということが一番大事になるというふうに思いますので、その地域にあるいは家庭に帰られた人に対する対策というものが、これは特に私は大事だといふふうに思っております。

これは、一般の精神障害者の皆さん方に対しても、ある程度やはりお話し合いの相手になれる人というのが必要な場合があると思います。御家族の中で生活をおみえになる方はよろしいですけれども、お一人で生活をおみえになる方もかなりあるわけですから、その人たちに対しましては常に手を差し伸べていく。もう少し具体的に言えば、相談相手になっていく、あるいはまた、就職等のことにつきましても相談に乗っていく、そしてまた、治療につきましてもアドバイスをしていくといったようなことがやはり大事になってくるというふうに思っております。

○水島委員 ありがとうございます。ぜひ、最後の方に大臣がおっしゃっていたことの方が新聞で大きく取り上げられるような、政府としての取り組みをお願いしたいと思います。

どうもありがとうございます。

○森委員長 次は、石毛鑒子君。

○石毛委員 民主党の石毛鑒子でございます。障害者雇用促進法改正案につきまして、除外率制度の見直しに関して、主として、少し具体的にお伺いしたいと思います。

まず最初に、除外率制度の見直しの中に、除外率設定業種という枠組みがございますけれども、この設定業種の除外率を見直していくことによりまして障害者雇用がどのように前進すると見込まれておられるのか、総括的なそのあたりの御所見を伺いたいと思います。

○坂口国務大臣 先ほどもこの除外率の御議論が出ていたわけですが、この厳しい雇用情

勢のもとで、障害者雇用というものも非常にその影響を受けてまして厳しくなっております。こうした状況の中で障害者雇用の促進を図っていくためにはならないわけでございますので、この除外率の問題を今回一つの柱に取り上げさせていただき

ました。

例えば医療の世界でございますと、まあ五〇％でございますが、普通の障害者雇用の半分でございます。こういうことになっているわけでございますが、こうした除外率をどんどんとやはり少なくしていくと申しますか、低下させていきまして、そして、できる限りどの職種におきましても障害者を雇い入れていただく体制をつくっていくかというけないといふふうに思っています。

除外率が現在よりも一律で一〇ポイント引き下げられた場合、現在一・四九という障害者の雇用率でございますが、この一・四九が、これはこのままこれから継続するという仮定をして、そして、この除外率が現行よりも一律一〇ポイント下げられた場合には、約九千人程度、一万人弱ぐらいな人の雇用増が見込めるといふふうに思っております。しかし、それは一・四九ではいけませんので、この率そのものを上げていくということもあわせてやらないといけないといふふうに思っております。

○石毛委員 ぜひ実雇用率が上がるように積極的な施策の展開を要請したいと思っておりますけれども、この除外率の設定に大変大きな幅がございます。

説明資料をいただきまして、タイヤ・チューブ製造業の除外率は一〇％ですけれども、今大臣が御指摘なされました医療業は五〇％、それから福祉に關連して児童福祉事業六〇％、盲学校を除く特殊教育諸学校六五％、小学校七五％、幼稚園八〇％、こういうほとんど除外していると言っても過言ではないような除外率で、二年、検討期間あるいは周知期間を置いて一〇ポイントずつ下げていったといいたしても、幼稚園の八〇ポイントがなくなるといふのは、単純に言えば八年間かかるというふうなこともございます。

雇用率は、一般企業それから特殊法人、国、地方公共団体によつて一・八とか二・一とかといふふうに違うわけですから、この業種につきましても、民間であるか、あるいは特殊法人であるか、あるいは小学校といふようなことになれば主として市町村立といふことになるかと思ひますから、若干の義務雇用率の差はありますけれども、私は、これではなかなか雇用推進には実態的になりにくいのではないかといいような心配もござい

ます。

そのあたり、これから具体的に労働審で検討されるのか、あるいは所管で具体的にプランをつくっていくかあるんだといふふうに思いますけれども、どんなふうにお考えになつていらつしやるのかといふことを少し披露していただきたいと思います。

○澤田政府参考人 除外率制度につきましては、廃止の方向といふことを明確にした上で、段階的に縮小していくといふことを法律上明らかにいたしております。

平成十六年四月から、今のところは全業種一律一〇％引き下げる。公務員の方は除外職員という制度になっておりますが、これを除外率といふふう

に、いわば換算、制度的に一本化したしまして、転換した率が出ますので、それをやはり民間と同じように下げていくことを考えております。

既に除外率について相当格差がある中で、一律に一〇％下げることにしてはいかかという意見がありますが、ここは審議会でも相当議論になりました。まずは困難な状況の中でみんなそろって第一歩を踏み出すことが大事だという意味で、業種特性は現在の除外率の違いに反映されている、したがって、みんな一斉に踏み出すという意味では一〇％一律ということが現実的であり適当であろうといふことになりまして、私もそうした考えに従つて提案をさせていただいてるところであります。

今後につきましては、踏み出した後、いろいろ

な意識啓発あるいは支援政策等々が相まって現実に雇用率が上がっていくことを目指して、その状況、それには企業の努力もありましようし、政策努力もありましようし、世の中の技術進歩等々もありましようから、そこをよく踏まえて、では、次の段階はどうするかということをもまた真剣に議論していくことで、そこは実態がどこまで進むかということに相当左右されると思っております。

○石毛委員 少し具体的にお尋ねしたいと思ひますけれども、例えば小学校の場合、除外職員が職種で小学校、養護学校及び幼稚園の教育職員といふふうになつておりました、この方が除外率に置きかえられていきますと、単純に、私の理解でいいのかどうかといふところもあるかもしれせんけれども、現在七五％の除外率ですから、一〇ポイント下げれば六五ポイントになるわけですから、そうすると、要するに、義務雇用率を設定する該当職員といふように対象人数といふのは、三五％の人になるわけですね、六五％が除外。

そうすると、三五％の職員で、例えば地方公共団体の場合、二・一％が義務雇用率になりますから、二％としましても、五十人の職員がいなくて一人の採用にはならないと計算できると思ひます。五十人の職員が三五％に当たるとしますと、ほぼその二倍の職員といひますと、除外率をプラスした職員といひますと百人ぐらゐ足さなきやならないわけですから、一つの小学校に百五十人の教員がいるのかどうかといふのはかなりリアリティーのない問題だといふふうに私は思ひます。

これは幼稚園なんでもっとそうだろうと思ひますし、それから児童福祉施設だつて、そんなに高除外率で勘案していくと該当人数が物すごく減つてしまふから、実際には義務雇用率の該当職場、該当業種にならないのではないかと私は思ひたわけなんですけれども、そのあたりはどうなんでしょうか。あるいは、もし私が今申し上げまし

たことがおおよそ正しいというふうにするれば、例えば小学校などは、一つの自治体に何校かある場合には連結でカウントするとか、そういうふうにしていくのか。

とにかく、このままでいくと、除外率の高い業種は実際に該当業種に当たらない、そういう問題が出てくるのではないかと不安といましようか疑念があるのですけれども、いかがでございましょうか。

○澤田政府参考人 まず、障害者雇用率自身が、例えば民間ですと一・八%となっていますので、適用単位の母数、労働者としては、五十六人以上の常用労働者がいるところが具体的には適用のぎりぎり最低ラインになるということでございます。したがって、委員御指摘のように、民間の幼稚園等で、幼稚園は学校法人という形式が多いと思いますが、学校法人として一幼稚園しかないということになりますと、幼稚園の教諭が五十六人未満ですととも外れているということになります。

ただし、公立の小学校、中学校等は都道府県なり市町村の教育委員会単位で計算いたしますので、多くの場合には、個々の小学校、中学校も雇用率の適用対象になるということに現実的にはなっていると思います。

それ以下の、今回一〇%下げた場合の数字の話は、委員御指摘のとおりであります。

○石毛委員 その辺の検討を、何といいますが、精査していただきたいと申し上げたいと思います。そして、実効性が進むように、そのことをまず第一命題として施策の具体的な検討をぜひお進めいただきたい。

このままでいきますと、例えば児童福祉事業で、児童自立支援施設ですとか保育所などの場合の公益法人としてなされている場合に、非該当になる部分が多すぎではないか。職業の遂行上と障害との関係が全く無関係でないと申し上げるつもりはありませんけれども、工夫の仕方によりまして障害のある方が働ける場面というのはた

くさんある。現に保育園で障害をお持ちの方が働いていらっしゃる場合もありますので、ぜひとも実態が進むような検討をお願いしたい。

できれば、アメリカのリハビリテーション法のように、きちつと障害者雇用を達成している民間企業と公的な機関は契約を結んでいくというような、それぐらいの前進性といましようか先駆性をぜひ実現していただきたいと思いますということを要請させていただきますと思います。

次の質問でございます。

除外職員に関連しましてぜひとも確認をさせていただきたいのですが、この間、障害をお持ちの方の欠格条項の見直しということが、さきの国会でも、それから今国会でも、大変多くの法案に関連して出されております。先国会では、御承知のとおり、欠格条項の見直しに關しまして、医師法等の一部を改正する法律案が成立し、附帯決議が付されました。

その附帯決議の三項で各種資格試験、四項で大学、専門学校等の教育養成機関に関する附帯決議がなされておりました。要するに、就学ができるように、資格が取得できるように、その努力をするというような内容の附帯決議が付されたわけでございますが、この法律が成立しましたのは昨年、衆議院で六月二十二日可決、それから参議院先議で六月十三日ということでございます。まだ一年はたっておりませんけれども、ほぼ一年近くたっておりますし、そろそろ次の準備ということもあろうかと思えますけれども、文部科学省、きょうは清水審議官においでいただいております。どのような取り組みをなさってこられましたでしょうか、あるいは、なさりますのでしょうかというところ、それから、実際に大学に対して、施設の改善、人的な助成というような意味で、どのような中身がとられているかということ、ごく簡潔にお教えいただきたいと思えます。

○清水政府参考人 お答え申し上げます。先生御指摘の障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の

附帯決議を受けまして、文部科学省といたしましては、法律施行後、高等教育局長名で、各国公私立の大学長あてに通知を發しまして、附帯決議の趣旨の周知徹底を図るよう要請を行ったところでございます。

入学者選抜に当たっては、局長名でまた別途、全国公私大学長あてに通知を行っているわけでございますけれども、障害者の各大学の受け入れに ついて、能力、適性等に応じた学部への進学の際の提供を上げるという観点から、例えばということ、視覚障害者等については、試験時間の延長、拡大鏡の使用等々、具体的な例を示して特別な配慮を行うよう要請しているところであります。また現実に、入学者選抜におきましても、それぞれの障害に応じた配慮が行われているというふうに承知しているところでございます。

また、入学後につきましては、障害を有する学生が、教育課程の履修、あるいは学生生活全般にわたって特別な配慮の必要があると考えておりますし、またこれまでも、円滑な学生生活を送れるような学習支援体制の整備を図ることを図ってきたわけでございます。

具体的に申し上げますならば、例えば国立大学については、学内移動の補助でありますとか、教材等の点字翻訳でありますとか録音、ノートテーカーあるいは手話等々の、教育上の特別な配慮を行うための所要の予算措置を講じておりますし、また、私立大学においても、経常費補助金特別補助において、同様の観点から障害者の受け入れの数等に依りて補助金を増額するという措置をとっております。

施設設備につきましては、エレベーター、スロープ、身障者用トイレ、階段手すり等の整備を行っております。以上は国立大学でございますが、私立大学においてもバリアフリー化を、あるいは専門学校におきましても施設設備の改修工事を行うための費用の融資事業等の対象として予算措置、あるいは公立大学に対する補助を行っているところでございます。

以上申し上げましたように、今後とも、附帯決議の趣旨を十分に踏まえながら、大学で学ぶ障害のある学生たちに対する支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○石毛委員 審議官、大変恐縮でございますけれども、全国障害学生支援センターという、活動といたしますが、御存じでいらっしゃいますでしょうか。二〇〇二年の「大学案内 障害者版」というのがありますけれども、二〇〇二年ですから最新版ですね、ことしの受験に間に合うようにと整理されたものだと思いますけれども、障害のある方がなさっている活動ですけれども、全国の大学六百八十二校にアンケートをされていて、回答率四八・九%、五〇%いっていないんです。

それで、障害のある学生さんの受験に關しまして配慮している大学というのは、完全に言えば二校しかないというふうな、受験に特段の配慮という意味ですから細かい点を入れればそんなことはないですけれども、でも、私はまず最初に、回答率が四八%、五〇%を割っているということに大変な杞憂を覚えるわけです。

きょうは時間もございませんので、ぜひこうした資料など、それで年間百人を超える相談も受けるようになっていっていると言われておりますが、私は、多分、制度と実態との間に非常にギャップがあるのではないかと、アンビバレントな状況があるのではないかと、そこをきちつとつないでいっていただく努力が一層要請されているのだというふうに思っておりますので、ぜひともこのあたりを丁寧にお受けとめただけですよう要請いたします。済みません、時間の関係でお答えいただきましたけれども、今後ともどうぞ頑張ってくださいと思います。

それから、質問の仕方を少し変えさせていただきますけれども、欠格条項等を見直しまして、その欠格条項見直しの案のときに、例えば、参考人で御出席された障害をお持ちの方から、ずっと継続して障害を持って仕事をしていく場合に、設備

の改善ですとか、それから介助者の準備をするとか、そうした職業を継続していくための支援体制が整備されないと、せっかく資格を取ったとしてもなかなか就労に結びつかない、あるいは就労の継続が難しいというような御意見を伺ったように記憶をしております。

それで、私も、一生懸命障害者雇用法を読み返しますと、十八関係に調整金関係の助成というのがありまして、その助成金額が二〇〇〇年度で六十億というふうに報告をされております。納付金の総額は二〇〇〇年度で二百五十六億で、その中で設備の改善ですとか介助者等に対する助成金というのが六十億ですから、納付金総額二百五十億、助成金六十億といえますと、四分の一ぐらいでしょうか、助成金の使われ方が少ないのではないかと、この感想を私は持っております。

例えば、聴覚障害等の雇用管理のための手話通訳担当者の委嘱というのは年二十四回までしかできない、一回六千円。そうしますと月二回、一回六千円という、これでは聴覚障害の方はなかなか安定した、継続的な職場を見出すということは難しいだろうなというふうに思わざるを得ない。

一つ具体的に伺いたいんですけれども、この助成金別表、これはいただいた、とても丁寧につくられた資料ですけれども、助成金別表に設備の改善の費用から介助者助成とかいろいろ出ていますけれども、これはどなたが、どこで、どういふふうに決めておられるのでしょうか。そこをこのところをまず教えてください。

○澤田政府参考人 各種助成金を、どういう制度設計をして、どういう総金額で予算措置を組むかという点につきましては、基本的には、助成金関係業務を国が行わせている日本障害者雇用促進協会、法律に基づいて行わせておりますので、そちらの方でいわば一次的に起案をして、その協会の方で一次的に考える場合には協会の職員が考えますが、関係団体、障害者の方々等々の助成金に対する日ごろの御意見等も踏まえてやるわけですが、つくって、そして形式的には認可予算という

形で具体化していくということになります。

その間、協会のいろいろな事業、制度等につきましては、協会の内部だけで決めるわけではなくて、外部の有識者に参加していただいております。評議員会というものに協会の重要事項として諮りをし、意見を聞いて、こういう手続を踏んで、最終的には認可予算という形でできてくる、こういうふうになっております。

○石毛委員 実際に、一部上場企業に就職された聴覚障害の方が何度要請しても手話通訳の方をつけていただけないというような問題があったり、それから、肢体不自由者の方で改造自動車が必要といっても、それで通動される方が駐車場を確保したといっても、これも一部上場企業の場合ですけれども、なかなかそれが実現しないというようなことがあったりして、私は実際に書類をいただいたので、今ここで御見せしてもいいんですけれども、こんなすごい書類を書かなくてはいけません。確かに、バブリックなお金ですから、不正に使われないようにしなければいけないという問題はあるんだと思いますけれども、ぜひこの助成金制度の中身というのは検討し直していただきたい、必要な時期に来ているんじゃないか。欠格条項も見直したわけですし、より永続的に、継続的に、安定的に就業が可能となる、そうしたことが必要ではないかということ。

それから、これは雇用促進協会に業務委託されておられまして、今局長が御答弁いただきましたように、評議員会を通すとかいろいろあるわけですが、先ほどの除外率の設定でも労政審を通したわけですから、もう少し公性を高くしていただく必要があるのではないかと今思いましたというのを申し上げさせていただきます。

あと、時間がもう五分前でと来てしまいましたので、ぜひもう一点、お尋ねしたいと思っております。

これは実は宮崎県の私立の学校で生じていることですが、網膜剥離が何かでしようか、視力がどんどん落ちていって、現在二級になってい

らっしゃるという方が、この、このというのは少し限定の仕方が過ぎるかもしれませんけれども、旧労働省ですけれども、労働省委託事業としてつくられていますがモデル就業規則の解雇の条項の中の第四十二条の一項三号ですか、「精神又は身体障害により、業務に耐えられないと認められたとき」というこの条項に該当するとして解雇通告を受けて、不服申し立てをして、現在、休職扱いになっているというところで、裁判係争中の方がいらっしゃると思います。裁判に携わっていらっしゃる方から伺います。裁判に携わったけれども、教養の皆さんが本心に打たれるような内容の陳情書を書かれて、とても学生さんに親しまれて、そして指導力もある先生だったというようにことを拝見しております。

私は、なかなかこれは難しい問題なのかと思いますけれども、今、欠格条項の絶対的欠格事由から相対的欠格事由に見直しが生じているといううようなこういう状況のときに、就業規則が、「精神又は身体障害により、業務に耐えられないと認められたとき」というこの記述の仕方というのはダイレクトに過ぎるのではないかと。障害が生じ、例えば補助手段や補助者を講じるなど、就業の継続の手だてをして、「業務に耐えられないとき」というのが実態的な話ではないかというふうには私は考えるわけです。

質問の内容をとりにお見えくださいました方とも随分お話をさせていただいたんですけれども、何とかここはもう少し工夫のしどころがないんだらうかと。私は、実は、「精神又は身体障害により」というのを削除したらいかがですかというふうに申し上げたんですけれども、ここを削除すると、「業務に耐えられないと認められたとき」という、その読み込みの幅が余りにも広過ぎるというおそれが出てきて、かえって微妙ではないかというふうな、そういう応答をさせていただいたんですけれども、何とかもう少し、障害を持つということが事業主側の方のダイレクトな解雇条項として使われないような、そういう方策を

見出したいというふうに考えるわけなんですけれども、いかがでございましょうか。

○日比政府参考人 ただいまのモデル就業規則の問題でございまして、このモデル就業規則をそもそものためにつくっておるかということと、この就業規則の作成が実は義務づけられておりません。ただ、就業規則というものはあらかじめいろいろな事柄を明確にするという機能もございまして、私もかねてより、十人未満の小規模事業場でも就業規則をできるだけつくることがいいのではないかと、そういう観点でいろいろ普及運動をやらせていただいておりますが、その際、モデルとなるものが何もないというわけにはいかないだろうということで、世の中の一般的な規則の形というものを、こういうものを、いわばこれは推奨品ということでは必ずしもございせんけれども、一つのひな形として実意を込めていただいているということとでございます。

したがって、これは例文以外にも解説部分その他の問題もございまして、ただ、御指摘の点につきましては、モデル就業規則というものの持つ意味なり、あるいは書く際の注意事項等その他ございまして、御指摘の御意見を踏まえまして、今後どういふことができるのか十分検討させていただきます。

○石毛委員 ぜひ積極的に、今ほとんどセクシャルハラスメントの問題ですとか制度が変わってきている時代ですので、障害をお持ちの方の就労が安定的、継続的に推進するように工夫をお願いしたいと思っております。

時間が過ぎてしまいましたけれども、一問だけお認めください。

私どもの岡崎議員が参議院で障害者差別禁止法の制定についてお尋ねし、また、本委員会の山井委員が衆議院の本会議で障害者の権利法の制定についてお尋ねをしております。いずれも検討すべき課題が多いという御回答をいただいているわけですが、検討すべき課題が多いという、こ

の検討すべき課題とは例えばどういうことを政府としてお考えになつていらっしゃるのか。その点だけお示しただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○江崎政府参考人 障害者の差別を禁止した法律には、例えばアメリカのADA法、障害を持つアメリカ人法と訳せばよろしいかと思いますが、がございます。こういったものを我が国に制定するという点につきましては、以下に申し述べますような点につきまして慎重な検討が必要であらうかと考えてございます。

雇用の分野を例に挙げますと、例えば差別禁止を義務づける範囲の線引きをどうするのか、それから、ADAでございまして、障害者の救済措置を求めるためには、障害者が告発をするということになつてございます。このような仕組みが果たして日本になじむのか。さらには、こういったこととでございますと、救済手続に通常かなりの時間と労力がかかるわけでございます。こういったものをどうするのかという点があるかと思ひます。

また、交通の分野におきまして、施設とかサービス、企業や事業者に対して各種のサービス提供に当たりましてのスロープの設置でございますとかその他のバリアフリー化、さらには補助手段の提供といった特別の配慮を義務づけておりますけれども、こういったことにつきましては、一般の小売商店等も含めまして幅広い事業者の理解を得るということが不可欠であらうと。

以上のような、例示でございしますが、諸点が挙げられようかと考えてございます。

○石毛委員 具体的に御指摘いただきました、ありがとうございます。この件に関しましては、引き続きまた議論をさせていただきたいと思ひます。

時間をオーバーしましたことをおわびして、終わります。ありがとうございます。

○森委員 次は、今野東君。

○今野委員 民主党の今野東でございます。

私は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の質問に先立ちまして、一冊の本を紹介したいと思ひますが、これは、実は本がたくさんあって皆さんのところにお配りできれば一番よかったんですけども、「ぼくたちのコンニャク先生」という本であります。表紙に出てくるこの男性は、私の友人でもあるんですけども、近藤雅則といいます。一九五七年生まれ、四十五歳。大阪の堺市で生まれまして、脳性麻痺に三歳のときにかかって、体に障害が残りました。

小学校に入学するに当たつて、入学する年になつて堺市の養護学校から三年間待てと言われ、御両親は、普通の一般の子供たちと同じように、入学できる年齢になつたら入学させたいと方々の養護学校を探しまして、東京江戸川の養護学校に、わざわざ東京に引越してきて、そして養護学校に入学をしました。中等部は大田区にある養護学校に通ひまして、実に明るく、活発な子供だったそうです。しかし、高等部になつて、入学した神奈川県平塚市の養護学校で、彼は登校拒否をします。一言もしゃべらない高校生になつてしまいました。それは養護学校の問題がありました。

彼は手が不自由なために、足を使ひます。絵も足でかきますし、はさみも使ひます。足で針を持つて、糸を通すこともできます。しかし、その養護学校は手を使うという指導を強制しまして、手を使って水やジュースが飲めるように、高校生である彼に哺乳瓶を持たせたんです。彼はその屈辱に耐えられず、言葉をしゃべらない青年になつてしまいました。

そうしたさまざまな差別を受けて社会に出た彼は、今、保育園に勤めています。車を運転して通勤し、パソコンを使って自分のホームページを開きまして、持っています。そして、彼が勤めている神奈川県座間市にある子どもの家保育園は彼を非常勤の職員として採用しているんですが、保育士ではありませんが、保育士さんの手伝いをし

て、時々子供たちと一緒に遊んだりします。星川ひろ子さんという写真家が写真を撮りまして、写真集にしました。このように、子供たちと本当に心から無邪気な笑顔で遊んでいます。車いすで子供たちを抱き、そしてこのように、給食も一緒に食べます。

彼は保育園でコンニャク先生と言われてますが、これはなぜかという、お昼のときにおでんが出て、おでんのコンニャクを食べるときに、この近藤さんに障害が残っているものだから、コンニャクのようなふるふるとした動きをする。子供たちに、あ、コンニャクだ、コンニャクだ、コンニャク先生だと言われ、彼と子供たちとの間には信頼関係がしっかりと結ばれていますから、近藤さんはそれを悪口だとはとりません。その姿をそのまま受け入れてくれた子供たちの本當に素直な表現だと、むしろ彼はコンニャク先生と言われることに喜んでいます。

この笑顔を見てください。子供たちはゼロ歳からここにいますから、生まれたときから、障害のある人、しかも自分を指導する立場に近いところにいる人と接しているわけです。障害を持つていて人を何の差別もなく受け入れます。おやつのにきにジュースを飲むようにしている。近藤さんが不自由な手でジュースを飲むようにしているとなかなか飲めません。隣に座っている二歳の子がぼんとストローを入れてやります。そういうことがごくごく当たり前に行われているのであります。

この近藤さんは、社会人になつて仕事を探すために、何度もハローワークに通ひました。近藤さんが窓口に行くと、それまで対応していた人と違う人が出てくるそうです。そして障害者を担当する職員が出てきて、実に丁寧に話を聞いてくれるそうです。しかし、丁寧に話を聞いてくれた後で、あなたはワープロもできるし車の免許もあるし、地域の作業所に行つたらどうですかと言われます。近藤さんは一般の事業所を紹介してもらつたことがありません。

障害のある人の一定の雇用率を満たせばよいと

いう法制だけでは障害者の雇用は進みません。採用時の個々の障害のある人に対する差別的取り扱いをなくす方法について大臣はどう考えていらっしゃるか、お考えをお聞かせください。

○坂口国務大臣 大変心温まる、いいお話を聞かせていただいたというふうに思ひますが、やはり、コンニャク先生と言われてそれを受け入れる心、そうした心が障害者の皆さん方にも大変必要なんだということを、今お話を聞きながら感じたわけでございます。

やはり、社会の中には障害者に対する固定観念みたいなものがあるというふうに思ひますね。目の御不自由な方でございますと、今まででございますと、はり、きゅう、あんまという一つの職業がございまして、そういうことをやりたいというふうことを志す、そういうことをやりたいというふうな思つておみえになる方も、あるいは思つておみえにならない方に対しても、その中から選択をし、それをやれというふうな押しつけてきた嫌ひがあるというふうな思ひます。

私もかつて、はり、きゅう、あんまを習われる、習われると申しますか、そういう資格を取る前の、いわゆる目の不自由な方の高等部というのがございまして、そこへ私、講義に行つたことがございまして、その中でつくづく感じましたのは、なるほど、この人ははり、きゅう、あんまに向いているだろうなと思う人もございまして、どう考えてもこの人はこの職業には向いていないという人もあるわけでございまして、一律にそういうことを押しつけてきた。

やはり現在のこの社会の中で、社会の方が、あるいはまた今御指摘のように、公の方と申しますか、公の方が一番考えなきゃならないことは、そうした固定観念にとられずに職業の御紹介を申し上げられるようにならなければならぬ。そのためにも、もっともっと、どこでも働けるようにしていく、本當にその人の能力を見て、この人ならここがいいということで紹介をできるような体制をやはりつくらなければならぬ。障害者の皆

さんならばもうこしかなというようなことではいけない。やはりそれは反省をしなければならぬ一例だというふうに思ひまして、お聞かせをいただいた次第でございます。

○今野委員 さて、法定雇用率未達成の企業からの納付金を財源として、障害のある人を雇用している企業への調整金、報奨金等、支払う仕組みがありますね。この制度は、未達成企業が存在しないという制度自身が成り立たないという矛盾した制度であります。こうした制度的欠陥をどのようにお考えか、そしてそれを是正していく考えはおありかどうか、お伺いします。

○澤田政府参考人 お尋ねの納付金制度でございますが、もう委員おわかりかと思いますが、この制度をつくった目的、これは身体障害者、知的障害者の方を雇用するには、作業施設とか設備の改善あるいは職場環境の整備等が必要であるということで、健常者の雇用に比べると、雇う方としての経済的負担が幾らか多くなるということはないというところからスタートいたしまして、雇用義務を誠実に果たしている使用者と義務を履行していない使用者との間の経済的負担のアンバランスを調整しようということでこの納付金制度ができたわけでありまして。

ですから、御指摘のように雇用義務のかかるすべての企業が、民間であれば一・八％、みんなが達成すればこの納付金制度は存在しないということとで、それを制度的欠陥とおっしゃるのであれば、そういうことにならうかと思ひますけれども、そういうことは現実にはあり得ないわけでありまして、負担を免れている方と負担を適正に負っている方の調整を事業主全体の共同連帯の中で調整していく、そういう中で、みんなが公平に障害者を雇うてということを目指す仕組みでございます。

したがいまして、障害者の雇用義務の履行をいけば経済的側面から促すという制度でございますが、私どもは、これは必要であり、合理的な制度だというふうに考えております。

〔委員長退席、鴨下委員長代理着席〕

○今野委員 未達成企業がなくなることはあり得ないというの問題発言だろうと思ひます。そういうことがなくなるために国は努力をしていかなければいけないのであって、あり得ないと断定するのはいかなるものでしょうか。それは聞くだけ、いいです、答えは要りません。

この未達成の企業からの納付金を財源としてさまざまな事業への助成や助言、研究などを行っているのは、先ほども名前が出ました日本障害者雇用促進協会ですね。この日障協の役員名簿がここにありまして、二十人載つております。一応、バランスよく民間の企業の方なども入つて

いたりますんですが、実は、この一方の常勤役員九人の名簿を見ますと、この九人のうちの常務理事という方は、一人民間から来ていらつしやいます。八人は官庁からの天下りであります。役所からの。旧労働省から四人、厚生労働省から二人、旧大蔵省から一人、旧総務省から一人。

確認します。これからの厚生労働省のOBが役員としてここに天下つていくことはあります。大臣にお尋ねしたい。

○坂口国務大臣 今のお尋ねは、人数がふえたときにはさらに厚生労働省から天下るかという意味なんでしょうか。それとも、現在のその人数を入っている人たちがこれから先やめていきますときに、また同じようにその後に入りますか、そういう御質問なんでしょうか。両方あるのかもしれないというふうに思ひながら聞いたわけでございます。

いづれにいたしましても、厚生労働省に新しくなりまして、厚生労働省の関係のところから厚生労働省のOBばかりが行っているというのは決して好ましいことではありません。それは全体として改めていかなければならないと思ひております。

許容範囲はどれだけかということにもなるだろうというふうに思ひますけれども、これから、民間の方も含めまして、多く、バランスよくそこはやつていかなければならないと思ひます。

○今野委員 厚生労働省の人間だからこういう行政については詳しくわかつていて、それはそうかもしれない。それでは、障害を持った人たちは自分たちの雇用について詳しくはないのでしょうか。この人たちは一人もこの中に入つておりません、後でまた質問をさせていただきます。

組織的には、この日障協のもとに、日障協のメンバーとして各都道府県に障害者雇用促進協会があります。この障害者雇用促進協会の会員は、すべてが事業主であります。障害者雇用促進といながら事業主だけで成り立っている。これは雇う側の意見しか反映されないということになつてい

るんではないでしょうか。大臣、お願いします。○澤田政府参考人 地方の障害者雇用促進協会は、それぞれの地域の都道府県知事なりが認可した公益法人でございます。その性格は、地域の事業主が集まって、自分たちの企業としての、あるいは業界としての障害者雇用を促進するためにお互いに研究したり活動したりすることとで、目的が事業主のいわば雇用管理改善ということとでございますので、構成メンバーに使用者以外が入つていないからおかしいということにはならないと思ひております。

○今野委員 私は、おかしいと言っているんじゃないんです。障害者の方の意見はこれでは全然反映されてないんじゃないですかと聞いているんです。ちゃんと質問を聞いてください。

けさ、各都道府県の障害者雇用促進協会、このうちの十カ所に私はランダムに電話をいたしました。協会の常勤の職員の数聞きまして、どれぐらい働いていらつしやるのかなと思ひまして。そうしますと、それは私のところでは答えられませんが、県の労働局に聞いてくださいなという、常勤の職員の数すら言えない、官の影におびえ切つているところもありましたが、十カ所に尋ねまし

た。

十カ所聞いたところ、常勤の職員は、この十カ所だけですが、合計百十三人でした。障害者雇用

に最も理解を持ち、その促進を図らなければならぬ障害者雇用促進協会、当の協会の職員百十三人のうち、障害がある人はそれではここで何人働いているかという、百十三人のうち二人だけでした。雇用率は限りなくゼロに近い、〇・〇一七六九幾つです。〇・〇一、障害者雇用率を満たしていないのも甚だしい。障害のある人を雇用促進しなければならぬという当のこの足元のところで、雇用率が〇・〇一というのはどうい

うわけなんでしょうか。この実態をどうお考えですか。○澤田政府参考人 都道府県の障害者雇用促進協会等は障害者雇用率一・八％の対象になります。一人を雇うというには母数として常用労働者が五十六名いるということが計算上必要でございますので、個々の協会の職員規模を見ますと、五十六人を超えるような協会は一つもございませ

ん。そうした意味で、法定雇用率の義務はかりませんが、委員御指摘のように、協会の事業等々にかんがみれば、法的義務はなくても、障害者雇用ということについては、それなりの努力をしているところもありますし、努力をすることが適切であるという御意見があることも私は十分理解をいたします。

○今野委員 つまり、障害のある人を積極的に雇用しよう、促進に働こうという意識がないんですよ、ここは。

この際、この障害者雇用促進協会の職員数を全部調べ、その中の、障害のある人がどれぐらいここで仕事をしているのか調べていただきたい。委員長、どうでしょうか。

○鴨下委員長代理 後日、理事会で検討をさせていただきます。

○今野委員 そういう事業主団体の組織の資本金は、全額政府が出資していますね、二百三十二億円。促進協会は、未達成企業からの納付収入のほ

か、助成金、交付金、補助金、これまでほとんどが国からのお金が出されております。そこに障害のある人の声が極めて反映されにくい構成になっている。これは日障協の役員の構成も含めて考え直さなければいけないのではないかと思います。が、大臣、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 先ほどの雇用率でございすが、百何人とおっしゃったので、今、百人で二人おりましたら二％になるわけでございすが……（今野委員「百十三人」と呼ぶ）百十三人で二人ですと大体平均値にいつているとは思いますが、しかし、そこは障害者のことを行いますところでございますから、御指摘のところは十分尊重しなきゃならないと思います。

さて、いわゆる職員の問題でございすが、先ほど申しましたように、障害者の雇用を行いますものにはそれだけのキャリアと申しますか、そういうふうにもやはりなければならぬだろうというふうにも思いますから、そうしたキャリアのある人をどういうふうな確保していくかということ、これはもう当然のことながら考えなければならぬというふうにも思います。そのキャリアのある人は、それは役所の中にいた人間だけではなくて、やはり民間企業の中にもそういうことに一生懸命おやりになる方々もおみえでもございましょうし、これからはNPOなどの中にもそうしたことをおやりいただける方も出てくるのではないかと、ううに思っておりますが、そうした、やはり本心に熱心に障害者の雇用をことをやっていた人になつていただくというのが最も望ましいことだというふうにも思っています。

地域におきますそうした機関のあり方につきましても見直しをしていかなければならないというふうにも思っている次第でございします。

○今野委員 さて次ですが、事業主が障害者の雇用の特例の配慮をした特例子会社を持つ場合、親会社の実際の障害者の雇用率の算定にその分も入れることを可能にする制度なんですけれども、これは確かに障害のある人の雇用の促進にはつな

るかもしれませんが、私は、共生する社会というイメージからは遠い制度ではないかと思うんですが。障害のある人を特殊な職場に追いやることになつてしまっているのではないのでしょうか。

○澤田政府参考人 特例子会社につきましては、各方面で委員御指摘のような危惧を申される意見もありまして、逆の意見もございします。

そこで、現実の点を答え申し上げますと、現在、特例子会社を持つている親会社、そこで働いている障害者の人数と特例子会社で働いている障害者の人数、これを日本国全体でアグリゲートいたしますと、親会社で働いている障害者が特例子会社で働いている障害者の数の約三倍ございします。これは、追いやるということではない一つの数字ということになっております。

それから、特例子会社におきましても、そこに働く方の半分が健常者、半分が障害のある方というふうになっておりまして、同じ職場でお互い交流しながら、協力しながら就業しているという実態にございします。

それから、特例子会社を持つております企業の障害者雇用率、これは日本国平均で一・九一％、特例子会社と親会社を合算した雇用率でございしますが、一・九でありまして、それに比しまして、特例子会社制度を持つていないといひますか、活用していない企業の障害者雇用率、これは日本国平均が一・四九と先ほど申し上げましたから、若干それより低いということで、こうした特例子会社制度を活用している企業につきましては、やはり本体での障害者雇用についても熱心であるということがいろいろデータから言えると思ひます。

し、私どももそういうふうな理解しております。ただ、先生おっしゃるように、障害者を、特例子会社の方に集中的に働いていただくというふうなことがゆめゆめあつてはならないと思ひておりまして、そういう点につきましては、私ども、十分注意をしていきたいと思ひております。

○今野委員 （鴨下委員長代理退席、委員長着席）先ほどこの本を紹介しました近藤さん

んという人は、大変高度な知識を持っている人でありまして、今、保育園で仕事をしているわけなんですけれども、この近藤さんのように、障害のある人で高度な知識や技術を持っている人が、それを社会に役立てるべく、今ここで話題になつていような、親会社で仕事をしたいという場合、平等な採用の機会というのはどのように担保されるんではないでしょうか。

○澤田政府参考人 特例子会社で現に働いている障害者の方のことを考えますと、雇用契約としては、特例子会社の事業主と障害者の方が契約を結んでいるということになります。したがって、そうした方が親会社で自分の知識、技能等を生かして働きたいということになりますと、親会社の事業主が、親会社の判断として、子会社の労働者と労働契約を結ぶかどうかということとを判断するということとでございします。希望すれば自動的に親会社に行けるということには法制上はなりません。

ただ、親会社に対しては、私ども、特例子会社に対しては一定の経営的な支配力、影響力を持つていうことでございします。特例子会社で働いている障害者の方々がどういう希望を持っているか、どういう状況で働いているかについては特例子会社を通じて日常的に状況を把握していくことが望ましいと思ひます。そうした中で、今御提案の問題も円満に解決されれば非常にベストである、こう思っております。

○今野委員 私がお尋ねしたのは、この特例子会社で働いている人が親会社で働けるようになるかどうかということではなくて、採用の機会の平等があるかどうかということです。しかし、今お聞きした答えによりますと、そんなことは会社がやることだから知ったこっちゃない、つまりそういうことですね。どこにどういうふうな担保されているのか。

○澤田政府参考人 就業といひますか、働くことを希望する方がいろいろ希望がある、それをどういう形で労働契約、雇用契約という形で実現す

るか、まさに契約当事者の合意の話でございまして、機会は平等に開かれることが必要でありまして、現に日本でも人権擁護法案等々でそうした動きが出ております。そこは必要であり、望ましいことではあります。結果としてどうなるかにつきましては、それはまさに当事者の契約、意思の問題だということと、そこを行政的に措置をするということは、まさに新たな立法措置の問題として考えなければならぬというふうにも思ひております。

○今野委員 つまり、障害のある人で高度な技術や知識を持った人が親会社のような中枢のところと働くという採用の平等というのではないのだという悲しい現実を、今改めて知らされたわけであり

ます。さて、この近藤さんの例でもわかるように、私たちの社会には、残念ながら、あらゆる場面で差別が行われております。資料をお配りしていると思ひますが、そういう差別を感じた場合、障害のある人はなかなか相談ができない。表のBのところをずっと見ていただくとわかるんですが、これは、DPI（障害者インテナーショナル）日本会議障害者権利擁護センターから出ている資料なんです。が、「仕事」のところ、仕事をしている人が相談をどのようにしたかというところは、は、なぜしないかという質問に対して、「言つてはいけないと思つた」「一・二％」「気まずくなるのがいやだつた」「一・二％」「言つても改善されると思ひなかつた」「三六・四％」「どこに言えよかわからなかつた」「一・二％。つまり、全く救済の措置がないし、探し出せないの

であります。障害のある人自身が問題を感じたときに訴えることができ、差別のない社会をつくらなければならぬのですから、私は、障害を持つ人にとつての武器を持つてもらわなければならぬと思ひます。

一九七五年に国連で採択された障害者の権利宣言は、障害のある人がほかの人々とひとしくすべ

ての基本的権利を有することを明確に宣言しています。我が国の憲法も、すべての人がいかなる差別もなく労働の権利や教育を受ける権利を享有していることを宣言しています。

しかし、我が国の実態はどうでしょうか。我が国には少なくとも五百七十万人以上の障害のある人がいますが、このうち一般の民間企業に雇用されている障害のある人は、およそ五十七万人にすぎません。障害のある人が職を得たとしても不安定雇用であることが多く、正規の従業員となっても働きやすい職場環境の創出は約束されておられません。賃金、昇進等における差別も存在しております。閉鎖的な労働環境のもとで、知的障害などのある人に対する虐待事件の発生もよく報道されています。しかし、我が国には、障害のある人の具体的な権利を保障し差別を禁止するとともに、差別や人権侵害からの実効力のある救済手続を定めた法律がありません。

障害のある人に対して差別を禁止する法律の制定が必要ではないかと思いますが、大臣の所感を伺います。

○坂口国務大臣 障害者に対します問題はさまざまな角度から検討していかなければなりませんし、この法律もその一つでございます。きょう午前中に御議論をいただきました介助犬の問題等もその中の一つだというふうに思っています。

今まで障害者に対する差別、偏見ということがあったことは、私ももうこれは率直に認めなければならぬというふうに思います。だから、それをどうするか。この差別、偏見は法律をつくったからとれるというわけのものではありません。しかし、そこは国の方が毅然とした姿勢をやはり示すということが大事だというふうに思っています。

そのためには、やはり皆さん方にある程度合意をしていただくということも大事でございますから、毅然とした姿勢を示すためにこれからどう構築をしていくか。今大きな一歩を私は踏み出しているというふうに思っておりまして、そのために

さらに努力をしたいというふうに思っておりますし、皆さんのひとつまた御協力もいただきたいと思っております。

○今野委員 ありがとうございます。質問を終わります。

○森委員長 次に、佐藤公治君。

○佐藤(公)委員 午前中に引き続き、自由党、佐藤公治でございます。よろしくお願いをいたします。

まず冒頭に、大臣にお尋ねをしたいわけでございますけれども、今、狂牛病という言葉は使ってはいけないということでBSE、BSEに関しまして調査報告が出て、農水省、厚生労働省に関する責任もかなり大きく取り上げられているわけでございまして、その責任を感じられている上ですでに決されたわけでございます。実際、厚生労働大臣は、農水省及び厚生労働省においても処分をされたり、その責任を感じられている上ですでに決まっています。まず、農水省大臣に閣下は、内閣の一員でもあります。大臣はやるべきだと思われたいのか、もしくはそういうことをおっしゃったのか、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 BSEに関しては、調査検討委員会からの報告が出まして、そして我が厚生労働省に対しまして、とりわけ一九九六年のWHO勧告に対しまして、もう少し強く言うべきであったという御指摘をいただいているところでございます。謙虚に反省をいたしているところでございます。

そうしたこともございますが、農水省のことにしましては、これは私、同じにこの内閣の中で仕事をさせていただいておりますだけに、私はかなり同情的でございます。非常に精力的に取り組んでおみえになりますし、また、最も問題とされましたのは、今申しましたように、一九九六年におけるWHO勧告に対する取り扱いでございます。

したから、その当時は大臣ではなかったわけで、そうした意味におきまして、それをすべて責任をとれというのは、いささか私は酷ではないかというふうに思っております。一人でございます。そこは、いろいろ、それぞれ立場がありまして、いろいろの御発言があるようでございますけれども、決して情緒的なことではなくて冷静に見ましたときに、私はそう思っている次第でございます。

○佐藤(公)委員 今の御答弁の中で、簡単に言っちゃくと、やる必要はないということととらえていいのかということが一つ、当然農水省及び厚生労働省にも責任があると思いますが、これからは当然また一段とこのBSEに対して対応していく、これは当たり前なことです。ですが、今までのことを考えた場合に、農水省及び厚生労働省、この処分がいいのかどうか。大臣、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 農水省の方の処分は、これは農水省の方でやりになったんですから、私とやかく言う立場にございません。

厚生労働省といたしましては、一九九六年におけるWHO勧告、そしてもう一つは、昨年の、二〇〇一年におきますいわゆるEUSTEAS、いわゆるEUの評価に対して、ここに對しましては、やむを得なかったという注釈つきでございますけれども、しかし積極的に発言をできればその方がよかった、こういうことでございます。この二つのことが最も大きく指摘をされたことでございまして、そのほかの、薬剤でありますとか食品、あるいはまた化粧品等に厚生労働省がとりまいた姿勢は評価ができるという御評価をいただいたわけでございます。

したがって、過去のことも含めてではございますけれども、やはり現在その席にありますが責任をとるのが妥当であるというので、現在の事務次官、事務次官はその当時そういう職にはなかったわけでございますけれども、事務次官と、そして現在の食品衛生部長、この二人に對しまして書面におきます厳重注意を行い、そして一部収

入のカットといったことをやったところでございます。職員にやります以上、大臣もまたやらなければいけませんから、私自身にもみずから課したところでございます。

何が一番問題であったかということも私も率直に振り返っておりますが、一つは、人の命にかかわりますところの職員の配置というものの、やはりもう少し厳しくこれを見詰め直して、そしてこれは人員をふやしていかなければならない。

特に、食料品につきましても、最近では諸外国からたくさんものが入ってくる、今までになかった量が入ってくる、それに対して、これを責任を持って点検ができるのかどうかということが一つございまして、それからもう一つ、これは、諸外国から入ってくるものも国内のものも含めて、農薬でありますとか化学肥料でありますとか、そうした化学的なものを生産のために使っておりますが、そのことが本当に国民のために大丈夫なのか。この二つのことを点検しなければならぬという、我々にはそういう任務があるというふうに思っておりますが、果たしてこれは現在の体制でできるのかといえば、私は、率直に申し上げて、非常に厳しいと言わざるを得ません。これはもう少し人数をふやしてほしいというふうに、今率直に私は思っているところでございまして、そのことが、今後気をつけていかなければならぬことの大きな問題。

それからもう一つは、情報収集でございます。これは、現在の研究成果も含めて世界の情報収集をより積極的に集めて、そして国民の皆さんの健康を守る、そのことに役立てていかなければならない、そういうふうな思っている次第でございます。

○佐藤(公)委員 私は、今大臣がおっしゃられました、責任はちゃんととれているとは全く思いません。軽いものであり、国民の生命財産を守る上で、この状態になったものであれぐらいというのは、私はちょっと許されなと思います。

ただ、今回、これは大臣の肩を持つわけじゃこ

ざいませんが、本来ならば農水大臣と厚生労働大臣セツトで問責決議、これが私は本来の筋だと思ひますが、農林水産大臣だけしか出ていないというの、これは、厚生労働省の対応が農林水産省に比べてよかつた、あと大臣のお人柄なのかもしれない、そういうことでそういうものが出なかつたのかもしれない、私は、今のお話の中では、同情的という部分がありましたけれども、国民のことを考えて、どうあるべきかという、情は抜きにして考えて、やはり助言、指示していただけたらありがたいと思ひます。

私は、武部大臣がやることになったら、先ほど食の安全の検査体制の話がされましたが、坂口厚生労働大臣が農林水産大臣と兼務して、一遍に食の安全に関する検査体制を整える。御存じのように、海外から入ってくるもの、農水省と厚生労働省の縦割りの中の検査体制、これを一元化にし、やはり国民にとっての安全という検査体制をとる。農林水産大臣兼厚生労働大臣ということで、坂口大臣がやられるといいなと、私は本当に真剣に思ひました。ですが、今回は否決されてしまいましたので、その夢はかないませんでしたが、どうかそちらの方にも力を入れて、お願いをいたしたいと思ひます。

このBSEに関しては、やはりこういった安全性が保たれること、事故が少なく、なくなるということが、先々、大変失礼な言い方かもしれませんが、障害者をまた少なくしていく、出さないということがいふことにもなると思ひますので、そういう部分は十分考えていただけたらありがたいと思ひます。

さて、本題の時間はもうあと六分しかなくなつてしまつたのですけれども、基本的議論、価値観のすり合わせということで、大臣にお尋ねしたいと思ひます。

大臣は、きょう、私の前にも何人かの委員の方々が話があり、ダブルの部分もございしますが、厚生労働大臣は、一体全体、どういう障害者雇用、社会保障、こういったものを考えながら、ど

ういう価値基準において、我が国の障害者雇用に関して見てみた場合、おくられているのか、進んでいるのか、こんなものなのか、いかがお考えか。大臣、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 諸外国の比較をいたしました場合に、日本がおくられていることは、私は間違いないと思ひます。したがって、先進諸国の中で日本が引けをとらないようにしていかなければならない、そのために、あるいはまた、その中で指導的役割を果たしていけるようになるためにはまず何をすべきか。これはお互いの意識改革をしていくことが最も大事、その意識改革をしていくために一体国として何をすべきか、そのことを一番中心にして、私は考えていくべきだといふふうに思つております。

○佐藤公委員 私、今、過去の議事録、いろいろなるものを全部ひっくり返して読んでまいりました。議論が毎回同じ、同じことが山のように出ている。これはもう大臣もおわかりになつてのことだと思ひます。大臣の先ほどの御答弁を聞いていても、大変いいことをおっしゃり、そうなるべきではないかと思ひます。でも、なかなか前に進まない。まさに、どなたかがおっしゃつた、前に出ようと思つても、だれかが踏んでいて、結局何か自分で踏んでいたりなんかして、スカートを踏んでいる、こんな状態にも思ひえる部分があります。

大臣は大変にいいことをおっしゃつて、理想的なことをおっしゃる。水島委員からの質問に対して、この次、時間、いつまでといったらば、あいまであり、十年ぐらいかかる、いや、それよりも短くなる、こういう御答弁をされたわけですが、本当に、こういったことを進めるに際しては、もう議論は尽くされている、あとはやるかやらないか、決断だ、こんな思ひが、いろいろなものを見させていただく中、つくづく思ひます。

ますでしょうか。局長、答弁をお願いします。

○澤田政府参考人 お答えします。

私どもは、障害者雇用の実態につきまして、定期的にいたしますが、やつておりますが、直近は平成十年度の調査ということになります。(佐藤公)委員「失礼、十二年度ですか」と呼ぶ)十年度でございます。(佐藤公)委員「それで報告はいつ出ておりますか」と呼ぶ)済みませんが、報告時点は、平成十年十一月の調査でございます。報告が平成十二年三月ということでございます。

○佐藤公委員 皆さんが一生懸命ノーマライゼーションとか障害者雇用の関係をいろいろと議論している中、一つの役所のルールで、もしくは流れの中で、平成十年度の調査ということでは、話が出たと思ひますけれども、果たして、本気でやろうとして、実態調査しなきゃいけない、現場をわからなきゃいけない、その調査が、平成十年で、ことし十四年、まあこの次やられるのかもしませんが、こんな期間があいてる間、全然何もされてない。これ自体が、私としては、本気でやる気があるのか、本気で変えていくのか、そんな思ひを持つところがございします。

私、現場をどういふふうに、知りたい、知らないといけないかということ、いろいろなところを当たると、地方自治体において、この障害者雇用に関しては、調査が一新新しいので出ているのは、これはほかもあるかもしれませんが、全部当たつたわけじゃございません、神奈川県のが、手に入る、見ることができました。

こういう中で見ていくと、政府の調査データよりもより詳しく調べております。この幾つかを御紹介して、大臣にまたそのお話を聞かせていただけたらありがたいと思ひます。

障害者雇用のきっかけは、どういふふうなことでなつたかということ、一番多いのが、従業員が途中で障害者になつたというのが四五%なんです。そして、二番目に多いのが、障害者の雇用は企業の社会的責任であると考えたというのが三

〇・二%。そして、厚生労働省さんが一生懸命やつてくださつて、この障害者雇用を支援する制度の認知とか周知状況を多岐に見てみますと、障害者雇用率制度、これでも四六・六%しか知らないというんです。特定求職者雇用開発助成金三七・七%。つまり、いかに皆さんが一生懸命やられていても、みんながよくわかつていない、知らない。それにおけるまさに啓蒙啓発、意識改革、こういったところが余りにも足りないというように私は感じる部分が多くあります。

私の前の委員の方々もおっしゃられておりました、そして坂口大臣もまさにおっしゃられた、環境整備もさることながら、意識改革ということが非常に重要な中、もう私はそんな時間、待つてい時間はないと思ひます。それにおける予算組み、そして大胆な政策、リーダーシップを発揮し、あとはやることだと思ひます。

ここにおいての大臣のお考えと御決意はいかがでしょうか。

○坂口国務大臣 障害者の雇用につきましては、今までからかなり積み上げをしてきているわけですが、その中で、知的障害者の問題は最近始めたばかりでございますし、それから、精神障害者の問題は、とにかくその問題意識を持つ、やはり精神障害者の雇用をそこに取り上げなければならぬという決意表明みたいなところをこの中に入れたわけでありまして、これからひとつこの分野につきましても同様にやつていく。

やつていくにつきましては、今までの御議論でも触れさせていただきましたように、さまざまな検討課題もある。しかし、検討課題はありますが、いつまでか検討ばかりしてはいただけせんので、ここはできるところから一歩を踏み出すことが大事だといふふうに私は思ひます。

全部一遍に進めることができればいいですけれども、そういふことなく、精神障害者の皆さん方の中で、こういった方々については、まず、ここはもう障害者雇用の問題として取り上げさせていただきますというのをやっていくことが大事

で、そうした、段階的に私は取り上げていくべきだというふうに今思っておるところでございます。

○佐藤公委員　あなたが言ったか知りませんが、けれども、スカートを人に踏まれるだけじゃなく、坂口大臣、どうか自分で踏まないようにひとつお願いをしたいと思います。自分で踏んで前に出られなくなっちゃうというのは、これは困ることですので、そのままいくことけちゃうことになっちゃうんです、そうならないように気をつけて、リーダーシップ持ってやっていただけたらありがたいと思います。

そして、最後に、また話は戻りますけれども、BSEに対します責任、そして、やはり今後の対応に関しては、私はまだまだだと思っております、よろしくお願いをいたしたいかと思っております。

今、大臣だけにはこれを、紙をお渡ししましたけれども、武部農水大臣は、安全宣言、安全宣言、別に危険部位以外は大丈夫だ、僕も食べている、こういうことをお話しされておりました。いろいろなどころの、厚生労働大臣のこの委員会での発言を見ると、厚生労働大臣は非常に慎重に発言しています。と思うとか、全部言い切れない部分もあるかもしれない、こういうふうによつて、安全宣言とはいえないが、少しづつ、何か可能性というものの、危険度というものがあつたような言い方をされておりました。

これは、これですべてが判断できるわけじゃございませんが、筋肉注射でプリオンの蓄積という、アメリカのグループが、つまり危険部位以外でも蓄積するという一つの論文を発表しております。こういうことを考えたら、今まで危険部位以外は安全だと言っていたものが安全じゃなくなつてしまいます。

それで、ここにも書いてございますけれども、骨のついていない牛肉は食べて安全と評価。骨のついていない牛肉。つまり、骨がついている牛肉だつて、今市場にはたくさん出回っているわけですね。こういうものも、日本を含む各国は安全対策をとっている、こういう話が出ているんです、果たして本当かどうか。

これは、時間が私ありませんが、こういう部分も十分確認をしていただいて、行政的な指導、リーダーシップをお願いしたいかと思つて、そして、国民の生命財産を守っていただく責務、努力をしていただきますことをお願い申し上げます。以上です。終わります。

○森委員長　次に、小沢和秋君。

○小沢和委員　国際障害者年から二十一年たつた今、我が国では、働いて自立しようという障害者の意欲が年ごとに高まっております。そのことは求職者数の増加にはつきりとあらわれております。一九九一年五万四千三百五十六人が、二〇〇〇年十三万九千五百五十七人と、十年間に有効求職者数は二・四倍になっております。

しかし、実際に就職できている人数は、不況の影響もありますが、同じ期間に二万九千六百五十人から二万八千三百六十一人と逆に四割も減つております。就職難はますます深刻になっております。

大臣は、今回の法改正で、間違いなく、障害者の働いて自立しようという意欲が本当に実現できるようにするとお考えでしょうか。

○坂口国務大臣　一つは、現在の経済状況というものに非常に大きく影響していることは間違いございません。年々歳々、この障害者の雇用というものは、今までずっとふえてきておりました。しかし、この三年ぐらゐの間を見ますと、このふえ方がとまってしまひまして、若干、何となく少し減りぎみのような感じになっております。

この内容を見てもみますと、大きい企業のところは減っていないんですけれども、百人以下の中小企業のところは、この三年ばかり急激に雇用が減つてきております。そうしたことが影響を及ぼして全体の雇用率が上がらず、若干低迷ぎみといったことに今なっているというふうに思つておりまして、現在の経済状況からいいますと、や

むを得ざる側面もある、百名以下の皆さん方のところではやむを得ないところもあるというふうには思わざるを得ません。

しかし、障害者のことを考えておられます、それは言っておれませんので、これからこれを今以上に上げていかなければならない。そのための一つの、今回のこの法律でございまして、我々はこの法律を通すことによってさらに障害者の雇用というものを伸ばすという決意を持ってやっております。法律だけができたから、それですべてができるというわけではありません。やはり、その法律の趣旨をよく理解して、そして総力でこれに取り組むという姿勢がなければできないことだというふうに思っております。

○小沢和委員　障害者の実雇用率が二〇〇一年で一・四九％であるということは、さつきからたびたび出ております。私も、ここ数年ほとんど伸びていないが、長期的にはある程度伸びてきているんだと思つておりました。大臣も今そういう認識を披露されたと思うんです。

ところが、ある人から、重度障害者を二人分とするダブルカウントや、週二十時間という短時間労働者まで常用労働者として数える対象の拡大、知的障害者の参入などの措置が講じられて、ようやくこういう数字になつていてと教えられました。二〇〇一年度の一・四九％は、ダブルカウントを除くと、何と一・一〇％にしかならないというんです。これは、一九七七年にこういう計算方法になった最初の年の一・〇九％とほとんど同じと聞いたんですが、そのとおりでしょうか。もしそれが事実なら、この二十数年、障害者の雇用は何も改善されていないことになるんじゃないでしょうか。

○澤田政府参考人　重度障害者が雇用された場合には、一人を二人にカウントするということで、ダブルカウントということですが、それをシングルカウントだということにいたしますと、平成十三年は一・一〇％、事実であります。昭和五十二年〇・九六％でございましたので、この間〇・

一四％上昇ということになります。なお、この間、雇用される障害者の中で重度障害者のふえ方が高いということを反映いたしましたところでもあります。したがって、この同じ昭和五十二年、平成十三年をダブルカウントと比較いたしますと、五十二年は一・〇九、平成十三年は一・四九ということで、総体的には障害者雇用は進んでいるというふうに考えております。

○小沢和委員　今のは余り説明になっていないと思うんです。

次に聞きますが、五十六人以上を雇用している全国のすべての企業が一・八％の障害者雇用率を義務づけられております。その総数は二〇〇〇年度で六万六千五百一十一社になります。そのうち、未達成企業の率が五・三％、数でいえば三万三千七百八十七社ということになります。私がいただいた資料では、二十年ほど前から未達成企業はほぼ一貫してふえ続けております。法定雇用率が途中で二度引き上げられたことはあるにしても、二十年前が一万七千七百七十一、十年前が二万三千三十一、そして現在が三万三千七百八十七、約二倍にふえております。

先ほどの雇用率といひ、この未達成企業数といひ、どこから見ても障害者雇用は改善されていると言えないじゃないですか。

○澤田政府参考人　委員御指摘のように、雇用率未達成企業の割合は、平成十三年、五・三％であります。この未達成企業の割合は、比較可能であります。二十五年前、昭和五十二年から増加傾向にあるところも御指摘のとおりであります。

しかし、先ほどの繰り返しになりますが、実雇用率、これは長期的に見て上昇しているところでありまして、特に千人規模以上の大企業では、昭和五十二年の実雇用率〇・八〇から平成十三年の一・五七へと倍増しております。障害者雇用は着実に改善しているというふうに考えております。

○小沢和委員　いや、だからさつきから言つて

いるように、ちつとも改善されていないんです。

問題は、未達成企業に対する政府の指導だと思ふんです。未達成企業がこれだけあるのに、雇入れ計画の作成を命令された会社が、この数年、毎年わずか二百社前後、計画の適正実施を勧告された会社に至っては数十社にとどまっている。どういふ基準でこういう指導を行う対象企業を選んでいるのでしょうか。未達成企業数と比べて余りにも少ない。この程度で実効ある指導が期待できるんですか。

○澤田政府参考人 雇入れ計画作成命令は幾つかの基準を要件にして発出しておりますが、一つは、雇入れ率を達成するために今後新たに雇入れなければならぬ数が相当あること、それから二点目は、新規の労働者数、これは障害者だけではなくて、企業としての新規の労働者数の受け入れが相当数見込まれるというふうなことを要件に発出してあります。

それから、適正実施勧告につきましては、雇入れ計画作成命令に従って雇入れ計画をつくり、それを実施した状況をよく見まして、雇入れ計画の実施状況が正当な理由がないにもかかわらず計画どおりに進んでいないという事業所に対して勧告するものでございます。

なお、雇入れ計画作成命令の対象にならない雇入れ率未達成企業、いわば法定義務のからないうところに対しても、雇入れ率が未達成であれば、管轄公共職業安定所等が指導を行い、早期に雇入れ率を達成するように努めているところであります。

○小沢(和)委員 三年前から法定雇入れ率が一・八％に引き上げられました。この年に計画作成を命令された会社が二百七十七社、適正実施を勧告された会社が十社あります。これらはすべて、一、二年で命令や勧告どおりに改善され、一・八％をクリアしたのか。

法律では悪質な未達成企業は公表できることになっていますが、実際に公表したのは二十六年間でただ一度、九二年の四企業だけであります。私

がいただいた資料では、公表を前提とした特別指導が行われた企業がこの三年間で四件、七件、二件あります。これらが公表に至らなかったというのは、これらの企業は最終的には一・八％をクリアしたからですか。

○澤田政府参考人 雇入れ率未達成企業の公表という仕組みが法律上ございますが、雇入れ率達成について、先ほど申し上げました勧告をし、それを誠実に実施していただいて、その結果、どうしても雇入れ率が達成できないという状況がある場合には、先ほど申しました合理的な理由がないということではなくて、努力したかという点、どうしても諸般の事情でできないという場合には必ずしも公表していないということでもあります。

○小沢(和)委員 努力したけれども達成していないと見られる場合にも公表していないというんだら、結局、少しでも何か格好をつけたら公表しないということになるんじゃないですか。これは余りにも私は企業に甘い態度ではないかというふうに思ふんです。

こういうような甘い指導だから、先ほどから言っているように、雇入れ率はさっぱり上がらないし、未達成企業はふえ続けるばかり、こういうことになるとんじゃないかと思ふんですが、大臣、いかがですか。

○坂口国務大臣 まあ小沢委員とは意見が違ふことが多いんですけども、このことについてはおっしゃるとおりだと思っております。

○小沢(和)委員 しかも、今の一・四九％という雇入れ率も、ダブルカウントなどのほか、さらに除外率というだけまで覆かされているわけでありまして、一番低いところで一・〇％、高いところでは何と一・〇〇％、こうなると全く障害者を雇う必要がないということになります。この除外率されている職種も含めて雇入れ率を計算すると、我が国の実際の障害者雇入れ率は、さっきの一・一〇よりさらに下がって一・〇九八となるというふうに伺いました。

この除外率は七六年から設けられたものであり

ますが、当時は厳しい肉体労働や高度の知識、技能などが必要とされる職種を除外したというんです。この間の労働環境の整備やIT技術の進展によつてその職種の労働実態がさまざま変わりましたが、そのまま放置されてまいりました。今回、その見直しをするのはいいんですが、一律に一・〇％引き下げとはどういうことでしょうか。それぞれ、職種、職場ごとに検討すれば、もっと大幅に引き下げ、除外率をゼロにできるところもかなりあるのではないかと思います。今後どう改善されるでしょうか。

○澤田政府参考人 現在、業種ごとにかなりの差がついております除外率につきましては、御指摘のような事情を考慮して設定されたものであります。この間、技術進歩、あるいは企業の努力、あるいは意識変化等々で環境も大変変わっておりますので、これまでの除外率を固定的に考える必要はないということも審議会でも十分議論なされました。

現実的にどうやって下げていくかというところになりましたときに、それぞれの業種の今日の状況についてきっちり調べて、それを踏まえた新しい、格差のある除外率をつけてもいいじゃないかという議論はございましたが、実態調査をするには相当の労力と時間を要しますので、一刻も早く引き下げに踏み切るといふ意味では、いろいろ意見はありましたけれども、一律下げるということとで、とにかく一歩を踏み出そうという関係者の合意になった次第であります。

ということで、一歩を踏み出した後につきましては、どういう形でさらなる除外率の縮小をしていくか、これはいろいろな議論を今後実態を踏まえてやっていきたい、こう思います。

○小沢(和)委員 私は、これまで政府の指導姿勢が余りに弱いということを指摘してまいりました。ところが、驚いたことに、政府機関の雇入れ率が、この一年で二・一五から二・一四に下がっております。同じこの一年間に、都道府県機関は二・四三から二・四五へ、市町村機関は二・四四

から二・四六に上がっております。

さっきも、障害者雇用促進協会という名前だったと思いますが、その自身が障害者を雇用することに熱意がないというお話がありました。国が雇入れ率を下げておきながら、民間にはもっと上げろという指導などできるわけがないんじゃないでしょうか。みずから襟を正し、障害者の雇入れ率向上に政府機関を挙げて取り組むべきではないか。

しかも、政府が除外職員にしているリストを見ますと、これがなぜと思う、特別職公務員、裁判官、教育職員などの職種がずらりと並んでおります。大部分は外せるものではないでしょうか。民間に先んじて除外職員の制度を廃止したらどうですか。大臣、いかがですか。意見が一致したんだから、こども意見が一致しますね。

○坂口国務大臣 全部が一致するというわけにはいきませんので。

学校の先生などににつきましては、これは資格も要ることでございますから、障害者の中にたくさん資格を持った方がおみえだということだしたら、これは話は別でございますけれども、そうしたことも考慮していかなければならないというふうに思います。

しかし、トータルで見まして、国家公務員のところは雇入れ率が低いというのは、これはもう小沢議員御指摘のとおり、それは私も謙虚に反省をして、人に言う前に自分たちが上げなきゃならぬい、ここは御指摘のとおりだと思ひます。

○小沢(和)委員 今回の法改正では、今まで企業ごとに算定していた障害者雇入れ率を、子会社を含めた企業グループごとに算定できるようにいたしました。これは本来に雇入れ率引き上げに役に立つのか私は疑問に思ひます。今後、親企業は障害者を雇用せず、子会社に雇わせて雇入れ率を稼ぐというふうなことはないでしょうか。この改正のねらいを改めて伺ひしておきます。

○澤田政府参考人 特例子会社制度は、障害者に配慮した職場環境の設定とか障害特性に対応した業務の再編成等が行いやすいということで、特に

知的障害者、重度の障害者の職域が拡大するとい
う大きな利点がございます。

そうした中で、今回、企業が分社化するとか統
合するとか、いわゆる企業組織の再編成が活発化
しているという中で、この特例子会社制度をどう
いうふうにしていったらいいかということを考え
たときに、親会社が責任を持つという大きな枠
の中で、企業グループ全体で子会社におきます障
害者に貢献する仕組みをつくる。そして、特例
子会社というものを、大変な企業再編、経営環境
の中でも経営の安定と発展、あるいは新たに特例
子会社をつくっていくということを促進するとい
うねらいがあります。

そうしたことによりまして、特例子会社を、あ
るいは連結子会社等々、グループ全体で障害者の
雇用を促進するという、いわば弾力的なスキーム
ができたということで、障害者の方々にとりまし
ても、特例子会社だけではなくて、他の連結子会
社等々でも、自分の適性、能力に合った職域が拡
大する可能性が十分あるということを考えている
わけであります。

そして、現実にも、これまでの特例子会社の実
績から申しまして、親会社の障害者に対する雇用
実績、あるいはグループ全体としての障害者に対
する雇用実績が、他の特例子会社のないケースに
比べれば結果として大きい効果があるという実証
がありますので、私も予想したスキームが円
滑に動くということを期待し、また、していき
たい、こう思っております。

○小沢(和)委員 切りをつける意味でもう一問だ
けさせてください。

私は、そういう危惧の念を事実で確認しよう
と、ある特例子会社を見学させてもらいました。
特例子会社は、もともと障害者を集中的に雇用す
ることを目的としております。私が見せてもらっ
たところは、障害者が七〇%を超えておりまし
たが、親会社も障害者雇用率は二%以上でした。そ
の企業については、私の危惧は外れていたわけ
です。

その特例子会社は、銀座の超一等地であり、パ
ンをつくり売る店でしたが、重度知的障害者を中
心に雇用しており、そういう人々が生産から販売
まで行っておりまして、訓練すれば製品のロスも
ほとんどなく、レジも打てるようになるというこ
とで、賃金月額十三、四万円。親会社が応援する
のはクリスマスケーキの社員による大量購入ぐら
いで、あとは独立して十分に経営できるとい
うことでした。今このノウハウを各地の共同作業所に
広げ、チェーン店のパン屋がふえております。こ
れも立派なことだと思っております。

私は、真剣に障害者を雇用し、その能力をフル
に発揮させればこれだけのことができると大変感
銘を受けました。こういう特例子会社をもっとふ
えてほしい。

しかし、この制度ができて何年もたつのに、ま
だ設立されたのは百十四社、雇用されている障害
者は二千八百三十九名にすぎません。諸外国の障
害者実雇用率は、フランス四・〇%、ドイツ二・
五%などという状況ですが、日本ももっと高い目
標を掲げ国を挙げて取り組めば、それが可能であ
ることをこの店の先進的経験が教えているのでは
ないかと思いますが、最後に大臣の所見を承りた
いと思います。

○坂口国務大臣 私は特例子会社と言われている
ところを拝見したことがございまして、立派に多
くの皆さん方がお仕事をこなしておみえになりま
りて、非常に感動しまして帰った一人でございま
す。

したがいます、これからそういったところを
ふやしていく、そうしてそれを行うことが、その
親会社の方はそれで手を抜くということではなく
て、そういう特例子会社を持つということによつ
て親会社そのものも私は刺激される。やはり障
害者の皆さん方を雇うということが、企業のその
名前というものについても、企業がそれを行うこ
とによつて、企業がそのことによつて社会からも
評価をされるということがやはり私はわかるので
はないかと期待しているところでございます。

○小沢(和)委員 終わります。

○森委員長 次に、金子哲夫君。

○金子(哲)委員 社会民主党・市民連合の金子で
す。障害者雇用促進法の改正に当たって幾つかの
御質問をさせていただきたいと思っております。

後の方で質問しようと思いましたが、今、小沢
委員からの質問の中で教職員の採用の問
題について大臣ちよっとお答えになりましたの
で、言葉じりをとらえるわけではありませんけれ
ども、資格がある人が今何人いるだろうかとい
うお話でございました。

そもそも門戸を閉ざしておれば大学で教育資格
をとろうということ自身がないうわけでありまし
て、教育現場に対して門戸をまず開くことをはっ
きりすれば、それであっても四年たたなければ初
めて資格をとることができないという状況で、一
日も早くこの除外指定を解除するということが、
むしろ逆に言えば早くやることの方が意味がある
のではないかと今ふに思っております。

といひますのは、障害者の自立とか社会参加の
ためには、そういうのは、お互いが、学校現場でも
今既に子供たちをできるだけ同じ場所で教育をし
ていくということが進んでいるわけで、インクル
ージョン教育とかいうことで、その推進をする
ということになっております。もちろんこれは子
供たちの問題ではありますけれども、同時に、教
育側の側面も障害を持つ人たちがふえていくこと
によつて、それはより推進をされるということに
なると思っています。

先ほども言いましたけれども、公立小学校が、
教職員が除外職員となつていくということは、教
育現場の中にそういうことを推進していくという
ことと、ある意味では逆行している面もあるわ
けです。そういう意味では、平成十六年の四月か
ら除外率の見直しとかが行われる対象になったこ
とを逆に言えば、そういう趣旨を進めていくために
も、早く除外職種としての指定を解除して、障害
を持つていらつしやる皆さんに対しても、資格を

取つていただければ職場として確保できますよと
いうことを示すことの方が今重要ではないか。

これは文部科学省との関係もありませんけれ
ども、そういうことを早急に進めていくというこ
とが大事だということに、今資格のある人がいない
からということではなくて、逆に、そういう職場
をつくっていくことによって、障害を持つてい
る人たちに教育現場への希望を、また、資格を取
得しようという状況をつくるということの方が大事
ではないかと思っておりますけれども、どうでしょ
うか。

○坂口国務大臣 今聞きますと、学校の先生の場
合には五〇%になつていて、小学校は七五%だそ
うでございまして、ちよっとこれは高いですか
ら、早くこの辺のところは低下をさせて、そし
て、多くの皆さんが、小学校や中学校におきま
しても教壇に立つていただきましたり、あるいはま
たその他の分野で働いていただけるようにやはり
しなければならぬというふうに思っております。

○金子(哲)委員 これは職業安定局長にお伺いし
ますけれども、今の数字は公立学校の数字です
か、私立学校ではないんですか。公立学校にも既
にそういうことが採用できる枠があるんですか。
○澤田政府参考人 今、大臣が申し上げましたの
は民間の学校の場合の数字でございまして、公立
学校の場合には、除外職員という形で、高等教
育機関の教員、小学校、幼稚園の教員という形
でアップされているということでありまして、
○金子(哲)委員 ということは、私立の小中学校
では数値は高いとはいへば採用はできるようにな
っている、しかし、公立学校は除外されているから
対象になつていないということになるわけでは
ないか。

○澤田政府参考人 公立の場合には職員という形
で出ておりますので、その職員に属する方はみん
な除外ということになります。この制度を、今
回、国も地方公共団体も民間と同じように除外率
に転換する、除外職員制度をやめるということ

で、民間により近づくということを法案の中でお願いしているところであります。

○金子哲委員 つまり、おっしゃったとおりだと思ひますので、ぜひ、そのことを早くやらなければ、そういう門戸が開かれたという状態が、早くやって、しかも先ほど言いましたように、四年先に、例えば大学は、初めて教育課程を受けようとするのがスタートするのは四年、そして、資格を受けるのは最低でも四年かかるわけですね。そうすると、こういう問題は十六年とかいうことにとらわれずに早く指定を除外して、除外率の問題もありますけれども、そういうことをすべきだと思ひますが、その点、重ねてお伺ひします。

○澤田政府参考人 今回の法案の中で、その部分の施行期日は平成十六年四月からという御提案をしております。

私どもは、その前の二年間の準備期間の間に、公務員関係の除外職員については関係各省となるべく早く折衝をして、どういう形で除外率という形に転換していくかということをはつきりさせて、その準備期間の間に、皆さんになるべく早目に周知して体制をとっていただくというふうなことをぜひやっていきたい、こう思っております。

○金子哲委員 ぜひそうしていただきたいと思ひます。特に教職員の場合には、資格という問題もありますので、早目に周知をしていただくということを強く要望しておきたいと思ひます。

さて、この障害者雇用を拡大するということには、やはり企業の理解ということが非常に大きいと思うわけです。

私も、二百三十八人の従業員のうち二十四名の障害者を雇用している企業の方にいろいろお話を伺いましたけれども、そういう企業の方が他の企業の方とお話をしても、やはり障害者を雇出したときに、例えばトイレの問題であるとかいろいろなことも含めて、不安が実はある。

そういう意味では、その不安を解消していく、また理解をしていただくための努力ということ

非常に重要だと思ひます。もちろん数字で強制的に押しつけることも重要ですが、やはり理解をどれだけ広げていくかということが重要だと思ひます。そういう努力は、今どれぐらい、どんなことでやられていますか。

○澤田政府参考人 一つのタイプとしては、障害者を雇っていたが際の際のいろいろな助成という仕組みがございいますが、もう一つは、雇うということと自身にちゅうちよされるケースに対して、いわゆるトライアル雇用事業というものを、平成十三年度、今年度とやっております。

委員御指摘のように、障害者をまだ雇ったことがないという企業につきましては、このトライアル雇用制度を利用して、三月間、試しいいますか、トライアルで雇っていただく。その間に、障害者に対する意識、場合によっては従来の誤った見方等々が直されて、かつ、障害者の能力が企業の方とマッチすれば正式雇用に移行していただくという事業をやっております。

これは、既に障害者を雇った経験のある企業ですらに雇っていただくために使うケースもありますが、でき得れば、まだ雇ったことのない企業により多く使っていただくというふうなことも現在考えているところであります。

○金子哲委員 私も、今お話があったトライアル雇用についてちよつと聞いてみました。また、厚生労働省の現場の皆さんからも、この制度は割合といい成果を上げたということを直接お伺ひしております。

ただ、私、ちよつと、この中で、あの文章を読んで気になる点は、一つは、日本障害者雇用促進協会が認定した事業主という条件が書かれているんですね、案内文の中に、だけれども、その、認定した事業主というのはどうかということ。

それから、先ほどお話がありましたように、新しい、初めて雇用するところにこういうトライアル雇用を活用してほしいというお話を伺いましたけれども、私は、実はちよつとおたくの省にも

問い合わせをしましたし、県の窓口にも問い合わせをしたんですけども、新しい企業が、どういう企業が、実は私もそこに関心があつて、この中でどれだけの新しい企業がこのトライアル事業で受け入れていたかということがわかりましたかと言ったら、残念ながら今数字が出ませんという話だったんですよ。

私にはちよつと、この趣旨を本当にどのよう身体して、むしろ、そんなことが基本的にあるとしたらもうそんな数字はすぐに出てくるべきだと思ひます。どうもその辺が、本当に新しい企業がこのトライアル雇用というものに挑戦していただきたらどうか、結局は経験のあるところがいることになつたんじゃないかということを危惧するのですけれども、その辺はどうでしょう。

○澤田政府参考人 まず、前段の、日本障害者雇用促進協会が認定した企業というお話がございした、これは、トライアル雇用制度を使つてみたいという企業がまず申請するというところで、その申請について、よほど障害者雇用の受け入れ環境として悪いとかいう問題がなければ認定するということでございしますので、厳格な認定行為というものはございせん。

それから、初めて障害者を雇う企業にどれだけトライアル雇用事業を適用したかという点であります。十三年度からスタートした事業で、全国全体をシステムチェックに調査するということに残念ながらまだなつておりませんので、八県についてヒアリング調査を行った結果がございします。

十三年度、八県において、トライアル事業を活用した事業所は百八十八社ございしますが、そのうち六十社が初めて障害者雇用に取り組んだということになつておりますので、約三割強が初めての企業に適用ということでございします。

○金子哲委員 本来の趣旨からいうと、ちよつと低いと思うんですね。

やはり先ほど言われましたように、例えば、認定した事業主とかいう表現そのものが、何かあらかじめ限定されているような、今局長はそうさ

りとおっしゃいましたけれども、文章上は認定した事業主とかいうことの規制みたいなものがあるようになつたという資料が出ていますと、本来の趣旨が、しかも今おっしゃった分は、全体の文章の中で、どつちかといえば、この案内の中でも後半の部分に書かれているんですね、新しい企業にかいいうのは、むしろそれはもつと前に出ていくべきだというふうになつてきます。

やはり、三分の一ということであれば、新規の開拓ということでは不十分だったというふうに率直に思ひますので、今年度もやられるということですから、ぜひその点はもつと改善をしていただきたいというふうになつておきたいと思ひます。

そこで、この雇用創出トライアル雇用ですけれども、お聞きをしたら、昨年は二千人の規模でスタートされて、実際には二千八人とオーバーをする形で行われた。それで、大体、二千八百八十一人トライをして、本雇用が千五百三十一人あつたという報告をいただいておりますけれども、広島の場合、私が問い合わせたところ、七十五名のトライで六十名が本雇用になつたという報告をいただいております。

そうして見ますと、これはかなり高い数字だと思ひます。やはりそういうことを経験することによつて、受け入れ側も、事業主の側もそうすけれども、働く側の不安も解消していったということでは、いい試みだ。

私は、本当は、最初二千という数字を聞いたとき、二千事業所というふうになつたのですけれども、人数の二千八人だったので、もうちよつと積極的にやっていたかと思ひましたのですけれども、例えば今、広島県内で、昨年の三月ですのもつと変動していると思ひますが、障害者の有効求職者数は三千六百十二人という数字が、出された数字の中にあります。その中で、七十五名対象です、この事業そのものが、そして、実際の状況を聞きますと、大体三カ月ぐらいで、四、五、六という三カ月ぐらいで、この七十五名の要望と

いいですか、割り当てられたものが、枠がいっぱいになってしまったということで、それを一生懸命使われたところは残念がついていらつしやる。

今回の、今年度の状況を見ますと、二百名あて二千二百人ということなんです。二百名は計算をちよつとしましたら、これは、丸々十六日以上働いた場合には月五万九千円の補助といいますが、金額が支給されるということで、三カ月にも直しても約十八万を切るわけですね。それで、二百名といえは三千六百万円の予算枠になると思うのですけれども、これはもつと拡大をして、今こういう雇用状況の中でいろいろな制度がありましても、これだけ効率のいいものに対してはもつと拡大をしていくということを、わずか二百というところについて、予算の問題がありますけれども、その辺について大臣のお考えをお伺いします。

○坂口国務大臣 これは一般会計なものですから、なかなか厳しいですね。我々としては、もう少しこをふやしたかったわけですが、思うようにまいりませんでした。

しかし、この利用者が非常に多いということになれば、これはさらに今後またこをふやしていくことについても、精力的にひとつふやしていくようにやりたいというふうに思っています。

いろいろの考え方、財源についての考え方もあるというふうに思いますから、一生懸命、ふえるというところであれば、さらに頑張りたいと思っております。

○金子(哲)委員 ぜひお願いをしたいと思ひます。

先ほども申し上げましたように、昨年度二千人の予算規模で出されたのが、厚生労働省からいただいた資料でも、既に二千八百八十一人使われておりますから、もう既に今年度の予算と同じぐらいの人数があつたということでありますので、ぜひとも積極的に、もし希望があればこたえていくということをお願いしたいと思います。

その際、私は、先ほど言いました企業の方とお

話をしたとき、今何かほかに要望はないだろうか、障害者雇用の問題で。一言言われましたのは、実は、さまざまな手続が余りにも煩雑過ぎる。書類にしても、提出書類の中身も、そして記載事項も含めて非常に煩雑過ぎる。そうしてまいりますと、事務職員が一人しかいないような事業所ですと、それだけで申請をする気が起こらない。あなたが言うことはよくわかるのだけれども、申請するのにもう大変だという声が非常に強いわけです。

ぜひ、この事務手続の簡素化ということについて検討をしていただきたいと思ひますけれども、その辺、どうでしょうか。

○澤田政府参考人 いろいろ助成金が絡む事業につきましても、乱用防止あるいは悪用防止という観点から、申請、支給手続がかなり厳密になつて

いる嫌いはあります。

そこは兼ね合いの問題でして、それによつて余り助成金が活用されないとか利用者に過大な負担がかかるということとは本意ではございませんので、私も、この間、常に助成金の事務手続については簡素化するという方向で検討を重ねておりますので、本件につきましてもそうした中で努力していききたい、こう思っております。

○金子(哲)委員 ぜひそのことを、現場からの声ですので、強く申し上げておきたいと思ひます。

最後の質問をさせていただきますと思ひます。先ほど、公共企業、自治体、国とかの雇用の問題がありました。その雇用率を上げていくということも非常に重要ですが、もう一つ、例えば最近千葉県などが行われた、ほかの県でも、聞いてみますと例えば広島などでもそういうことを十分配慮しているということでありますけれども、いわゆる物品購入とか業務委託などに際して、障害者の雇用を積極的に行っている事業者を対象にしていくというようなこと。千葉県では、この三月の議会でも、来年度からそうしたい、業務委託などについて配慮をしたいということで決定をされたようであります。それは、いわば懸

念に障害者雇用を推進していく企業の社会的貢献に対しても積極的に受けとめていくという意味で、非常に重要なことだというふうに思ふんです。

今後、これは各企業になかなか言うことはできませんけれども、自治体とか公的機関に対してはそういうことは指示はできるといふふうに思ひますので、ぜひ、総務省などとも連携を強めていただいて、現在の状況も含めて調査をしていただくことも重要だと思ひますけれども、ぜひとも、総務省などとの積極的な連携で、障害者雇用を推進している事業者が本場にそういうところできつちりと受けとめられていく、そういう行政というものに進んでいくようにしていただきたいと思ひます。その点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○狩野副大臣 既に、平成十一年に、前の労働省職業安定局長から、各都道府県知事に対して、物品購入等官公需の発注においては障害者多数雇用事業所に発注していただくように、文書により配慮をお願いしております。

これからも障害者多数雇用事業所の経営の安定を図り、障害者雇用の安定と促進を図られるよう、自治体におけるその発注にかかわる配慮について理解が得られるようにこれからも努めてまいります。

○金子(哲)委員 質問を終わります、もう質問しませんので回答は結構ですけれども、障害者就業・生活支援センターを新たに設置されるということで、各県に一カ所ということですが、私に広島で新たに指定されるであろうという事業所を見てみますと、残念ながら本場に人口の密集度と必ずしもマッチングしていないという問題がありますし、三名という問題がありますので、これはもう少し、本場に職場に近いところ、また、そういうことの要望の近いところとの関係を十分配慮してこの事業を推進していただきたいということを最後に要望して、質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

○森委員長 次回は、来る十日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

平成十四年四月十六日印刷

平成十四年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D